

◎ ゑる粉屋の旦那で土方 ◎

基督教と祖先崇拜

明治四十三年八月の旭光

△ 隸書體活字の名刺に士族▽

士族と書いてあるのが尊ひ、御當人は土木工夫と云ふと少し體裁よく聞えるが實は土方である。日雇取りである。所が此土方が年始暑寒にやつて來る名刺には士族加藤竹太郎と恭々しく印刷してある。士族だつて何だつて、何んだ土方ぢやあ無いかと云へば云ふものゝ勞働は神聖だ。土方でも人足でも、日本人氣質があれば尊ひ、實に彼れには士族の肩書を振り廻すだけの氣質があつたから尊ひ、それが基督教を信じたによつて、生れ更つた新生涯の人の身の上にあつたのだから尙尊ひ。

△ 御膳おしるこ、すしやの旦那▽

間口二間、二階建の小綺麗なすしや、場所は名に負ふ電車通り、繁華な軒並で、女

房が甲斐くしく、すしも、しる粉も自分で捲るので、無駄な減りも立たず、最う開業からは五年にもなるのだから、夫婦に八歳の小忰一人の所帯は立派に樂にやつて行ける、優に暮せる。所が此家の旦那は毎日朝早く出て、夕遅くまで泥だらけな絆天股引、草鞋穿きで、日雇人足の土方に出る。近所の者が、旦那は最う土方なんぞに出ないでも可いでは無いかと云ひますと、主人は曰ふ、私は一度失敗して、後に神様に助けられて新生涯を作つた人間で、眞の無一物から、先ア斯うして樂に暮せるまでになつたのですから、一日でも樂をして日を送つては濟みません、冥利のためには、何うしても私の體軀の續く間は本を忘れないで、矢張り土方を致しますと、欣んで勞働をして居ました。

△ 何處までも變つて居る▽

しる粉やの店の額が變つて居る、大入叶でもなければ、千客萬來でも無い。警視總監と云ふ怖らしい御方から下げられた言渡書。而かも前の内務大臣であつた大浦子爵の御名墨黒々と筆太に、斯くと書かれた御墨附であるのは、何處までも妙では無いか。

加藤竹太郎

明治三十三年九月二十九日人命ヲ救助候段其功勞尠
カラス仍テ金七拾錢ヲ賞與ス

明治三十三年十月十五日

警視總監 大浦兼武 印

△ゾボンと飛込んだ亀井橋▽

主人竹太郎が未だ所帯も何も持たないほんの飛出しの身の上で、私の神田南
神保町の宅に寄宿させてあつた時の頃だ、或日築地の亀井橋の川端で、炎天に
照らされてドンコッン〜と、道路直しの土方をやつて居ると、アラ〜とい
ふ人聲で大騒ぎ、忽ち川端は人の黒山になつた。竹太郎も何事かと、人を掻き
分けて見ると川の真中に、五つ六つの子供が溺れて、流れて行くのだ。所がこ
ゝは海岸近くであるのに、恰度今干潮なので、ステキに水の瀬が早いもので、怖
がつて誰れも彼れも川に這入つて助けやうとする者が無い。之を見た竹太
郎は、我が身を忘れて川に飛び入り激流に逆つて、遂々子供を小脇に抱き込み、

ま 且
る 旦
粉 那
の 屋 方

店頭
の
額

加藤竹太郎

土方の名刺



加藤竹太郎

明治三十三年九月廿九日
人命ヲ救助候段其功勞尠
依テ金七拾錢ヲ賞與ス
明治三十三年十月十五日

警視總監大浦兼武

川岸に泳ぎつきました。無けなしの錢も、褌口も帽子も何も流して了つた。併しマンマと子供の生命は救ひ上げたのである。

△歸宅して手柄斬をせなんだ▽

其日の事私ども、最う眠やうと思つて居た頃に、ドン／＼門を叩いて來た見馴れないおかみさんが、何んだが戸口を這入るや否や、しやにむに禮を云ふ、何か何んだか一向に譯が解らない。段々聞いて見ると、今日自分の子供が川に落込んで既に死ぬ所であつたのを、此方の若い衆の加藤と云ふ人が、生命懸けで飛込んで助けて下さつたのです。どうも御蔭で子供の生命が助かつたのです、眞實に難有くつて／＼と、御禮を浴せ掛けられたので漸く話が解つた。そこで私は直ぐに加藤さんと呼んだ。加藤はあの下の中庭前の八疊に、石原君や茨君なんぞと同室に居たのだから直に出て來た。聞いて見ると左様だと云つた。併しそこで加藤は感心な男さ。斯う云つた、ナアニ御禮どころではありません、坊ッちやんの御運が強かつたのです。天の御助けでございませ、何にしろあの水勢ですもの、碌に泳ぐ事も知らない私殊に十何年も水にな

んぞ這入つた事も無い私が、我を忘れて身柄其儘で飛込んで、あの水勢に戦つて坊ちやんを抱き上げて來たのですもの、神助けでなくつて出來るものではありません。私もあゝいふ場合に立入つて人助けの御用をしたかと思へば、眞實に嬉しうございます、と少しも自分の功に誇らず、恩を天に歸して歎んだのには、傍に居た私も心から嬉しかつた、胸がドキ／＼する程血が踊つた。

△主人の昔は何か▽

新生涯の人の古き生涯を今更いふも氣の毒のやうだが、新生涯の美は、舊生涯の醜を抹殺して尙餘りある事績ですから、之を云ひますが、實は窃盜強盜五犯といふ前科者で、出獄後、親戚故舊の便るべくも無く、私の手許で保護をしてやつた出獄人の一人であつたのです。彼れは我々が監獄の教誨に與つて居た頃に、教に這入り爾來熱心に基督を信する者と爲り、其信仰に由つて此新生涯を作つたのである。

△神の恩は深く厚し▽

恰度可かつた。と云つては可哀想ですが、そこにも亦天佑ありです。加藤は、

フト腹水病に罹り一箇月ほど病んで本年の三月十三日に没しました。そこに一つの又難有い事があつたのです。彼が病の床に就く僅か三十日程前、一月の十五日に私方で一の小集會を致したのです。此集會と云ふのは紀念會とも事業成績報告會とも云ふ譯で、被保護人の中で東京に住んで家業も優かに暮して既に保護の後數年を経た者で、手を引いて同道して來る事の出來る子供を持つて居る者を若干人呼んだのです。残らず呼び集めては、餘り混雜にもなりますから。其時には加藤も伴を同伴して來ました。彼れは彼れが年來紀念品として、年頭儀式に着用して來ます加藤家の紋所、下り藤を染め抜いた五つ紋の黒羽織を着し袴を穿き、同じ紋附の羽織袴の伴を連れしました。

△來賓は最上者 來衆は何か▽

此日の來賓は、司法大臣子爵岡部長職殿、男爵澁澤榮一殿、内務地方局長床次竹二郎殿、内務書記官中川望殿、其外内務司法の方々、之に紀州侯爵徳川頼倫殿、田安伯爵徳川達孝殿など列々であつた。所で來衆は加藤始めてあつたのだ。貴賓は親しく一室に席を交へられ、懇なる訓話を與へられました。

來衆の光榮名譽、感涙を流すの外なかつたのです。

△望み適ひし十年目▽

羽織の裏を見せよ、との岡部法相の御詞に由て、貴顯の御席上をも憚らず、脱ぎて御覽に供したる羽織の裏には、薄鼠色の甲斐絹地へ老畫伯ボンチ畫で名高い小林清親翁の揮毫、水面に鯉の勇ましく跳ね上り昇天なさん勢を示す、傍に帽子の流れて居る珍無類の畫である。何故に加藤の此黒羽織が貴顯の覽にまで供されるのかと云へば、此羽織は、あの人命救助の賞與金を紀念にさせよ、改心の針にさせよ、と當時其篤行を賞して岡部子爵御夫人等より金を賜り、之によりて造り與へたものである。當時岡部御夫人の御詞に、

此羽織を大切に、して今後五年、もしくは十年の後にも、不相替着用して、機嫌きよに來て呉れる事が出來たならば、之れ程の喜ばしい事はない、

と豫想せられし御望みは適ひて、十年目の今日、此の御席で御覽に入れる事が出來たのであつた。

△祖先崇拜▽

父と母とを敬へ、とは十誠の人事第一に教へられてある。神の教を體して、加藤は身卑しき勞働を取りしとは云へども、心は實に高尚に、祖先を崇拜する人であつた。一子を擧ぐ、其名を竹造とも竹吉とも附けなかつた。祖先の用ひたる通字を取り、基督の御名にもよそへて、基督と命名した。自分が年頭儀式に用ふる名刺には、士族加藤竹太郎と印刷してあつた。士族だ士族だと云ふだけ、自己が新生涯を立派に作つたは、確かに祖先崇拜、高尚の意氣が與つて力あつたのである。

△改めて後の生涯は實に完全▽

死する僅に三十日前に、此の光榮ある御席に出で、自己が十數年の健氣なる信仰生涯の報告をなし、感謝の祈禱をなし、其後は日夜感涙に咽んで喜びつゝありし、間も無く病の床に臥した、とは云へ、妻兒又姻戚等の怠りなき看護に十分の治療を受け、我ら親友も共に枕邊を圍める中に、永き眠につき、天に在す父の懷に入りぬ。ア、彼れは前心を改めて、後の生涯は實に完全。

第六章 生活

第一節 宿舍

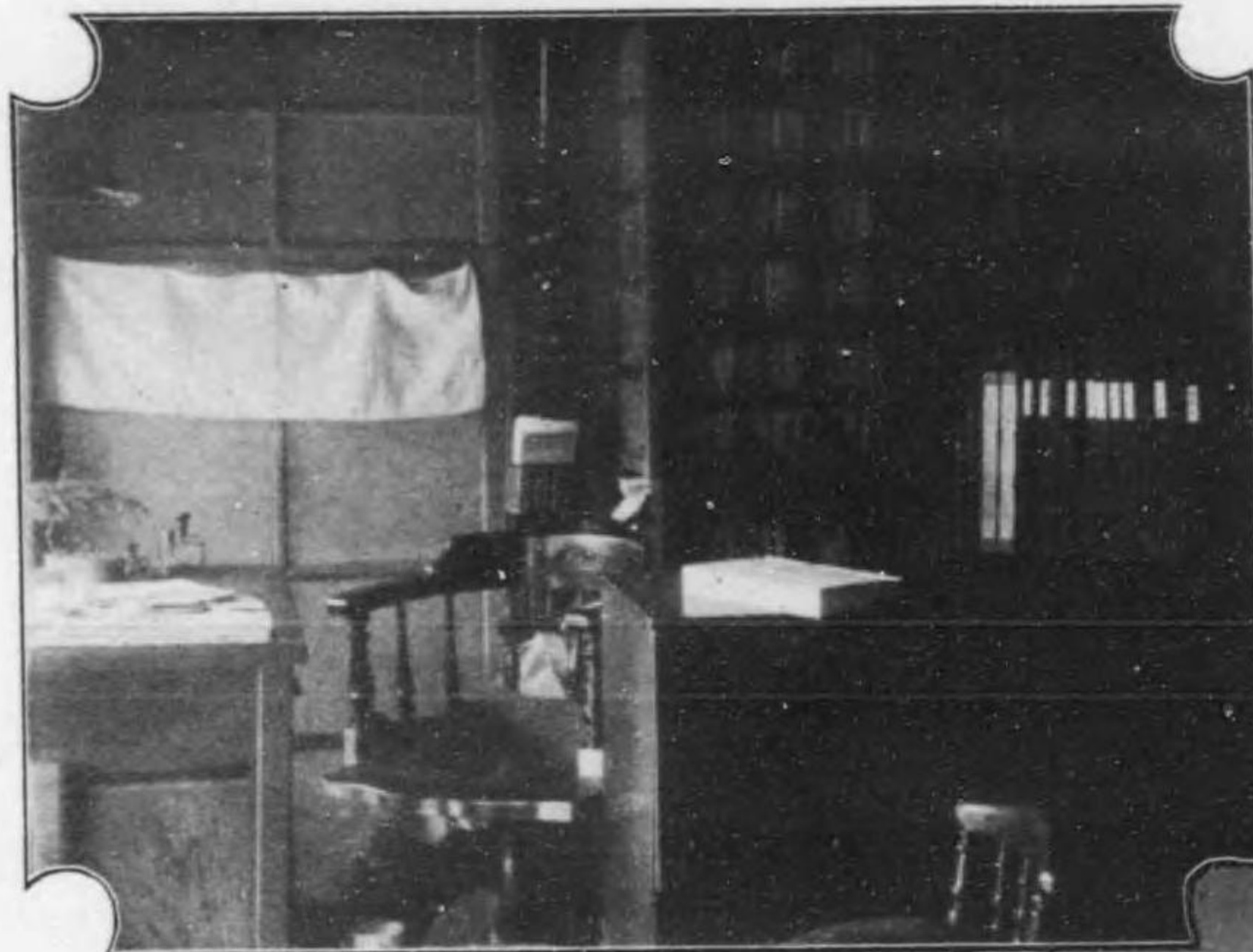
(1) 寄・宿・舎の要否 保護所に被保護人を寄宿せしむることは、保護方法の主要々件には非ず、殊に雜然たる大寄宿舎の如きは、通常最も避くべきものなり。然るに余の曾て之を設置して、五六十人時としては、百人餘の收容者を寄宿せしめたるは、英照皇太后陛下崩御の際、大赦施行に當りて、一時に釋放せられし多數の出獄人を保護するの必要より、當所を東京に創設したるに由るものにして、其の初めは一時的の設計なりしも、被保護人は新陳代謝して常に其の出入を絶たず、遂に其の儘繼續するに決し、明治三十七年最初の創設地たりし神田區南神保町より、現今の元柳原町へ移轉するに至り、爾來小寄宿舎の制を設けたるなり。

在監人と屢ば面接して、出獄後各自に適當なる保護方法を案出するが爲め、獄内訪問(第二章第一節)の門戸を開かれたる、今日の一般保護事業者は、彼等の鑑定に關して、曾て余が嘗めたるが如き痛苦を感せずと雖も、未だ此の特權なかりし以前に

保 護 所 の 建 物



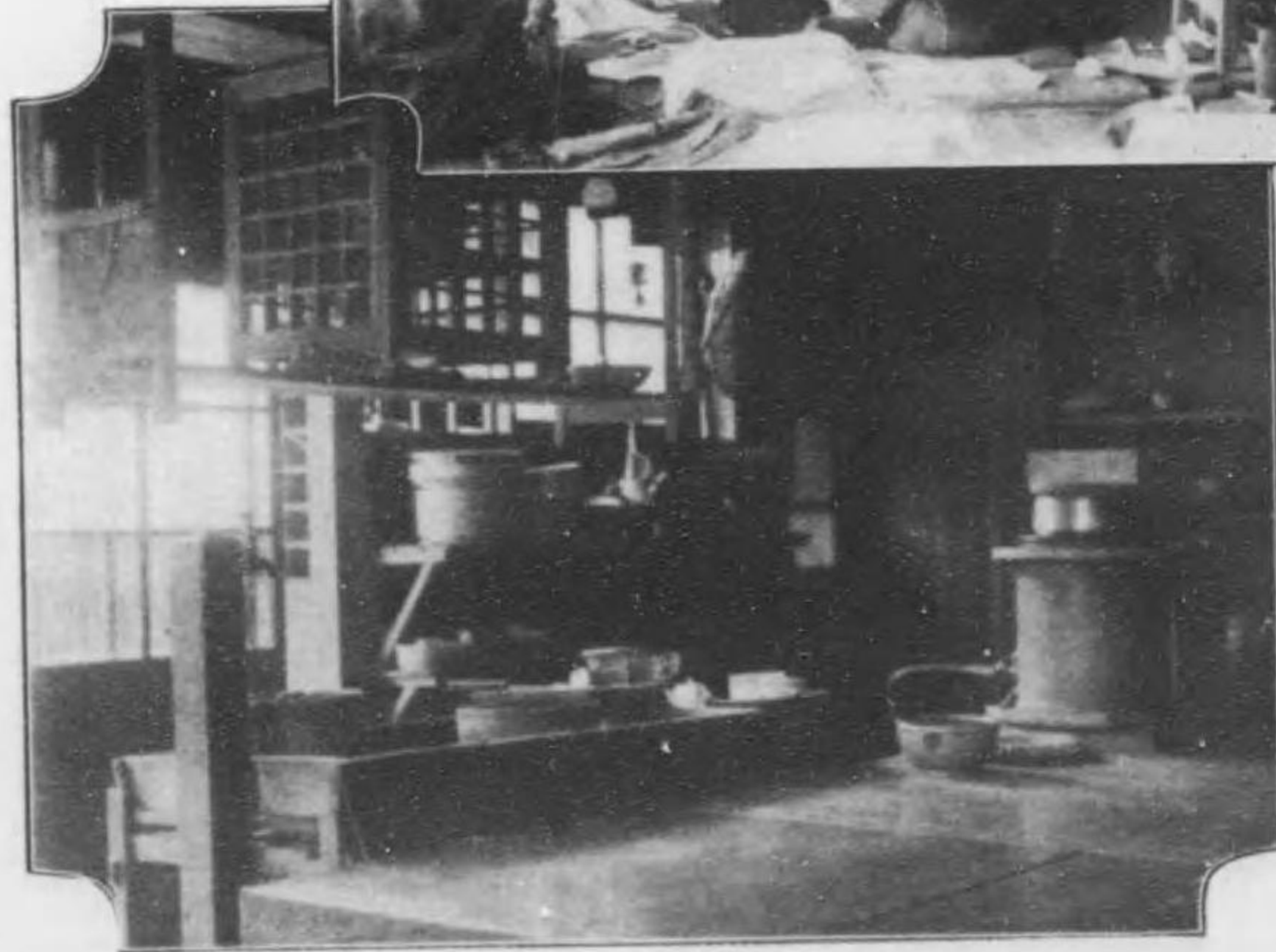
部内の所護保



主管者の事務室



裁縫室
軍用シャツ仕立
の時被保護者八
指南者二



保護所の臺所

於て余が此れが爲め經驗したる困難は實に意想外に屬し、其の收容に際しては、先づ宿舍を設備して之れを迎へ、以て彼等を視察鑑定せざる可からざりしなり。

(2) 宿・泊 保護の必要ありと認め收容したる者は、直に之れを宿泊せしめたり。而して當所へ來りたる者は、前大赦の際、一度に收容したる北海道監獄出獄者の或る者を除くの外は、悉く初識の者のみにして、之等を一面の鑑識を以て、直に家族混住の家庭に同泊せしめ、寢食を共にし、家財の間に置くは、極めて大膽なる方法と云はざる可からず、若し余にして神に對する信念なかりせば、到底爲し得ざりし所なり。

(3) 寄・宿・人・の・配・合 寄宿舍各室に同房せしむる人物の配合選擇は、主管者の熟慮を要する所にして、之れに關する余が注意點の一二を掲ぐれば、

- (一) 一室内には強弱新古を配置すること。
- (二) 類似せる性情を有し、年齢及び犯罪經歷等等しく、意氣相投じ、忽ち熟懇となり易きもの、換言せば再犯の共謀者と爲り易き者は、之れを近接せしめざること。
- (三) 贓品故買の經歷ある者を、巧妙なる商賣的窃盜者、或は旅稼ぎの窃盜者等に

近接せしめざること。

- (四) 短慮過激の者同志。學生同志。其の他性質類似の青年同志等喧嘩を起し易く、或は夜遊び、寄席遊び等に同意し易き者を互に相近げざること。
- (五) 被保護人の希望に依りて、随意に既定の寄宿室を轉換せしめざること。
- (六) 必要に際し、主管者の權能を以て、突然寄宿室を轉換せしむること。

等の如し。

(4) 寄宿の期間

(一) 寄宿期間を定めず。規則に拘泥せざるは當所の特色なるを以て、寄宿期間に關しても、特に制定を設けたるとなし。寄宿生活は可能的長からしめず、一日も早く社會に彼等を移植すべきは、主管者の責任にして、之れが爲め多大の勞を拂へりと雖も、要は保護の目的を完全に達するにあるを以て、宿泊期間の長短等は必ずしも介意するの要なきを以てなり。

(二) 寄宿期間の統計。千人統計に於て、寄宿者七百七十九人の寄宿期間を徴すれば、即ち左表の如し。

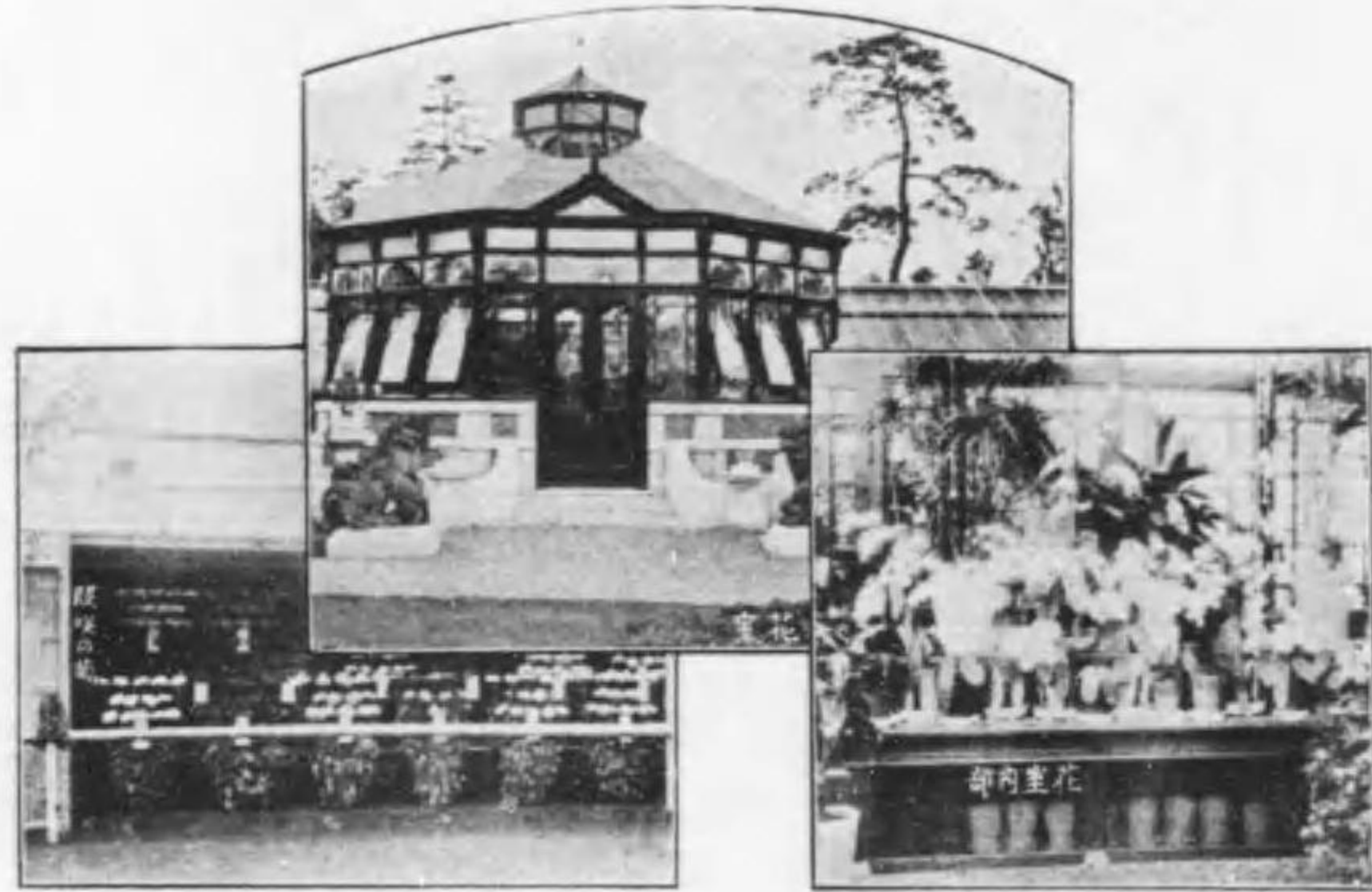
而して此處に注意すべきは、千人中二百二十一人は寄宿せしめずして保護を與へたるものにして、之れを以て見れば、保護なることは寄宿せしむると否とに關せざるものなること是れなり。

被保護者七百七十九人の寄宿期間

一ヶ月以内	二二九	一ヶ年以上	二二
一ヶ月以上	一四五	二ヶ年以上	二三
三ヶ月以上	一七七	三ヶ年以上	一二
六ヶ月以上	一六〇	四ヶ年程	一二
平均一人	五ヶ月		

(三) 寄宿をさせざりし被保護人。宿所はありたるも、親戚故舊の排斥を受けて活路を失ひし者に職業を授け、或は情實に關する親族間の不和を中裁和解し、或は保證人となりて工場に紹介し、借家保證人となりて更に家庭を作らしめたる等、來往奔走の勞は前項の者と同一なれども、一定の住居を有せし者は、之れを保護所に寄宿せしめざりしなり。

早稲田の菊島と大隈伯爵



観菊慈善遊園會の義捐金によつて建てられた庭の當保護所

伯爵



被保護婦六名と主管理者家族
向つて右の二人は住居の際に婦人は三頁八記の事百女

出獄人保護の實驗

土木工夫 三 青物商 一 刷毛行商 一
水道工夫 三 魚商 一 按摩 一
日雇人夫 五 うどんや 一
園丁 二 煙草商 一

(6) 寄宿料 寄宿費としては、近來瓦斯電燈及び蒲團蚊帳料を合せ、一ヶ月金六十錢宛を徴收することとせり、而して蒲團は收容の當時のみ貸與し、漸次其の收得工錢を以て、自己の所有品を造らしめ、又冬期に於ける炭は、各自の持寄り支辨とせり。

第二節 食事

(1) 食費 食費は總て被保護人の自辨となすも、收容當初にあつては給與することあり。女子に對しては食費を徴せざる代り、之れを保護所に於ける裁縫炊事等の家事に使用し、男子に對しては、衣食費總て自辨と定め自ら働き自ら喰ふ

の主義を實行せしめ又活路に就けば、其の業の種類に依りて収入金に差異あり、職業の就終時間にも遅速あるを以て、彼等の便宜に任すが爲め、各自随意に市中の飯屋に於て食を取らしむることとせり。而して保護所に於ける一日分の食費は實費を以て之を算出し、其の炊事は主管者の許に於て調理し、主管者及び被保護人は同じ飯同じ菜にて食卓に就くを常とせり。

(2) 寄・宿・舎の賄方 曾て主管者の手に於て、賄方を管理したる經驗に就て述ぶれば、

(い) 賄方の人撰 は、凡て寄宿人の投票選舉とし、當選者に對しては、一同より敬意を以て全責務を委任せしめたり。是れ食事の献立、其の他賄方に關する諸處置に關し、苦情なからしむるが爲めにして、當選したる賄方も、亦た能く其の名譽を保守し、權力を收めて、諸事便宜多かりしを實見せり。

(ろ) 賄方の人員。寄宿人の員數に伴ふことなれども、其の最多數なりし八九十人の際、之れに主管者の家族十人を合せ、約百人に對して二人を置き、五六十人の時には一人となし、主管者の家族之れを補助したり。

(は) 賄方の任期 は六ヶ月と定め、年末及び中元は多用の時なるを以て、此機を避け、四月十月を改選期となし、此の期に於ては、舊任者の適否に關せず、必ず新任者を選擧することとなせり。之れ蓋し任務者との昵懇より生ずる不公平を避け、出入商人との利慾弊害を防ぎ、或は任務の適否巧拙に關する賞誹を豫防するが爲めなり。彼等を賄方として物品の買入れ、或は料理の仕方に馴熟せしむるは、世事に觸れ社會を解するに便益最も多かりしが如し。今左に賄方に使ひし十五人の保護成績を掲げん、

良 成績十一人……………現在職業 青物商、魚商、會社小使、めし屋、辨當屋、活版工、

うどん屋、學校小使、書物商、車力、農業。

(不良成績 四人……………現住不明)

(3) 食費の計算 米、味噌、醬油、魚類、野菜、薪、炭、油等一切の實費は一ヶ月毎に計算し、過不足なく使用量を計上し、之れを寄宿人の延人員に割當てて一日分を算出し、更に一ヶ月分を計上するものにして、延人員中には賄方及び主管者の家族數をも加算せり。當時寄宿費としては、點火料、其の他居住に關する附帶費、一ヶ月金

七十五錢宛を徴收したるが、食費は支拂總額を人數に割出すを以て、過不足なかりしも、寄宿費は出入不定の人員より一定の額を徴收せしを以て、月次多少の過不足を生じたり。

(4) 出入商人 當所にては創立以來出入商人を更へたること無し。是れ當事業の趣旨、家内の状態、賄方の經歷等を委しく知らしむる利便の爲めにして、商人も亦た懇に同情し、忠實に取引を爲したるを以て、終始變らず利益を交換せり。而して余は單に出入商人のみならず、近所の各商店にも同様の注意を拂ひたるを以て、未だ不良なる被保護人の爲め、騙取詐取等の奇禍に罹りたるを無し。

(5) 賄方の材料 材料品は其の都度必用の分量を限り買入るゝことと爲せり。經濟上より云へば、米は玄米を買入れて精米となし、薪炭は地方より直買して積み置き、漬物の如きも、一年分を漬け込む等、一括して買込を爲すは、無論利益なるに相違なしと雖も、當所の寄宿人は、他と趣を異にせるを以て、損得に關せず、方法の宜しきを執らざる可からず。即ち米は白米にて一二俵宛、味噌、醬油は一樽づゝ、薪炭は五六日分を限り買入るゝ等、一般彼等の「目」の勘定を以て、材料の收支並に

時價を理解し賄の精算を明白に會得せしめ、且つ一面物品の出入を警戒するに便せざる可からず。而して斯くの如く注意を周到にし、明白に處置すると雖も猜疑深き彼等は、尙ほ且主管者を疑ひ誤解を脱せざるものありしが如き、以て其の一般を察す可し。

第三節 衣服

(1) 着替服の用意 衣服も總て自辨の規定なれども、彼れ等は究迫極に至つて保護を求め來るものなれば、中には寒中に單衣を着し、又は暑中に綿入を纏ひ、或は雨中傘も無く濡れ來る等、其の儘ま室内に入らしむる能はざるもの多きを以て、收容の初めに於ては、之等の爲め常に着替用の服を準備し置かざる可からず。

(2) 貸與の衣服 貸與用として、袷、綿入、單衣等の長着を準備せり。殊に婦人の爲めには衣類の必要最も多く、常に婦人被保護者は家事仕事として、之れに従事せしめつつあるも、彼等には裁縫の素養ある者殆んど無きを以て、常に六七人をして、専ら之れに従事せしめつゝあるに係らず、尙ほ手不足の觀あり。而して貸與

衣服を着替へしむる際注意すべきことあり、即ち此の着せ替へが、着逃げの動機とならざるやう警戒を要する事にして、不安と認めたるものには、殊に不似合なる衣服を着用せしめ、其の屋外に走らんとするの念を斷たしめ、其の間に彼れの衣類を洗ひ、或は乾かしやる等、凡て不良なる動機を與へざるやう注意せざる可からず。

(3) 貸與の仕事着 印半纏、腹掛、股引、脚絆、足袋等、凡て人夫労働者に必要なものは、盡く用意して着用せしめ、朋輩仲間に輕蔑せられざるやう注意を要したり。長着仕事着等は、孰れも各自收得の工錢を以て、漸次自用品を整へしめ、一品づゝ返却せしめたるも、體力微弱等の爲め、收得工錢は食費を償ふにも難く、到底急速に貸與服を返却すること難しと認めたるときは、直に快く之れを施與したり。蓋し彼等は自己の所有となれば、意を安んじて其の恩を感謝するも、借り物なるときは返却の義務に迫られ、遂に着逃げせんとするが如き、不良心を喚起するがためにして、總て被保護人に對しては何品に依らず、努めて貸與せざることとし、已むを得ざる場合に於ては、快く施與するを常とせり。余が斯く爲せる者にして、後日感謝の餘り、物品を返濟し來りたる事例決して少なからず。

(4) 夜具蒲團 寢具は常に備品を置き、三布一枚五布一枚を一人分として貸與し、漸次自費を以て所持品を買整へ返却せしむること前項と同じ。而して收容當初宿泊せしむるに際しては、兪末なりとも清潔を旨とし、異臭鼻を撲つ等彼等に不快を感せしめざるやう特に注意したり。之等無形の待遇は、又彼等を捕促するの一大勢力たるを信すればなり。

第四節 所持金

(1) 貯金 貯金には有形貯金及び無形貯金とも稱す可き二様の種類あり。或種の職業例へば大工、左官、石工、瓦職等の如きは、其の収入も多額にして、其内より有形的に金を貯へしめ、自活の基礎を固め、以て一家を經營せしむるは、當然の問題なれども、又其一方無形の貯金として、其の信用の爲め、仲間及び親方間の交際を充分にせしむるやう、之れが費用を準備せしむるの必要あり。之等の點は、主管者の最も苦心を要する所にして、有形貯金の如きも、各自の収入には、不同あり、且つ或者は器械を購入し、或者は衣類買入れを要する等、支出の程度も又悉く相違せるを以

て到底總括的方法の下に實行せしめ得べきにあらず。又其の方法も種々にして、或者は初めより主管者の手に預け、或者は郵便貯金と爲し、或者は自己の肌身を離さず、折々其の員數を算ふるを以て無上の樂みと爲し、五圓十圓と纏りたる後、主管者に托するもあり。之等の點は、其の性癖に同情して各自の如意に委せり。而して彼等の内には、極めて秩序的の頭腦を有し、自ら進んで規則的に貯金を勵行し、二三年間に二百餘圓を蓄積して蕎麥屋を開業したるが如きものなきにあざざれども、又主管者より強制的に貯金を奨勵し、毎日若干錢づゝ強取して之れを保管し、以て必要に便せしめたるが如きもあり。此類は隨分勞多かりしも、其の甲斐ありて好成绩を挙げ、今日に至るも感謝して交際を絶たざるものあり。

(2) 携帶金 出獄に際し、數圓乃至數十圓の下附金を携帶する者は、所謂足留め金となり、保護の關係に力を添ふべしとは、何人も考ふる所なれども、事實上に於ては、左まで有力のものにはあらず。長刑期出獄人は、勿論出獄に際し若干の下附金を受けたるものなれども、監獄に直接の聯絡を有せざる余が許に來りし者は、已に此の金を遣ひ盡したる者多く、其の所持せし者は、收容全員千百六十六人(四十四年未日計)

中僅かに四百三十一人に過ぎず。而して其の金額は最少一圓(以下のは算せず)より最多百十七圓を算せり。

(3) 消費期間

携帶金を有する者は之れによりて作業服、職業器具等を購入せしめ、殘餘は悉く貯金せしむるを定めとせり。貯金の引出しは、主管の監督下にあるは勿論なれども、絶對に其の使用權能を抑制すること能はざるを以て、可成の適當に使用せしめんが爲め、干涉抑制に全力を盡したるに係らず、次ぎの如き不成績を擧げたるは、余の慚愧に堪へざる所なり。即ち携帶金の使用に關する期間統計左の如し。

人員 百分比例	使用期間						計
	三ヶ月内	三ヶ月后	六ヶ月后	一年以后	二年以后	三年以后	
人員	一八三	五三	七二	七三	二二	二九	四三二
百分比例	四二	一二	一七	一七	五	七	一〇〇

之れに由て見れば、約半数は收容后僅々三ヶ月以内に使用し盡したるものなり。

(4) 使用の適否

使用の適否は、主管者の責任に存するを以て、余は全力を

盡して干涉指導に努めたりと雖も、使用後の實況を観察せば、依然其の費途に大蹉迭あるを發見せり。即ち其の家庭を作り、妻を迎へ、或は營業資本等の爲め、有効に費消したるものを除けば、盡く無効に終りしものにして、之れを大別せば、略ぼ次ぎの二途に歸するが如し。

(い) 使用は適當なりしも、其の業を經營するの能力なくして、徒勞損失に了りしもの、

(ろ) 衣食慾の爲めに濫用し、又は輕卒に居住を轉々して、旅費其の他の費用に消耗し了りしもの、

現員 有無 効	使用期間	百分比例						計
		三ヶ月内	三ヶ月后	六ヶ月后	一年以后	二年以后	三年以后	
有効	三ヶ月内	七五	一六	三五	五四	一六	二五	二二二
無効	三ヶ月内	一〇八	三七	三七	一九	五	四	二一〇
有効	三ヶ月后	四一	三〇	四九	七四	七六	八六	五一
無効	三ヶ月后	五九	七〇	五一	二六	二四	一四	四九
有効	六ヶ月后							
無効	六ヶ月后							
有効	一年以后							
無効	一年以后							
有効	二年以后							
無効	二年以后							
有効	三年以后							
無効	三年以后							
有効	計							
無効	計							

前表に示すが如く、三ヶ月以内の期間に於て使用し盡したる百分比四二人の費途は、本表に示せる百分比例五九なる無効成績と相對して、更に主管者の誤れる指導方法を指摘するものにして、斯くの如く干渉を加へたる被保護者に於てすら尙ほ且つ然りとせば、保護者の許に來らざる放免者の費途に至ては、更に一層無効急速なるは明確なる事實と云はざるべからず。而して之れに由て觀れば、有は無より優るは勿論なれとも、下附金の効果に至ては大に疑ふべきものなきを得ず。若し下附するを是とせば、宜しく出獄後の使途に制裁保護を加ふる等、何らかの方法あるべきなり。

(5) 多額の携帶金 多額の携帶金を有するものに就きて精査するに、其の成績一層不良なるを認めたるは、研究上特に注意すべき現象にして、左に五十圓以上の携帶金を有せし者四十五人の統計を示せば、

人員	金額		計	百分比
	百圓以上	九十圓以上		
六	一	一	二	三三
五	八	二	一〇	二〇
四	二	二	四	四〇
三	一	一	二	三三
二	一	一	二	三三
一	一	一	二	三三
合計	四	八	一二	二四

人員	使用の有効		計	百分比
	有効	無効		
六	一	一	二	三三
五	二	三	五	五〇
四	一	一	二	三三
三	一	一	二	三三
二	一	一	二	三三
一	一	一	二	三三
合計	七	八	一五	四七

多數の所持金ありしもの、何故に其の使用効果に於て不成績に終はりしや。殊に金額の多きを加ふるに従ひ益す其の度を加へ、百圓以上に於ては、一に對する五の割合を呈したるが如きは、甚だ奇怪なる次第と云はざる可からず。然れども之れを精査するに及び明白なる理由の存するものあるを發見するに至れり。即ち凡て事業の成否は、資金の多少によるものにあらずして、手腕を第一とするは、何業に於ても同一理にして、如何に多くの資金を有するも、之れを運用し經營するの手腕なければ、有は無に等しく又何をか爲すを得ん。常人に於て已に然り。況んや無識、僻偏、多年社會と隔絶せる別天地に起臥し、理財の念全く欠乏せる長刑期出獄人に於てをや。而して其の金額の多きに従ひ、益す結果の不良なるは、尙ほ更に明白なる理由の存するものあり。

(6) 多額の工錢を獲る囚人 囚人にして比較的多額の工錢を獲る者

は、少なくとも左の意義を含有するものなり。

(い) 強健なる腕力者 此輩は眞の人足土方者流にして、腕力以外何物もなく、資金を運用するが如き性能を具ふるものにあらず。

前表の百圓以上所持者の六人中、不良成績の五人は、實に此の種類に屬せり。
(ろ) 非常なる長期刑囚 此の輩は社會と隔絶すること長く、經濟智能を欠けるは亦言を俟たざる所なり。

前表百圓以上所持者六人中、良成績の一人は、此の種類にして、二十四年間の久しきに亘りて監獄生活をなせしが、幸に改悛の情緒あり、余が保護の下に辛くも適當なる費途に使用したるなり。(目下朧衣清潔社々員にして妻帯構家せり)
(は) 巧みなる技藝者 木工、彫刻、裁縫、靴工等特別なる技藝ありて、從來優に生活するの能力を有せるに係らず、犯罪を敢行するが如き不良人物は、たとへ囚工錢としては一等級を占め、尙ほ科程外工錢をも獲得し、多額の工錢を與へらるゝと雖も、之れを慎重有効に使用するの誠意を有せず、反て自己の手腕を頼みて肆まに濫用するものなり。

余は窃かに思ふ、出獄者に多額の金錢を與ふるは全然無益なり、否な深く事情を観察せば、寧ろ有害なり、之れ識者の考究に俟つべきものの大なるを。

(7) 多額金所持者の行路難

一般出獄人を觀察するに、總て多額の所持金ある出獄人には、誘惑極めて多く、或は入監中知己となりし先きの冤囚が、出獄期日に際し、之れを獄門に出迎へ、或は警戒を避けて途中に之れを要撃し、巧みに言葉を構へて、其の所持金を掠奪せんとするあり。或は又人情上避け難き自然の誘惑あり。即ち彼等が近親の居住地に歸る場合に於て遭遇する所にして、彼等は出獄に際し、監獄官より其の近親によりて將來を謀るべく歸郷を勸告せられ、自己も又之れを欲して歸郷するものなれども、さて歸郷して一度び近親に接するに及びては、例へ身は懲役歸りとは云へ久々の歸郷にして、且つ幾十圓の金を懐にせる彼等は、人情の發作又抑へ難く、一圓は伯母に、二圓は弟に、五圓は母への土産物となり、或は隣人を招きて久瀾の酒宴となり、加之先方の貧に陥れるを見ては、其の爲め質受け返濟金等差迫る窮乏をも救はざるべからず。今より此處に世話を受けんとせる彼等の立場としては、亦た實に已むを得ざる事情と云ふべく、斯くして其の所持金

は、忽ちに消費し盡すものにして、斯かる後悔談を聞く毎に、余は滿腔の同情を禁ずる能はざるなり。或る者は曾て曰く「近親の窮狀は既に知れり、其の地は風儀宜しからず、懲役歸りの如きも恬として耻ぢざる處にして、郷人の如き眼中只だ金あるのみなれば、此處に歸るは死地に入るものとは思ひたれども、己むを得ず一度びはと歸郷したるに、果して此の姿と爲れり」と、嗚呼亦た同情すべき行路難にあらずや。

(8) 多額金所持者の慣癖 總て多額の工錢を受領し來る出獄人は、囚人としては作業工場に於ける親方株、阿兄顔のものにして、之等は獄制改良の今日、昔の牢獄に於ける役附囚徒、即ち傳告誘工者等と同一に見るべきにあらざれども、彼等の傲慢不遜にして驕奢放逸なるは、依然昔日の如く此の遺風は出獄後の處世に第一障害を與ふるものなり。何となれば彼等は多年囚人の首班を占めて長者と呼ばれ、熟練者と崇められ、監吏よりも優遇せられたるを以て、勢ひ傲奢の風習に慣れ、其の一朝出獄するに臨みては、籠を逐はれたる放鳥の如く、益す其の勢ひを逞ふし、親方然たる態度を衒はんと欲するが爲め、其の必要上忽ち所持金の全部を費消し盡すものにして、然らざるも元來之等刑餘者は、前生涯に於て貧困なる者多く、

五圓十圓の金すら纏めて所持したること稀なるを以て、適ま出獄に際し、生來始ての大金を携帶するに及びては、所謂持つたが病の弊に陥りて、不相應なる身装をなし、次で來るべき酒色の毒魔に襲はれ、囊中忽ち空しきを告ぐるに至つて、遂に自暴自棄に陥るに外ならず。以上の事實は、彼等より屢ば耳にする經歷談にして、蓋し憐むべきの慣癖と云はざる可からず。

(9) 慣癖の實例 余は屢ば此の種出獄人の述懐を聞けり、滿刑に近づきたる數日乃至一二ヶ月は夜となく晝となく、只だ此の金を如何に使ふべきやの問題に苦しめられ、教誨訓戒も更らに耳に入らざりしと、今之れに關する近き一例を示さん。

東京にて出獄し、茨城縣に歸郷せし一放免者にして、行路難の爲め再び出京し、余に保護を求めたるものあり。余を訪ひし日は出獄の五日目なりしが、余は初對面に於て、彼れに堅固なる改悛の誠意あるを認めたと同時に、又其の身分不相應なる新衣を着せるを見れば、試みに其の價を問ひしに二十五圓にして、下附されたる金は四十圓なりと答へたり。余は更に其の他の十五圓は如何にせし

やと問ひしに、旅費として若干兄弟への土産物及び貧困なる叔父、伯母に若干金を與へ、囊中を算し見れば、早や數日間の食料を除すのみとなれり。斯くして日雇人夫に出でんにも、作業服を購ふべき餘有なく、此の儘にては口入業者に就きて奉公口を求むるも難く、我れ自ら處置に究して保護を請ひたるなり。此の金なかりせば、寧ろ斯く迄困難に陥らざりしを」と答へたり。

(10) 携帶金ある者と保護成績 携帶金多額なる者の保護成績好良ならざりしは、前項既に言ひ盡したれども、尙ほ之れを概括的に考查するに、千人統計に於て、

携帶金ありし者 四三一、内 良成績 二七七、不良成績 一五四、

携帶金無かりし者 五六九、内 良成績 四一八、不良成績 一五一、

之れを百分比例に表はせば、

携帶金ありし者 良 六五、不良 三五、

携帶金無かりし者 良 七三、不良 二七、

如斯吾人の豫想に反したる成績を表はせり。而して之れに由て觀れば、此の一小

例を以て俄かに所持金あるを無益無効と斷すべきに非ざれとも、少なくとも、之れ有るが爲め良成績を得るの原因とならざるを證するに足るものにして、余が許に來りし出獄人には、下附金を使ひ盡したる後、反て眞面目に立ち歸り、或は基督教歸依者の如き所持金なくして反て眞面目のものあり。孰れにするも出獄に際しては、差し當り作業服を用意し、時服を整ふるの費用と就業までの時日に要する費用とは必要なれども、多額の金員を與ふることは、大に考究を要する問題なり。

第七章 衛生

第一節 身體

(1) 健康 之れを千人統計に就て見れば

健康者 七三一 不健康者 二六九

不健康者 二六九の内 老衰者 二八、癩病者 二、痲疾者

一六盲 六 頑聾 四 一肢又は二肢を欠ける者 六

不健康は、犯罪原因の一に算せらるゝものにして、被保護者に於ても、不健康の者は

保護方法に困難多きは言を俟たず。然れども保護を要するも又此の種の者にあるを以て、余は勞を厭はず力を加へたるに、右の四十六人中僅に二人の不良成績者(監視違反一、所在不明一)を出したるに止まりしは幸運と云はざるべからず。

(2) 面貌

余は面貌骨相或は耳指の形狀等に犯人型ありとは信せざるも、經驗より考ふれば、犯人には大凡七種の相貌系統あるが如し、此の系統に依りて、亦た其の性情にも七種の系統あるを窺知せり。故に余は出獄人を一見して、其の性情を推知し従つて其の心意行動の概略を洞察し得て誤らざるの自信あり。

然れども此の性情なるものは、之れを直に犯罪性情と見做すべきものには非ず。換言せば此の面貌及び性情系統は、特に犯罪人に於てのみ見るに非ずして、又普通人の間に於ても實見する事にして、之れが詳細は他日改めて識者の教を乞はんと欲するも、茲に唯だ一事の注意すべきあり。即ち犯罪人中には生來醜貌異容なるもの多し、此の醜貌異容は生理上の不具者たるが如く、其の精神状態にも亦異常あるを認めらるゝこと之れなり。醜貌とは概して云へば、能樂面の外道、鬼、般若の如き一般惡相好のものを云ひ、或は鼻口又頭蓋穹隆の過大なるが如き、或は身長

の冗長爛矮なるが如き、凡て人並ならず、一見凄然たる面貌風姿を指すものにして、是れ彼等が社會より排斥せられ、共同生存を爲す能はざる大原因と稱すべく、實際人情より云ふも、之等不具者に接するは何人も嫌忌する所なればなり。

而して之等生理上の不具者たる醜貌の者は、到底改良すること不可能なりやと云ふに、余は決して其の難事にあらざるを信するものにして、誘導の方法によりては能く改善の實を挙げ、麗はしき新生涯に入らしむるの難からざるを認むるものなり。

余が屢ば改悛者の好例として引用せし、故渡邊龜吉(諱名チビ龜)の如きは則ち是れにして、余は彼れの改悛を尊敬すると共に亦た本事業の有望たる自信を強ふせし所以なり。

而て前項と相對して尙ほ一つ記すべきことあり。即ち前述のものと正反對に犯人中には容姿殊に婉麗なる者有ることにして、男女共に其の美貌嬋姿の却て犯罪の誘因となりし事實之れなり。殊に奇なりしは、男子犯罪人中風貌天妓にして、姿宇纖艶を極め、宛然女子の如き嬌容を爲せるものあり。彼れは英俊の才氣を抱

き群集を統率する宰領の技量を備へしも、其の犯罪行爲は實に猛惡を極めたることにして、之等は眞に興味ある研究問題なり。而して此の種類に屬すべしと思はるゝ囚人、今尙ほ三人あり。出獄の期には未だ七八年を餘せども、之等を社會に放つに當りては大に考慮を要すべきものあるを以て、余は今より之れが研究をなすつゝあり。

(3) 精神状態

犯罪行爲が精神異常に原因するものあるは明白なる事實にして、余輩門外漢は醫學上より之を診證すること能はざれども、親しく保護誘導を試みたる出獄人中、精神病者、類似的精神病者及び先天性能力欠損者等少なからざりしは動かすべからざる例證と云はざる可からず。

一千人中此の種に屬せしむ可き者百十八人あり。其の徵候は概して半狂及び痴鈍状態にして、今婦人に就き其の程度を例せば、窃盜の懸念なしとして慾目より見るも尙ほ下婢として使用に堪へざる心意所作の者即ち普通生存の不可能なる者なり。而かも更に盜行の習慣あるを以て、社會は之れを容れず、活路に窮迫すれば即ち盜行を爲す、之れ或は彼れに取りて寧ろ當然の行動ならんか。

此の半狂及び痴鈍状態も、亦た犯罪者にのみ見るに非ずして、廣く一般に見る所なり。然れども普通の者に於ては、盜行等の排斥すべき理由なきを以て、近親の扶養を受け得るもの多く、厄介視せられつゝも、辛ふじて普通生活を繼續せりと雖も、犯罪者となりし者は、種類は之れと同等なれども、幼時より不幸多く、扶助を受くるの途もなく、遂に一步惡進して盜行習慣に陥りたるに外ならず。

累犯者中最も多數なる此の種犯罪者は、幾度刑を受くるも改悛の意なく、又之れを保護するも全然効果なきを以て、之等の爲めには、社會より分離して活路を與ふべき機關、即ち警備ある強制授産場の設立を必要とするものなり。

千人中精神異常者百十八人の内

犯數より云へば 初犯四五、再犯以上四八、五犯以上二三、十犯以上二

罪質より見れば 盜罪に係るもの七九、殺傷に係はるもの三九

又成績より區別せば、良と認むべき普通生活者二人、先づ無事なる者二十四人、不良九十二人、而して此の九十二人中逃亡再犯に陥れるもの六十九人あり。以上の成績に徴するも、此の種の犯罪人には例外の處置を取らざる可からず。

第二節 死亡

(1) 死亡

被保護總員千百六十六人中死亡者は百三十九人あり

内保護寄宿中死亡せし者二十二人にして更に之れを細別せば

病院にて十六人 寄宿舎にて六人

此の外東京在住の自營者、或は其の妻子にして、施藥救療を受けしめたる者數多なれとも、其の記録を存せず。而して夫等の病症重態なるものに就きては、入院加療せしめたり。醫院に對する報酬は、病症によりて全額を支拂ひ、或は半額を謝禮し、又は施療を受けたり。

(2) 遺留金品 保護寄宿中の死亡者には、時として遺留金品の有る者あり。

假令小額なりとも之れが死後の處分に關し、一定の規則を設くるの必要ありたるを以て、左の如き誓約書を作成し、必要の者に在ては之を誓約せしめたり。

被保護人の誓約

(末に連名押印)

今般私共儀貴殿の御保護相願候につき左の條項を誓約し各自押印仕候也
一私儀貴殿の御保護相願ひ候に付ては改心の趣旨を實行し何等の義も貴殿の御指圖に従ひ御家風に違背仕間敷候事

一御保護中私貯金は一切貴殿へ御預け仕候事

一御保護中は勿論今後私義犯罪又は逃亡其他不品行不所行有之入費を要

し候時は私貯金及工錢其他所持の金錢物品賣却代を以て御支拂可被下候

若し殘餘有之候は、貴殿御主管出獄人保護事業費途に御使用可被下候事

一私義病氣病死に係る費用は私貯金及工錢又は所持の金錢物品賣却代を

以て御支拂可被下候若し殘餘有之候砌は遺族へ御引渡可被下候若し遺族

無之又は遺族所在不明の砌は前同斷貴殿御主管出獄人保護事業費途に御

使用可被下候事

右

年月日

原胤昭殿

氏名押印

遺留金ありし者は、其の内より病中雜費、葬儀、埋葬費を支拂ひ、殘餘は遺留品と共に支拂明細書を添へて近親に送附せり。此の際一の注意を拂ひたることは、金品は其の町村役場又は警察署を経て送達せしことなり。之れに關し創業の初め經驗したる、左の如き失敗談あり。

或る被保護人の發病せし際、其の病狀經過等に關し、余は時々郷里なる近親の者へ報告しつゝありしが、遂に死亡したるを以て遺骨送附の事を圖りしに、先方よりは遺骨及び遺留金品の處置に就て、比較的懇篤なる返信ありたるを以て、余は夫れに従ひて夫々處理し、火葬に附し、骨は余が私有の墓地に埋め、齒骨と遺留金品とを送附したるに、書留郵便なれば到着せざる筈なきに係らず、先方よりは爾來何等の報告なく、領收書さへ送附し來らざりしことあり。故に其の後は所轄役場又は警察署を煩はして引渡す事と定めたるが、之れに反し、些細の殘留金品を送りたるに對し、遺族より町重なる謝意を表せられ、志しの蒸し物等を送り來り、或は知人の上京に托して謝禮を述べられたるもあり。

無籍無縁の被保護人にして、遺留金の多かりし河本喜作なる者あり、在監中より基

督教を信すること厚く、病床に於て洗禮を受け、臨終に際して遺留金の處分を余に托したるにより、死後其の遺志によりて金五十圓を芝基督教會に寄附したる事あり。又數年を経過して遺族を發見せざりしもの二件あり。登倉忠助、安田安兵衛の分合計十九圓六十八錢九厘は、保護事業の雜收入に組入れたり。

(3) 埋葬地

(い) 死亡者の遺言 明治三十年當所の創立に際し、收容後間もなく、赤坂病院に於て死亡したる度會卯太郎なる者あり。其の過去は極めて悲慘なるものなりしが、彼れは在監中慈愛深き老母が臨終に於ける遺言にて、其の熱淚を灌ぎたる聖書を差入れ爲られたるによりて信仰を起し、爾來熱心なる基督教徒となりたるが、彼れは臨終の病床に在て、余に天國の再會を約し、且つ屍を余の墓側に埋められたしと遺言して永眠せり。之れに次いで、第二の死亡者大江光藏なるものも無籍無縁なりしより、又余の墓側に埋葬せんことを乞ひつゝ、死したるを以て、余は斯かる愛すべき亡き友と墓を並ぶるの幸ひ多きを思ひ、切に夫れが企畫を講じ居たるに、幸にして其の實施を見るに至れり。

(ろ) 私有墓地 余は東京出身にして、近世家祖の墓は淺草に在り。然るに同地は早晚移轉すべき地域なるより、他に墓地を選定するの必要に相遇せしが、幸ひ下總手賀に遠祖の墓所遺れるを以て、余が墳墓をも此處に營むこととし、官許を得て敷地百餘坪を私有墓地と定めたり。該地は成田線湖北停車場に添へる手賀沼の南岸に位せるが、今や累代の墓側に列なり先きに逝ける余が親愛なる冥友等は、枕を並べて、余の到るを待てり。

(は) 埋葬の數 保護寄宿中死亡したる者二十二人の外、既に此の墓地に埋葬したる者は、構家自營者中の八人なり。地方に居住せし關根長吉なる者の如きは、生前特に群馬縣桐生町より埋葬費として二十圓を持參し、余に托せしを以て、余は喜んで之れを承諾したるに圖らずも二年の後、彼れは永眠せしかば、余は桐生町に出張して葬儀を營み、遺骨を携へ歸りて手賀に埋葬し、費額の殘金六圓を芝教會及桐生教會に寄附せり。

(4) 墓地への先驅 「旭光なる宗教雜誌は前述するが如く、余が寄贈を請ふて自から所感を記し、各地に居住せる被保護人への文信に代へたるものなり其の

墓墳る在に賀手總下



著者の祖先手賀の城主
原筑前守胤親の墳墓



成田線湖北驛より見
たる手賀沼の遠景



手賀に葬りたる被保護人
石塔の一部

一二を録して参考に供す。

◎ 信仰の大將 ◎

(明治三十九年四月の旭光)

私は靈魂は滅せぬものと思ひ確に天國を望むものでございます。夫故に亡き人々の靈魂も、今尙存在して居ると思ひますから、人の死後を輕々しくは思ひません。

今年二月十二日に私の六男萬胤は永眠しました。罪も汚れも無き天の使の如き三歳兒は、疑ひ無く今尙神の懷に居ります。彼は幼な心に「神様の御家は何處」と問を起しました。私は病める幼兒に解かるやう、天國の狀を描き教へて彼を満足させました。神様の所には「さあべる」有るか、鐵砲あるかと、彼は日露大戰時に智恵づきし小兒なれば、彼が理想は實に大將たらん事でありました。萬胤が天國に逝くに、父母に遺せしものは、萬、大將よ。さあ行かう、一緒に行かう。との詞でありました。眞に萬胤は、私共を引具して天國の先導者となり、信仰の大將となつて呉れました。私共は此の愛らしき萬胤を、再び相

見ずには居られませんのですから、我らも此の幼兒の無邪氣なりしが如く、神の心を我が心として正直、深切、勤勉を以て、愛に富み義に篤き眞人間の生涯を送りて、天國に往かんことを希ふのでございます。萬胤の生育時代に予が家に寄寓なされし友人方も、彼を覺へ愛らしき彼を再び相見んため共に天國に行かるゝ人と爲つて下さい。當時萬胤の永眠を悼み、知友諸君より御贈與の料金は、積んで貳百圓ございました。世の常の例に致しますと御蒸物でも差上げる筈ですが、私は此の金を左の如く用ひて、永く萬胤の紀念と致しましたから、御懇贈を下された諸君、又懇ろなる吊辭を賜りし諸君には御了承を希ひたく存じます。

挿圖に示せる數百年前の古塚は、我原家の先祖千葉介常胤の一門。手賀の城主原筑前守胤親一族の墳墓であつて、私は十三代目の子孫でございます。極めて片田舎でありし千葉縣東葛飾郡手賀村も、今は成田線湖北停車場の最近となりしにぞ、私の枯骨も、やがて此の私有墓地に埋める積り、そこで萬胤を先づ此所に埋めましたから萬胤は此處にも一家一族の先達となつて、元龜天正

古昔の祖先の靈に相見へた譯でございます。さて此の會見は如何に愉快であつたでせうか、此の事を思ふと、私は萬胤との永別の悼も忘らるゝ程でございます。幸に土地も廣くございますから、附近を整理しまして、亡友の火葬骨を埋めました、自然石の碑數基は即ち左の人々の墓でございます。

度會卯太郎	山崎政吉	今井松五郎	島崎文太郎
大江光藏	小泉卯之助	鈴木政五郎	關根長吉
眞壁義智	芹川玉吉	森谷松藏	川島萬吉
遠藤芳藏	鹿濱平五郎	安田安兵衛	露木國藏
磯谷石藏	登倉忠助	長谷川ゆき	辻村せき
市川市左衛門	矢野治良吉	寺田りき	中山市五郎
井上信次郎	米村仙之助	養田金次郎	
岡田吉五郎	阪田菊松	河本喜作	

●印は構家の後死亡したる者を遺言によりて埋葬したる分。

古墳の左 十字架形の碑は 萬胤の墓

〔耶穌基督を信するにより神の子となれり〕

斯くして私の家族此の大家族。被保護人一團のために墓地整理建碑の費を此の淨財にて處理し、萬胤の紀念に致しました。

實に萬胤は信仰の大將となつて呉れました。私は信じます。私が心から愛し親みしました、渡邊龜吉君始め、其他の亡友は、疑ひ無く今も天國に在て、私と私の家族、又は被保護出獄人の事を念ふて居て呉れると。斯く觀じて居りますから、私には死はありません。限りなき生命あるのみで、實に此の世は愉快でございませぬ。希くば私が保護してあげた親しき友人方よ。私は兄らを此の世限りの友とは思ふては居りませんから、何卒兄らも愈よ純正の生涯を送り共に天國に行つて、永遠限り無き友となつて下さい。

(5) 永眠者關根長吉

信仰厚くして永き眠に就きし改悛者の逸事。

◎ 神の聲は聲にも聞ゆ ◎

(明治四十年十一月の旭光)

或る時は桐生教會堂の番人をも勤めた、鬻の理髮師關根長吉君永眠し、十月十四日數十の教友知友に會葬せられ、牧師小林格氏司式の許に、桐生教會堂に嚴かなる葬儀は執行せられた。予は謹て神の榮光を讃へ、神保町の家に、長らく僕として使ひし、ツンボ親爺が、知遇を辱うした、教友及び同情諸兄弟に之れを告げます。

△「コロリ」と死ぬよ▽

關根君は信仰によりて、靈肉ともに全きを得て天國に逝つた。彼れは貧困、孤獨、頑讐、誠に世に立ちにくき人柄であつた。殊に前科と云ふ汚點、さへ別けて恐ろしき殺人重罪刑の出獄人なりしも、桐生教會の友並に桐生町内義俠なる方々の親愛を受け、安らかな眠りについた。彼は常に云つた。我は長き病に罹りたく無い。いつ死ぬか知れぬよ、乃公は「コロリ」と死ぬよ。と君は豫期の如く「コロリ」と終つた。

永眠したのは十三日の午後四時頃、前の日も常の如く家業を營み小林牧師の

家にも来て、子供衆の理髪を爲たと、當日は朝からして少し心地悪し、持病の胃痛起れりとして打臥してありしか、午後に至り疼痛甚しき容體に陥り、其儘に氣絶し「コロリ」と死んで仕舞つた。

△江戸橋の情婦殺し▽

出獄人とは云へ、此の人如何なる罪科を犯したのかと云ふに、彼れは壯年時代馬を飼ふ事を好み、某々貴顯の邸に馬丁御者として仕へしことありしと。前年江戸橋局に郵便馬車の御者として勤めし頃、馴れ染めた一婦人の、俄然變心したるを太く憤りて刺したる及は、跪くも致命傷と爲り、自分は其の場に押へられ、終に刑を受けたものである。當時の新聞紙上、江戸橋の情婦殺しと謳はれし犯人は、此の人であつたのだ。明治三十年大赦減刑令により、巢鴨監獄放免に際し、使る所無く予が許にて保護を加へ、後ち緣故者の所在分明して、桐生町に定住したのである。

△貧しきに似たれども富めり▽

會葬の方々は語り合ひて云ふ。君は豫期の死狀をせしと、且云ふ、關根君の信

仰は、眞に福音を取とせざるものであつたことは感心よと。予も知る、彼れは正に基督の僕たる責任を盡したと。彼は靈魂上の覺悟、確かなりしのみか、彼れは肉體上の覺悟、死の用意も全かりしは、感心の至りである。彼の營業は、技術不束にて田舎とは云へ、髯剃代三錢。理髮代五錢と云ふ階級であつたが、此の些々たる家業を以て、尙縁族系類を扶養し、現に其家に四人の厄介者(大人二小兒二)を扶養しつゝあつたのである。

△旦那と枕を並べて永眠したい▽

彼は此貧しき生活の間にも、人生の免れ難き死を用意して、所謂弔ひ金を供へ、墓地建碑の準備まで致して残り無かつた。前年彼は出京し來り。予に乞ふて曰く、私には近親の便るべきもの無く、我が死後の事甚だ覺束無し。願くは我が屍を旦那の御墓の側に埋め、旦那と枕を並べて永眠させて頂きたいと。彼は予が家の墓地は、祖先千葉介常胤の幕下、手賀の城主原筑前守胤親が、古墳存在せる下總手賀の舊城地蹟に、予が墓地を定め、此處に十數年來、予が保護した出獄人の永眠したる者を埋葬し、石塔を並べ數人の名の刻まれてあること

を知るが故に、此の請ひありしのだ。予は喜んで其請ひを容れ、約して安心を與へ、且つ地方に在るとは云へ、教會の籍も予と共に芝教會に移させれば、彼れ太く喜び、教會へは紀念にとて、講壇用の「テーブル」掛けを寄附した。現に芝教會の講壇に用ひらるゝものは其れである。幸にも此の貧しき聲が「レプタ」一枚の奉獻品は、神の祝福を受けて、其演壇に用ひられたるにより、此の會堂にて、大説教を爲された、救世軍のブース大將、近くはマントル大傳道者の威光ある掌を掛けて、神に祈禱を捧げし器となつたは、さこそ基督も、此の聲の信仰を愛でたまひしにや由ると思ひ私も深く喜びました。斯くて數ヶ月後彼は二十圓の金を予に郵送し、死後の事を托しました。此の老體不具の身を以て、三錢五錢の家業より、系類を扶養し、尙殘せる二十金は、誠に容易の丹誠にはあらず。二十金は些なり。されど彼れ關根長吉君の葬儀、建碑の費へには足つた。彼は貧しきに似たれども富めり。眞に靈肉ともに富めるものであつたのだ。

△與ふるは受くるよりも幸なり▽

彼は心靈上にも肉體上にも完しと云ふて不可なからう。彼れの貧しかりしは系類を扶養したるに依れり、近くも系類に不幸ありしたため、貯金四五拾圓を盡して之を救助したりと、眞に與ふるは受くるより幸ひなり。教會の友は云はる、關根君は感心である。此の貧しき有様に在り乍ら、一錢の金も勞無くしては受けなかつた。時として三錢五錢の理髮料に一錢二錢の釣り錢となる餘分を、其儘與へんと云ふても決して受取らぬ、それは働きの報いで無いから受けぬと答えて顧みなかつた。

斯かる貧困生活にあつても關根君が納むる教會費は、月々二十錢であつたが、一度でも怠つた事も、遅れた事も無かつた。眞に關根君の會費こそ、十分の一の献げもの、收穫の初穂を献ぐる心と見えた。

△勤勉の生涯▽

彼の生涯は眞に勤勉であつた。時としては晝前には胃痛で引籠つて寢て居たのに。晝後には理髮の仕事に廻つて来る。未だ治るまい。最う少し用心して寢て居たら宜からうと云ふても否なく、もう仕事が出来ます。仕事が

出来ると思ふに、休んで居ては濟みません。神様は私共に働けと仰つてあるから、働かすには居られぬと此の勤勉此の勇氣であつたればこそ、不具の身を以ても、尙此の餘有る生涯を送つたのである。神に在る者の幸、如何計ぞや。實に關根君の生涯は、再生の新生涯に於て正に全つたかりしよ。此の結果此の終局は、單に之を神の恵みのみ感謝して了るべきか、否然らずである。正しく此の好結果は、彼が良善の行動に原因あることを認めます。此事實又面白く感謝の極みである。

△木像ニ説法▽

耶穌の坊主も馬鹿だよ。と云ふ愚弄の聲は、予が耳朶に達した事が屢ばあつた。關根君が入獄して居つたのは、北海道樺戸監獄で、之より三百囚を別けて拘禁して居る、札比内と云ふ外役所があつた。此所にも予は教誨師の勤として相臨み、殊に特別の教誨を布きたることあり。聖教を聴く七八十人の求道者があつた。當時聞へたる臨席監獄官の愚弄の聲は、曰く、木像に説法と、之に就て予は委しく其理由を聞糺せしに、此の聴衆中に一人の「カナツンボ」ありて、

祈禱を共にし聖書を開き居る。と成程批難者の評の如く、予輩如何に熱心に説くとも、聴く者が「カナツンボ」では木像に説法するが如し。訝しの事と、本人を呼び出し、親しく調査したるに、果して彼は眞の「カナツンボ」である。然れども、彼の信仰は、堅固にして新舊の聖書にも通じて居り。加之彼れは監獄内に於ける唯一の傳道者であつたのだ。成る程「カナツンボ」には説教者の聲は響がなかつたが、神の聲は、明かに彼の心耳に達し、彼を慰め彼を勵まし、能く神の意のある處を理解せしめ、彼れが救ひに入り神の恵を受くるに足る智識を與へられたのみか、神は之れをして求道者に道を傳え教を與ふる器にさへ用ひたまふたのである。求道する囚人らは、「ツンボ」の説明によりて得る處多かりしと云ひました。噫、讀むべき哉、神の大能。

△「トラクト」の活ける力▽

尙も讀むべき哉、神の恵。畏むべき哉、神の約束。神の言は眞明なり事實なり。關根君の信仰は斯くの如く、吾人の口によりては傳えられざりしに、彼れは如何にして道を得たるかと云ふに、一枚の「トラクト」散らしの摺物によりて傳え

られしなりと。彼れが犯罪を爲す以前、江戸橋の附近に、大聲を揚げて傳道する聖書賣の路傍説教あり。彼は之に耳を傾け居りし時、播き散らされし「トラクト」にイエスの救の事記されありしを記憶し。入監の後罪の赦の得まほしく煩悶の曉。イエスの救ひを受けんものと直ちに聖書を購求し、祈ては讀み願ふては考へ、終に救ひの道を得、聖靈の慰めを受け、斯くは信仰に進みしものであつた。彼れは犯罪の當時より頑聾と爲り、人の聲は絶えて聞へざりしも、彼れの悔改、彼れの祈禱に由て、正しく神の御聲は、彼の心耳に聞えたのである。

△心から罪過を悔ゆ▽

罪の多き所には恵み愈や増せり。されども心から罪過を悔ひ改たむるにあらざれば、神はその悔改めを受け給ふまじ。關根君は自己の罪過を心から悔いた人であつた。這の大犯罪のためには、中々に心苦しくて、明治三十年出獄の當時今の美以監督本多庸一師より「バプテスマ」を受くる頃までは、屢ば夢中に罪を想ひ出し、情感に襲はれ、苦痛の悲鳴を擧ぐることも屢ばありしが、領洗後は信仰も進みて十字架の贖罪を自覺し、安心の位置に立ち感謝の生涯を送り

ました。彼は斯る大事ならぬ過誤をも、心から深く悔る人であつた。關根君が形に於ける無二の誇り、無上の財産としたものは、彼が身體、背部全體より兩腕兩腰かけての刺文紋々。それは、立派なものであつた。此の刺文を以て考ふるも、彼が荒々しかつた狀は察し得べくもある。彼は此の紋々肌を露して、華美の勤を多く取り、時に警視廳の馬丁となつたが。或日過つて馬を御し得ず、馬車乗者共に丸の内辰の口の堀へ落し込んだと云ふ大失錯をやつたが、不幸中の幸、乗者に怪我も無かつたと。此乗者は誰あろう當時の小警官、今の香川縣知事小野田元烈君であつたのだ。それで彼れは近年に至るも、小野田君の榮達、新聞紙上に顯るゝ事ある毎に、自己が失錯を悔ひ、國家有用の名士に、怪我させざりしを、天佑に歸して感謝し、氏のために祝福を爲しつゝありしは、誠に殊勝の事であつた。此の心根ありてこそ、此終があつたのである。

△一粒の芥子種 六十培 百培▽

一枚の「トラクト」に存したる力。神よりの生命の水は、大罪人を悔改めに導き、人の聲は鼓膜に響かずとも神の御聲は、心耳に達して、神の能、基督の救、聖靈の

力を與へ、獄壁の外より傳ふること能はざりし基督の教を、囚人の間に傳へたのである。實に予が保護の下に來りし千有餘の出獄人中、其初は、ツンポに聞きましたと答へた求道者は少なく無かつた。予は此外數年の間に樺戸監獄に出入した囚人中に、此事ありしを屢ば聞いた。眞に一大傳道の事業は、此の「カナツンポ」によつて爲されたと信じます。

あゝ讀むべき哉、神の愛。信すべき哉、基督の救。監獄と基督教。吾人切に祈る。鐵窓の下、尙幾百幾千の同胞は、罪に煩悶し救を求め罪の赦しに憧憬るものあり。神許し給はば一日も早く、吾國監獄に基督教傳道の門戸解放せらるゝの日の來らん事を。道のため國のため熱血を灌ひて願望します。

(6) 同情の一片

◎ 北海道に囚徒の墓参りして ◎

(明治四十四年十一月の旭光)

曾て予が家に寄寓せられし友に申す

予頃日中央慈善協會常務幹事の任務を負ひ各地方の慈善事業視察に出で、適

ま北海道に入る。機逸すべからずと、年來の宿志、囚徒の墓参りをしました。

△ 追 想 ▽

友よ、舊き日を追想されよ。積雪の夕、ほの暗きランプの光線を格子の間より引きて聖書を照らし。夏の日樹下の小憩に、カツコン鳥の啼に心耳を刺されつゝ、神の榮光を讀えし友も、天の寶命に永眠し、北海の墓下に埋みしもあり。或は重患の枕もたげて、師よ、左様なら、お先きへ参つて居ります、何卒御丈夫で皆なの爲めに、神様の御用を勤めて下さい。と愛らしき永別の辭を遺して安らかに眠りし友の音響も、今尙忘れやらず。機あらばいつか墓下の靈を慰めんものと願ふて居たのである。友よ予は兄等の名代ともなりて、亡き友の墓に参りました。

△ 空 知 ▽

先づ道の順で空知市來知にと。空知は廢監となり今は墓のみ遺りある。草深き山道を辿りしが、此日折悪しき嵐、さて亡き魂の引合せにや、市來知の農元の看守長大橋小三郎君に邂逅し、氏の案内にて強雨を冒し深草を踏にちり

て登山、身尺低き予は、全身を濕した。見る合葬之墓、彼の千人塚と呼らるゝは、草又草の間に在り乍ら墓側は奇麗に掃き清められてあつた。頗る愉快。是れを墓地管理者又は寺院の業にはあらで、同窓の友とや云はんか、樺戸出獄の内田徳次郎老人が、本村に居住する緣由にて、斯くは懇に吊ひありし事を知る。尙更に愉快。内田老人に聊か供花の料を與へて、予が志を表して來た。次は

△樺戸▽

樺戸月形の墓地に、こゝには今も在官の新納看守長の先驅にて參詣しました。志野津山は一圓草茂り、墓側の草は馬背を越す。據なく鞍上より遙拜し、村内共同墓地守りの尼さんに供花料を捧げて來た。次は

△十勝▽

十勝帶廣、こゝは從來の墓地、本監と掛隔り冬季往復に不便多く近年位置を變へ新墓地を設けたと。現任典獄古野氏の懇導により、三課長教誨師共に馬匹を並べて農場を観る。天候麗かに久方振りの乗馬散策、頗る爽快。遙に見ゆる耕地、小樹林下に小壘を以て圍みし一構あり、壘の秋草今を盛りと咲き競

ふ。思はざりき先登看守長の馬頭は右曲して美しのこの花壇に臨みぬ。古野典獄は一聲、これ新墓地よ。と壘内の墓標整然、供花の壯嚴愉快愉快。こゝに觀る、人道的獄政の實現を。さて新墓地は如かあらんも、遠く隔りたる舊墓地は如何にとは、遂ひ思はざるにもあらざりしが、更に方向を轉じて舊墓地に馬足を早めて到り臨めば、是亦墓側の清掃、合葬墓石一點の苔もなく追吊の意を表して居た。次に

△釧路▽

釧路予の最も多き年月在職せし標茶、こゝも廢監、今は施主なき墓となつて居た。字標茶の本村熊牛の村民總代は元の看守長大内壽之助君である。標茶には諸君熟知の掛札家政君居住せるにより之、と現村長、共に連れ立ち墓參をしました。

施主を失へる釧路の囚墓を見んとした爲めに、釧路港より網走まで約四十里は昔々の蝦夷旅行、乘馬で數日間嶮岨を跋涉しました。釧路監獄今は無し、硫黃山亦今は採礦なし、故に此の陸路は眞に寂寞。弟子屈以北十三里の硫黃

山道は二ヶの驛遞廢滅、よつてこゝを一つ馬で通さねばならぬ。此の時は全然旅行者なく十三里間に一人の行商者に出會ひしのみ、他は山間稀に住む農民四五を見たるのみ。勿論馬追う人夫馬丁もなき單騎旅行、途上驛遞の廢滅などは思ひもつかぬ事なれば、此の日は二十里を逸して直に網走港に入る豫定にて、馬叩きて五里の山道を短時間に走りて硫黄山驛に到着した。而して見ると驛遞のない程であるから飯喰ふ所も勿論馬の飼糧もなし。サア馬は勞れ斃れて進み得ぬ。馬捨て、行かんか荷物がある。之れを脊負ふては尙行かれぬ。馬曳いて荷物運んで貰うより仕方はない、泣いても笑ふてもだ。馬曳いたり馬に乗つたり、馬にも同情するが自分も空腹。テク／＼と登つたり降つたり。時に又此の日は不時の炎暑、頭を突く、暑いと云ふも太義と云ふも語らふ連は馬、水音聞ゆれば辛くも入つて、共に清水を啜つて喉を濕ほす。苦と云へば頗る苦。

苦中又快。此の苦を嘗めて囚徒の墓參。墓下の靈如何んの感か、思ふては又天國に彼等の笑顔を想像して無限の愉快。秋季の北海山嶮、子熊持てる母

熊の出沒繁き時期冒險と云ふも過大併し土地の人に云はすれば極て冒險と。黄昏、先づ無事に小清水驛に着いた、網走を距る七里、出迎へられた元の二課長四宮知萬君に會ひ、慶んで舊日を語りつゝ、網走に入りました。

△網走▽

網走の墓地、四宮君と馬を並べて參詣した。こゝは近頃掃除せられ墓側の草は刈取られてあつた。此所にも寸志の花料を供へて墓參の志を表して來ました。

網走より南へ野附牛まで十二里馬車を駆る。次の日午前五時野附牛發汽車翌日午前八時函館着と云ふ都合で歸りました。

友よ、御互に神の攝理によりて尙生き長らふるも幸である。舊き日を追ひ思ふては日一日と新しき心となり、神の大御旨、正直、勤勉、同情を實行なすこそ尙更に我々の勤めであると思ひます。

因に記す本文廢監となりし空知釧路の囚墓は尙散在する墓を合葬し、墓地々績を最寄村落の共同墓地に組入れ、埋葬者名簿を添へ、管理者に托し、永久

に管理する筈にて其の筋に於ては目下夫々調査中なりと聞けり。

第八章 警戒

第一節 現住不明

被保護人の東京に在住する者は保護所に來訪し、主管者よりも其の宅を訪問し居れども、地方に出稼ぎし又は復還轉住したる者の現狀は、文信に依りて知るの外なし。然れども彼等の内には居住を轉々して、終に音信途絶へ、其の現狀を知る能はざるものあり。之等を現住不明者として算出す。被保護人は凡て教育を欠ける者多きを以て、文信も亦た困難にして、我よりの三回に對し一回の返信を得る程のものなれども、郵便物の戻らざる限りは我よりは絶へず音信せり。彼等は生活の關係上世間との交際極めて狭く、郵便物の發受も恐らくは當所との外にはあらざるべし。故に我よりの郵便物も、現に彼等よりの來信に對し發送したる返書なるに尙且受信人不明として返戻さるゝこと屢ばにして、再三再四符箋送達して漸く到達する等のこと珍らしからず。而して此の現住不明者中には、逃亡者或は再

犯者等あるは明白なる事實なるを以て、余は統計上之れを不良成績の部に加算せるも、此の方法は未だ以て完全正確となす能はず。何となれば、現住不明と見做したる一二年の後に至り、彼等は突然來訪し、或は近況を報じて無音を謝し來れる者あり。或は知人の出京に托して土地の特産物或は自己の農作物を齎らし、懇ろに近況を報告し來れる者あり。故に逃亡或は再犯の形跡ある者以外に對しては、少時之れを除外として其の音信を待たざるべからず。其の他歸國自立の後ち、家庭の狀況漸次好良に向ふに従ひ、其の舊態を消滅せしめんが爲め、余との關係を斷たんと欲し音信を中止せしが如き善良なる意味に考ふべき現住不明者もありと認るなり。以上の狀況より觀察するときは、余の所謂現住不明者は其の成績を良否折半と見て可なるものと云ふ可し。

第二節 逃亡

(1) 逃亡の人員

保護所より被保護人の逃亡を出すは、主管者の最大失敗にして慚愧に堪へざる所なれども、之れを考究するは、最も重要な事項なるを以

て、細密に記載し、研究に資せんと欲す。

千人中の寄宿被保護者六百三十一人の内逃亡したる者は三十四人あり。而して此の三十四人以外にして、或る理由により統計に加へざる逃亡者あり。即ち

(甲) 寄宿せざる被保護人中にも、逃亡に終結を告げたる者あれども、こは警戒の性質上其の事情を異にするを以て茲に論せず。

(乙) 當時監視執行地轉移の爲め、所轄警察署の許可を得て保護所より出立し、其の後行先きの音信絶へたる者十二人あり、是亦茲に算入せず。

(丙) 平素何等不都合なる行動無く、唯だ無斷外出したる儘歸り來らざりし者四人あり。是亦茲に算入せず。

以上の三種は、通常の逃亡とは事情に於て大差あるものなるを以て、余は之れを現住不明者の内に算入したり。其の他監獄放免の際當所へ來る途中より逃亡し、全然立ち寄りざりし者若干あれども、是等は元とより保護所の收容人員に加はらざるものにして、且つ其の都度一々通知あるに非れば其の數の如きも分明ならず。従つて各監獄署に記録されたる當所への送致數と當所收容人員の數とは一致す

べきものにはあらず。

右の如き次第なるを以て茲には夫等を省き完全なる事由を備へたる三十四人に就きて、逃亡に關する各種の研究を試みんとす。

(2) 逃亡の原因

逃亡者三十四人は一千人中最も粹惡なる者にして到底改造し難き兇漢なりしやと云ふに決して然らず。余は最も細密に個人の状態を考查して然か斷定したるものにして、之れを平易に觀察するも、其中十七人は疑なく改良し得たるものならんと認めたり。然るに遂に逃亡に終らしめたるは全く主管者の罪咎と云はざるべからず。而して其の原因を見るに、豫想外單純無意義なるものにして、彼等の短慮淺智は更に憐むべく、又主管者の深く不敏を愧ぶる所なり。而して左に掲げたる原因は、盡く逃亡者を訊問して得たるものには非らず、其の或る者は親しく之れを聞き、他は同宿朋輩の推測と余の觀察を參酌したるものなり。

(一) 健康全からず。普通の勞働に堪へずして、相當の業に就く能はざるを失望せし者 七人

- (二) 密かに一酌を試みて圖らす其の度を過ごし、歸宿時間を失したるを耻ぢたるに依る者、 三人
- (三) 一家を組織するに臨み、俄然蹉跌を生じたるより自暴自棄に陥りし者、 二人
- (四) 寄宿朋輩中の非行者に誘導せられし者、 二人
- (五) 主管者より怠慢を譴責せられたるに依る者、
(恐怖か反抗か) 三人
- (六) 精神状態に異常ありて就業し得ざりしによる者、 三人
- (七) 縁談不調の紛紜より其の業をも失ひ、自暴自棄に陥りし者、 一人
- (八) 寄宿朋輩の懐中金を掻ッ浚はんとせる際持主に發見せられたるによる者、 二人
- (九) 所持金の全部を傾注せし營業が、不熟の爲め失敗に終はりたるを落膽失望せし者、 一人

- (十) 在監中知己を得たる出獄人に邂逅し、之れに誘引せられし者、 四人
 - (十一) 收容の當時より遷善の心意無かりしが如く察せらるゝ者、 五人
 - (十二) 不詳 一人
- 計 三十四人

以上十二項の中第五項迄の原因の如きは、全く保護の方法宜しきを得ざりしに基因するものにして、逃亡後考ふる毎に主管者の不注意なる點を發見せり。然れども彼等の行動は凡て餘りに淺薄にして、吾人の意想外に出づること多く、之れが爲め極力周到なる注意を以て彼等を先制し、慰藉を與へ希望を失はしめざるやう、警戒奨励したるに拘はらず、尙ほ斯かる多數の逃亡者を出したるなり。

(3) 就業の適否 逃亡の原因は、近因こそ前項記載の如く種々なれども、其の基元とも認むべきは、従事せしめたる職業の適否に依るものゝ如く、此の職業と彼等の體力技量の一致不一致は、即ち希望と失望との岐るゝ所にして、其の遂に逃

亡するに至らしめしは、全く此の點に於ける注意を欠きたるが爲めならんか。

逃亡者三十四人の就業種類

大工	鍛冶	車大工	疊職	綿打	製本職
一	一	一	一	一	一
齋職	賄夫	筆耕	籐細工	左官手傳	病院小使
一	一	一	一	一	一
露店餅賣	氷屋	土木工	土方	日雇人夫	未就業者
一	一	一	八	七	四

余が觀察によれば、此の内二十二人の就業は適當なりと見るべく、八人の就業は不適當なりしが如し。即ち逃亡の原因は此の八人に就て考査すべきものにして、研究の結果更らに其の内の五人は各々習得せし職業ありて保護を脱するも自活するに足るものなることを認めたり。今左に五人の職業と其の逃亡原因を掲げん。

- (一) 大工……………前記逃亡原因の第十一項
- (二) 鍛冶……………原因の第六項
- (三) 疊職……………原因の第五項
- (四) 車大工……………原因の第九項
- (五) 綿打……………原因の第十一項

(4) 逃亡の準備 彼等の逃亡は果して故意に出で、準備を整へて之れを決

行したるや、否やを觀察するに左の如し。

準備して逃亡したる者 十八人

準備なく全く咄嗟の決意によりし者 十六人

而して後者は、何を以て之れが觀察を下したりやと云ふに、其の逃亡の極めて不便なる時刻に於て爲られしこと、自己の持ち去るに難からざる金品の遺留しありたること、逃亡には不便なる身装にてありしこと等を以ても、推測するに難からず。是等の内其の就業も適當なりと認むる者の、尙ほ不結果に終りたるは、畢竟彼等の通有性たる短慮淺智に因するものにして、前後の利害を考慮するの暇なく、何

事か些細なる誘惑に感動したるものと認めざる可からず。

(5) 逃亡迄の寄宿期間 一度收容したる者を善導する能はず、不結果に終らしめたるは主管者の不注意免るゝ所なしと雖も、茲に又考究すべきは逃亡に至る迄の收容期間なり。

五日目	三	一ヶ月以内	四	一ヶ月以上	一六
六月以上	七	一ヶ年以上	三	二ヶ年以上	一

右表の如く、六ヶ月以上收容したる者に十一人の逃亡者ありしは、頗る遺憾にして、就中一ヶ年以上に三人、甲は第一原因の不健康によるもの、乙は第三原因の經營蹉跌によるもの、丙は第七原因の縁談不調に於ける自暴自棄によるもの、二ヶ年以上に一人、丁は第一原因の不健康によるものを出したるは、主管者の殊に慚愧に堪へざる所なり。而して總數の三分の二強を占むる二十三人は六ヶ月以内に逃亡したるものにして、之等は或は業務適當ならず有望の域に達せざりしに由る者あらんも、又一は改悛の念に乏しかりしに由るものと思量せざるべからず。又甲及び丁の二人は共に老體病弱、甲は胃病、丁は中風症にして、普通生存の能力を欠き、余が

徒らに憐愛の情に絆されて、食費を給與せし等姑息の處置を取りしが爲め、反つて怠慢の心を起さしめたるの感あり。此の種の被保護人は、處置極めて困難にして、不健康者とは云へ就床服藥する程の患者には非ず。去りとして普通の勞役には堪へず、三日働きては二日倒れ、二日出づれば一日は休養せざるを得ず等、外見は健康體なるも、其の實何等用を爲さざる苟存者にして、雇主も之れを退けて使用せず。而かも本人は怠慢なるに非ずして、衷心人後に落ちざらんことを努め、人並の生活を爲さんとするの希望、歴然たるものあるより、余も不知不識の裡、其の處置を緩慢にし、反つて愛護の精神に反きたるが如く、寧ろ之等は冷靜に處斷して、救貧事業に移せし方結果は反つて良好なりしやも知るべからず。

(6) 所持金の關係 前述の如く習得せる技藝ある者に於ても、逃亡の不結果に終りし者ありとすれば、所持金を有せる者は如何と云ふに、此の三十四人の如き、逃亡すれば既に監視規則を犯すものなるを以て、犯罪序でに又他の盜罪をも犯すに至るものなるが故に、逃亡の際何とか口實を設けて所持金を引出し決して放置し行く筈なしと思はるゝに、事實は然らずして、所持金を保管に附したるまま逃

亡したる者あり。

所持金を保管に附したるまゝ逃亡したる者

十八人

所持金無かりし者又は使用し盡したる者

十六人

の如く過半数は、多少に係らず遺留し去りたる者なりしは、實に意外とする所なり。尤も金額は小額のもの多く、最多額は二十圓にして逃亡原因は第十二項の不詳なるものに屬し、次は十圓にして第六項の精神異常者、其の他は何れも三四圓乃至一二圓のものなりき。

逃亡者の遺留金品は、第七章第二節の(2)死亡者遺留金品の條下に述べし如く、誓約書に基き遺留金品は一般棄權せしむるの約なれども、實際に於ては、彼等の後年再犯罪處刑後に訪問して當時の失態を謝し、歸國の暇乞ひ又は商業開店等の事を語り出づるものあれば、余は其の意を諒とし、更めて該金を惠與する事とせり。故に之等の遺留金品は、逃亡後尙ほ數年間之れを保管するの必要あり。

(7) 季節・健康・嗜好 被保護人の逃亡が、淺慮短智に因するもの多きは前文述ぶる所によりて明白なれども、尙ほ其の季節を見るに、是亦社會に於ける一

般事件に季節的關係あると同じく、左の如き統計を示せり

一月	一	二月	一	三月	二	四月	四	五月	二	六月	三
七月	六	八月	四	九月	五	十月	四	十一月	一	十二月	一

吾人が新聞紙上、殺傷、強盜、破獄等あらゆる忌はしき事件の發生を最も多く見る夏季に於て、又此の逃亡事故の最も多かりしを見れば、此の發作が、季節的關係より生ずる精神狀態の違常に由るものなるを知るに足れり。今其の健康狀態を見るに。

健康者十六人 不健康者十八人

而して不健康者中には、一時的疾病者を加へず。元來の虛弱者又は病弱者のみを算出したるものなり。之等は到底自己の生活費を得るの體力無きものなれば、此の種刑餘者の爲めには、又他に相當の救濟機關を要するものなり。

次ぎに嗜好癖は、彼等が過去の經歷に於ける犯罪の遠因とも、又近因とも爲れるものなるを以て、試みに其の嗜好を調査するに、

飲酒 一六 賭博 四 觀劇 三 買喰 一 不詳 一〇

即ち犯罪原因の場合に於けると等しく、飲酒賭博は茲に於ても三分の二に達せるを見たり。斯くの如く不健康及び悪嗜好は逃亡原因の大多數を占むるものにして、其の終始の相一致せるは頗る興味ある事實なり。

第三節 再犯

(1) 再犯者の數 被保護人より再犯者を出すは、逃亡者を出だすより、以上の不結果にして、主管者の慚愧之れより大なるは無しと雖も、以下之れに關し精細の説明を試む可し。

茲に研究すべき再犯者を九十三人とす。等しく千人統計中の者にして、單に再犯とのみ云へば、保護所逃亡後の彼等には、窃盜其の他の犯罪あるべく、又已に既成の事實ある者あり。前掲三十四人の如きも、附加刑ありしものなれば、逃亡したる以上は即ち監視規則違反者にして、其の他前記の現住不明者中にも犯罪者無きにあらず。然れども茲には之等を除外したる九十三人に就きて研究せんと欲す。

(2) 寄宿中の再犯有無

保護寄宿中に再犯し、保護所より潛み出でて窃盜を働きし者は有らざりしや。保護所の物品或は同住せる主管者の物品を窃取し又は家内の勝手を知りたる彼等の逃亡後保護所に忍入り窃盜したることあらざりしやとは、余の屢ば受けたる質問なり。

余も事業開始の始めより、此の事あるべきを豫期したるに、過去三十年間一回たりとも、斯かる變事に相遇せざりしは、實に幸福とする所なり。而て寄宿中の再犯者としては、只一人賭博犯(就業先きにて現場捕縛)を出せしのみなりしが、三十年目の客年に入り、遂に無期徒刑假出獄者の謀殺犯(原因酒癖痴情)なる老年の墮落僧、保護寄宿中遠く郡部に出で、瓦斯管理立て工事の夜業を畢へし歸途豫て相知れる寺院へ忍入り、直に現場に於て捕へられたる者を出すに至れり。是れ三十年間の一汚點にして、余の甚だ遺憾とする所なり。近年の收容者には浮浪罪、拘留或は無賃乗車、拐帶罪等の微罪にて不起訴釋放せられたる者多く、客年に於ける收容數は三百人以上に達し、本年も亦四ヶ月間に大凡二百人を收容したるが、之れ等の内にては貸與服の着逃げ、其の他若干の輕微なる事故はありたり。

(3)

再犯者の職業

再犯九十三人の收容後先づ就業せし職業左の如し。

鍛冶	四	靴工	一	點燈人夫	一	人	九
大工	八	活版職	一	植木職	一	洋服裁縫職	二
左官	三	土埴	二	船乘	一	小間物商	一
車大工	一	土方	七	車力	二	飴賣	一
鳶方	二	水道工夫	一	車夫	二	古手商	一
木挽	二	火夫	一	按摩	一	野菜行商	二
指物職	一	坑夫	二	理髮師	一	魚行商	二
鐵工	一	摺物職	一	農	七	紙屑買	一
足袋職	一	洋傘工	二	雇員	一〇		
染職	一	洋傘柄工	一	奉公人	五		

是れ保護の爲め與へし最初の職業なり。之れが適當せざりしや否やは判明せざれども、二三者を除くの外は孰れも犯罪間近くには、既に職業より離れて流浪したるものなり。右表に於ける九十三人中注目すべきは、大工の八人ありしことに

して、是れ世間一般の職業中、大工職工は最も多きものなるに因れるか。或は又他に原因ありとするか。

(4) 再犯の罪質

再犯盜行の明細種別を掲ぐれば左の如し。

獨犯の強盜	七	共犯ある私印偽造及び竊盜	一
同 未遂	一	獨犯の詐僞取財	一
同 居直り強盜	一	獨犯の空巢狙ひ	三
共犯ある強盜	七	共犯ある空巢狙ひ	四
共犯ある居直り強盜	三	勸工場荒し(竊盜)	二
獨犯の忍込竊盜	一七	宿屋荒し(竊盜)	一
共犯ある忍込竊盜	一四	獨犯の萬引	二
獨犯の屋外竊盜	七	獨犯の搔浚ひ	一
共犯ある拘摸	一	獨犯の貨幣偽造	一
共犯ある贓品故買	二	共犯ある貨幣偽造	二
小計			七八

賭博

六 監視違反

九

小計

一五

研究事項を異にせる末項の賭博犯及び監視違反の十五人を除き、他の七十八人に就て見れば、

共犯ありし者 三十四人 獨犯の者 四十人
而して罪質と個性の關係に就き、特に一考すべきは、

(い) 獨犯の強盜及び同未遂者 八人

性質 剛膽 三人

一人は妻帯後の犯行 二人は獨身者

前科罪質凡て強盜 犯數五犯二 再犯一

性質 精神異狀と認むるもの 五人

五人とも獨身者

前科罪質凡て強盜 犯數四犯一 三犯二 再犯一 初犯一

(ろ) 宿屋荒し勸工場荒し及び貨幣偽造 六人

性質 小膽

凡て迎妻後の犯行。内三人は子あり。

前科罪質 強盜五 竊盜一。

犯數 五犯一 四犯二 三犯一 再犯一 初犯一。

(は) 獨犯屋外竊盜 七人

性質 温和

二人未妻帯 五人妻帯。内二人に子あり。

前科罪質 強盜六 竊盜一。犯數 五犯一 四犯二 三犯二 初犯二。

即ち(い)に於ける個性は自づから剛強なる犯行を爲し、(ろ)及び(は)に於ける個性は竊盜の犯行を實現せるものと云ふべく、罪質と個性の一致を認むるものなり。
更らに再犯者七十八人の現状を見るに

前科罪質 強盜六二 強盜傷人一 殺傷一 竊盜一四。

前科犯數 初犯八 再犯一九 三犯二五 四犯一〇 五犯七

六犯二 七犯一 八犯六。

收容時の年齢

二十歳以上

三十歳以上

三三

四十歳以上

三五 五十歳以上

四。

境遇 家を構へたる者四〇

内妻を迎へたる者

三四

他に同居の者 三人

之れに依つて見れば、前科の罪質は一人の殺傷罪を除き、他の七十七人は悉く強盗。犯數に於ては八人の初犯を除き、他の七十人は悉く再犯以上なり。又年齢に於て四十歳前後の者多きは、全部に亘りて該年齢の者最多なりしに因るものにして、尙ほ構家妻帯者が其の過半數を占め、殊に實子ある者の五人迄ありたるは頗る遺憾なる状態なり。此の子女ある者の再犯罪質を驗するに、屋外窃盜、宿屋荒し、勸工場荒し、銀貨偽造の従犯及び忍込窃盜等を算せり。

(5) 再犯の地方

再犯を防遏するは本事業の主眼點にして、殊に其の所在地方に於ける危害を防遏すべきものなるを以て、更に再犯の地方を精査したるに、

保護所々在の東京にて再犯せし者 五十八人

三十五人

保護所を離れ歸郷後其の地方に於て再犯せし者

三十五人

計 九十三人

主管者は極力意を用ひたるに係らず、尙ほ東京に於ける再犯者の多數を占めたるは實に意外とする所にして、此の五十八人に付き、收容の際に於ける放免監獄を見るに七人は地方監獄、五十一人は東京各監獄の比を示し、更に九十三人に就て同じく收容の際に於ける放免監獄を見れば、東京各監獄より七十四人、地方各監獄より十九人の割合を示せり。

(6) 特・技・健康・嗜好

職業殊に特種の工藝を習熟したるものは活路に窮すること小なく、従て再犯防遏上大なる勢力を有するものにして、今之れを調査するに、技藝即ち生活元素ありしもの二十九人、全く職業の無かりしもの六十四人。

技藝ある者二十九人の業は

大工	八	鍛冶	四	染職	一	理髮師	一
左官	三	指物職	一	洋傘柄工	一	按摩	一
木挽	二	摺物職	一	靴工	一	植木職	一
車大工	一	洋服裁縫職	二	足袋職	一		

余は親しく之等の技量を見たるに、何れも生活の資料たるに足れるものなりしが、彼等は何を苦んで自ら囹圄の人と爲りしや、何故に習得せる技能を善用して活路を開かざりしや、此の問題を研究するに當り、先づ見るべきは其の體軀の健康如何にあり。

普通健康體の者 五十九人
不健康體の者 三十四人

不健康は此の數に於ても見るが如く、犯罪原因の重もなるものなり。之れは先天的に虚弱なる者を稱し、一時的の疾病を云ふにあらず。尙ほ彼等の嗜好癖を見るに、

飲酒 五四 賭博 二三 觀劇 二 買喰 三 不詳 一一

を示し、爰にも亦た犯罪の遠因たる飲酒癖は依然半數以上を占め、之れに次で賭博癖四分の一を示せり。

(7) 再犯の近因 不健康及び嗜好癖は再犯の遠因にして、之等は既に各犯罪構成の基礎を形成せるものなるが、尙ほ前述の七十八人に就き生活状態を觀察

して再犯の近因と認むべきものを摘擧すれば左の如し、

- (1) 酒癖又は賭博癖の爲めに生計立ち難き者 十八人
- (2) 一家を構へたるも、活計蓄みて生計立ち難き者 九人
- (3) 健康全からず、普通労働に堪へず、生計立ち難き者 四人
- (4) 入監中知己となりし出獄人との交際により誘引せられたる者 二十二人
- (5) 悪習慣の惰力によれる者 二人
- (6) 精神状態に異状あり、普通労働に就き得ざる者 二人
- (7) 郷里に歸りたるも親戚の排斥甚しく、忽ち活路に窮したる者 一人
- (8) 酒色遊興に耽り生活費の不如意となりし者 三人
- (9) 活路を得るに難からざる體力技量を有し乍ら不良の行爲に陥りし者 十七人

之に由て見るも、出獄人を再犯に陥しいる、最大原因は、在監中に知己となりたる

出獄人相互の交際にあり。吾人は其の弊害に陥らしめざらんが爲め極て力を盡したるに、尙ほ如斯き最多數を出せしは甚だ遺憾に堪へざる所なり。

而して此の二十二人の如きは、直接に共犯者となり共に刑を受けたる者なれども之れを總員の九十三人に就て見るに

保護所を離れたる後、他に居住せる入監中の知己に交際繁かりし者

六十二人

同上、交際無かりし者

三十一人

斯くの如く、雑居制の下、同臭相化し易き獄舎に拘束せられたる結果は、出獄後も其の交際を絶つこと能はずして、斯くまで再犯の原因となりしを思へば、獄制の改良と共に又益す保護寄宿舎の危険を避くべきの要を認めずんばあらず。

(8) 出獄人相互の交際 雑居獄制に弊害あるが如く、大寄宿舎に於ける多數の雑居は、亦た免かる可からざる弊害あるものにして、吾人の大に注意研究を要する所たり。

余が收容したる被保護人中、前記の如く保護所を離れたる後、互に共謀して盜罪

を犯したる者二事件あり。

(い) 三人共犯居直り強盜 此の内甲は最も精巧なる木挽職、乙は拙劣なる指物職、丙は勞働者にして車力を業とし、此の三人、殊に甲丙の二人は生活の資料優なるものにして、乙も亦た自活の能力あり、共に保護所收容前の入監中(空知)脱獄を交へたる者にして、甲丙は一家を構へ妻を迎へたり(子を挙げず)。收容時より算すれば犯行は三年の後なり。乙は性癖の飲酒の爲め、二ケ年も雇はれ居たる石鹼製造場の荒木荷箱製造の職を解雇せられ、爾來自暴自棄に陥りて専ら飲酒に耽り、放漫業に従はず。豫て脱獄なる甲(之れ又酒癖あり)と往來すること繁く、丙又其の附近に住せしより交際を頻繁にし、三人共に生計不如意の時に當り、同氣相求めて共謀し、乙が曾て大工として臨時雇はれたる家の隣家の案内を知りたるにより、之れに忍入つて盜盜を爲し、家主に覺られたるより居直り強盜と爲りしものなり。

(ろ) 二人共犯忍込盜盜(外に二三の共犯者あり)。此の内甲は土方、乙は日雇人夫にして、共に飲酒の嗜好甚しく、且つ賭博癖あり、保護所寄宿中は極めて謹勉にし

て、甲は居ること四年、乙は二ヶ月なりしが、兩者の知己は保護所收容前の入監中（空知）より初まり、前者は相應に貯金も爲し、保護所を離るゝときは一家を構へて妻を迎へ、後者も亦た同郷舊友の許に同居を爲したる者なり。然るに兩人共酒癖の爲めに生計立ち難く、甲は妻にも見捨てられて家を塞ぎ零落を極めたるが、遂に土方丁場にて相會したる賭博仲間の者に黨し、神社佛閣の金具を剝で窃取したる者なり。

悪行を謀るに當り、共犯者を誘引するに最も易きは其舊罪を知れる前科者にあり。故に自己の怠慢淺慮等より活路を塞ぎ、生計窮迫するに至れば、必ず同臭相率ひて盜行を企畫するものにして、保護所に於ても、此の交際上に頗る注意を要す可く、主管者が腦力を絞るは實に此の點に在るなり。

(9) 再犯の時期 彼等が獨立自營の途を得、保護所を離れて後、再犯に陥りし迄の時日を算するに

六月以内 二四 六月以上 一八 一年以上 一八 二年以上 七
 三年以上 六 四年以上 七 五年以上 七 六年以上 六

即ち再犯に陥るものは保護を加へて後、六ヶ月乃至一年以内に於て最も多く、期間を増すに従ひて漸次其の數を減じ來るものなり。然るに三ヶ年以上を経過したるものに二十六人を出し、殊に六ヶ年以上にして尙ほ六人の犯行者ありしは如何左に更に之れを細示せん。

再犯マテノ期間	收容マテノ期間	家居一戸	妻有	子有	罪	質	前科犯數	前科罪	質	前科者トノ關係
三年以上 六	一五	一五	二四	六一	居直リ強盜三 單獨強盜二	強盜傷人一 強盜一	初犯二 再犯一 三犯三	強盜三 強盜傷人一 強盜一	前科者トノ共犯三 單獨三	
四年以上 七	四三	五二	七	七	強盜	強盜	再犯四 初犯一 四犯一	強盜一六	前科者トノ共犯五 單獨二	
五年以上 七	一七	一七	五二	五二	共謀強盜 單獨強盜	強盜	再犯二 初犯一 四犯三	強盜七	前科者トノ共犯六 單獨一	
六年以上 六	一五	一五	四二	四二	居直リ強盜一 強盜未遂	強盜	初犯二 再犯一 三犯三	強盜六	前科者トノ共犯三 單獨三	

即ち二十六人の内九人は悉く前科入監中の知己と共犯せし者にして、殊に六年後に再犯せし六人中三人迄は等しく前科知己との共犯なるを見るべし。

(10) 監獄の賞表と再犯者 前述せる九十三人が出獄時に監獄より附與

せられありたる囚人の品行方正及び業務勉勵の賞表個數を調査するに

三個を有し居たる者	八	人
二個を有し居たる者	六	人
一個を有し居たる者	十	人
無賞表の者	六十九	人

此の在監中の品行良否は、出獄後の成績良否と符合し、無賞表者に不良成績のもの多數なりしは以て監獄官の監察を誤らざりしを證するものと言ふべし。

第四節 監督

(1) 監視 被保護者とは絶へず交信するを以て三十年の長きに亘りて交際を繼續するものあり。即ち余は此の交信教導に由りて一般の注意監視を爲しつゝあるものにして、一は訪問、一は文信を利用せること既述の如く、是れによりて彼等の家庭職業生計品行を監視し、親族との親疎状況、或は一般との交際状態、殊に舊知前科者との交際有無等を注目し、絶へず彼等の動靜を監察せり。而して表規と

しては年始中元を以て公式の來往を交換し、年始には大概三ケ日内に來賀を受くるも、新年勿々多忙なる家業、飲食店車夫等の者は歳暮に來訪するを常とし、若し來訪を缺くものあれば、余より訪問して其の近況を糺すを例とせり。

文信には封書及び端書を用ふれども、數百人の多數なれば時々寄贈の雜誌を郵送して之れに代へ、若し動靜に不審の點あれば、其の地基督教會の牧師傳道者に托して訪問を乞ひ、其の狀況を詳にしたる後ち勸告又は獎勵を爲せり。

(2) 警務の援助 元と是れ保護事業は單に慈善の意義に於てのみならず、進んで社會の危害を防ぐに在るを以て、保護申込者中其の言述に犯跡あるを認めたるもの、豫て犯跡あることを聞込み居たる者、或は既に探偵中なりし者等の立ち廻はり來りしときは、直に電話にて關係警察署へ通告し、又は彼等を連行して警察署へ引渡したる者あり。或る時は被保護人が他の前科者の舉動を見聞し來りて話したるを申告し、或は搜索中の者の東京に入りし姿を見來りたる被保護人の談を通知し、以て犯人逮捕の緒を與へたる事あり。由是各署警官よりも屢ば探偵の援助を求めらるゝに至れり。

(3) 寄宿舍内の監督

總て監督は兇事を發見するが目的にあらず兇事を行はんとする餘地なからしむるを本義とするを以て、諸事彼等の機先を制して警戒するを肝要とす。即ち怪しき場所に入出せざること、時刻に歸宿せざれば必ず先方より證明書を徴し來ることを豫て充分注意せしむる等、常に豫防的監督の方法を取らざるべからず。故に門戸開閉の如きも、余は常に自ら之れを掌れり。

寄宿人の所有物品は各自に之れを保管せしめ、手箱文庫等には各鎖鑰を施さしむるも、主管者は用の有無に係らず、折々突然に之れを開披せしめ、本人をして庫中の物品を引出さしめて之れを點檢し、一品たりとも隠蔽すること能はざらしむるを常とせり。

寄宿人は互に金錢物品の貸借を許さず。若し必要あるときは主管者に申出づべきを規定せり。殊に金錢に關しては最も嚴重に警戒を加へ、他人に貸與すべき餘有の金あれば、必ず貯金に附すべきを嚴定しあるを以て、折々逃亡者と貸借關係の形跡あるを見ざるに非ざれども、彼等は之れを公に口外すること能はず。此の一事は貸與弊害の自滅に預つて力ありたり。

又寄宿人は勿論一般被保護人間に於て、相互の物品賣買は、品種の何たるに係らず之れを嚴禁せり。之れ萬一にも贓品買受け等の嫌疑を受けざらしめんが爲めなり。

第九章 保護終了

第一節 成績統計

(1) 千人統計に於ける保護成績

保護終了とは如何なる時機を指す

やに就きては未だ確説を知らずと雖も、余は彼等が再び舊慣に戻らざるべしと鑑定したる時、即ち再犯の虞れ無かる可きを確認したるときを以て保護終了期と見做せり。左の千人統計に於ける自營者とは、主管者の手を離れて社會に自立するに至りし者にして、即ち保護終了期に到達したるものなり。

東京居住自營者	一九九	保護所逃亡者	三四
死亡者	一二六	地方居住自營者	三六〇
現住不明者	一八八	保護所離退後の再犯者	九三

計 一〇〇〇

(2) 創業以來の新舊保護成績 余が收容して親しく保護したる出獄人の記録に存するもの全部に對し、最近の成績統計を示せば左の如く、前表に掲げたる一千人は左表下段新保護成績中に含蓄せらるゝものなり。

舊 十四年間 自明治十六年至明治二十九年

新 十六年間 自明治三十年至大正元年

舊新總計

被保護人總員 三〇五

同上 一、四二八

同上 一、七三三

但し男子のみ

但男一、二〇四 女二二四

但男一、五〇九 女二二四

罪質別

罪質	舊		新		計	舊新合計
	男	女	男	女		
強盜	二五四	九五七	四八	一、〇〇五	一、二五九	
殺傷	三五	八七	二	八九	一二四	
放火	一一	四六	五	五一	六二	
實人員						

貨幣偽造	賭博	賣淫	浮浪	計
四	一	一	一	三〇五
六	一〇	一	九八	一、二〇四
一	一	一	二七	二二四
一〇	一	一	二七	一、四二八
一〇	一	一	二七	一、七三三

犯罪人員	舊		新		計	舊新合計
	男	女	男	女		
初犯	一三九	一四六	五八四	一四六	七三〇	八六九
再犯以上	一六六	四四	五六四	四四	六〇八	七七四
十犯以上	一	一八	一	一八	七四	七四
數十犯以上	一	一五	一	一五	一五	一五
百犯以上	一	一	一	一	一	一
計	三〇五	二二四	一、二〇四	二二四	一、四二八	一、七三三

年々の成績統計を更正せるを以て此の點より見れば全部尙ほ保護中のものと云ふべく、事實に於て保護終了の形を爲さざるの狀態にあり、要するに右表は當所成績の現状と見れば可なり。

(3) 長刑期出獄者五百人の保護成績

之れに關しては余が曾て「旭光」に投載したる記事あり、左に抄出して參考に供へんとす。

◎ 赦免囚と基督教 ◎

大正元年九月の旭光

赦恩果して囚人には貫徹せざるか、今は之を事實に照して見るべく、且つ基督教との關係に就き述べて以て多年予に援助を與へられたる教友、並に従前予が保護の許に居られし諸氏に報道し、感謝の微意を表したく思ひます。

赦免囚五百人出獄後の成績

赦恩の感應に就ては畏れ多き事なれども、刑期の長短に大關係ある事を思はねばなりません。例へば刑期六ヶ月にして減刑一月半乃至は廿日十日、極く

少ないのは五日三日と云ふ赦免を受けた者(此類が數に於て多くあつた)と、無期徒刑又は終身懲役に於て一生涯を獄に埋めし者が、再生を得た赦免人又は有期徒刑十二年以上刑にて三年四年と云ふ數年を早く釋放せられた者とは、實情に於て大に趣を異にするのは、自然の止む能はざるものと思ひます。之をしも綜合して見るからには、單に赦免人は感恩の念に乏しいと云ふ統計も出まじやうが、私は之を區分して實情を見たいと思ひます。

そこで私が今日までに保護した千六百八十一人の内で、明治三十年の減刑令で減刑されし者にて即時又は其近き年に釋放された長刑期者五百人について、現在の成績を見ますと左の如くであります。

赦免囚 五百人 (男)

刑期	無期	三六	終身	一一六	有期徒刑	三四八
罪質	強盜傷人	一七	強盜	三七四	竊盜	五一
	謀故殺	二三	放火	三一	貨幣偽造	四
犯數	初犯	一六〇	二犯	一三二	三犯	一一三

四犯 三〇 五犯以上九犯 六五

大正元年八月現在

保護所を離退せしめ たる時の終了事由	同人員	東京居住		地方居住		死亡	所在不明	逃亡	再犯
		住	自活	住	自活				
歸國せしめたるもの	二〇五		三	八六		三九	六二		一五
構家せしめたるもの	一三三		五八	九		三二	一三		二二
親族舊知の所在分明して引渡したるもの	八七		一二	二		一〇	三四		二九
他地方へ出稼せしもの	三三		二	八		四	三		六
死亡	一二					二			
逃亡	二九							二九	
再犯	一								一
合計	五〇〇	七五	一〇五	九七	一二二	二九	七二		

即ち現在の成績に於て之を見ると五〇〇に就て

上三段は 即ち良

二七七

最下二段は 即ち不良

一〇一

中一段は 良否不明のもの

一二二

由て觀れば、殆んど十分の八は良成績である。此の良成績を示したるは、そこに基督教の關係がある。私が東京に出獄人保護所を設けたのは、時代の要求にもよりましたが、一は便り來りし被保護人に據なくされたのであります。其便り來たのは、神を信じ救主を頼つて來たのであります。素より五百人が五百人悉く求道者であつたのではありませんが、當保護所の骨となり精神となつた力は確に此所にあつたのでございます。

此の現在の自營者百八十人が悉く教會に席を列ねては居ませんが、中には麗しき信仰にある者もあります。然らざるも其子女を日曜學校に出席させ、或は座右に聖書を離さず、或は旅行にも聖書を携ふる等の事實を見ます。素より無教育の人が多いのですから、傳道に従事する者などは有りやうもないが、全く無いではありません。併し地方に在て傳道のため、教會のため、援助して重きを置かれて居るものはあります。

永眠した者の中には至誠熱心以て信仰の模範と讃へられた者もあり。又は永眠に臨床洗禮を受けて蓄積の數十金を教會に獻金した等の特信家もありました。

枚舉し來れば、教兄弟の感謝の祈りを乞ふべき事は少くございません。希くは私の感謝を受けて下さい。諸兄弟の切なる祈禱、又新しき生涯を作られし友の至誠熱信實踐躬行に由て、今後益々神の榮を表はし皇恩に報じ奉らん事を望みます。

第二節 歸郷

出生地と犯罪地第三章第二節(12)の條下に述べたるが如く、千人中東京に於ける出生者は二二三なるに、犯罪地別を見れば四三九を示せり。是れ云ふ迄も無く、他地方より東京に入り込み來りて、犯罪を爲す者の多きに由れること明かなり。凡て都會には、各地方人、殊に其の出生地に居住すること能はざる惡漢の、潛入し來るもの多きが故に、之等は假令保護機關ありて改善爲さんとするも不良經歷者を多

數蒐集するの傾向を生ずるは、其の地の爲め決して好ましきことにはあらず。都會自身の健全を圖らんとせば、之等は宜しく排斥して、各々其の出生地方に復還し、該地方の保護救濟機關に委せざる可からず。之れ蓋し地方自治の精神上當然の方法たるのみならず、相當監督の途だにあらば、其の親族舊知と居を共にせしめ、然らざるも往來し得べき土地に居住せしむるは、其の成績より見るも、知己なき都會に孤立せしむるの危険に勝ること幾許なりや知る可からず。禍福吉凶に相遇して親族舊知と其の慶哀を頌つは、之れ人の道にして、又人の希望なり。性質不完全なる彼等刑餘者に於ては、之れが爲め近親の存在を要すること更に大なるものあらん。故に余は保護の後も出來得る限り彼等を歸郷せしめて親族の許に導き、且つ生計に容易なる地方生活に就かしめたるが、歸郷の當初は尙ほ過去の前科によりて排斥せられしと雖も、彼等が漸次改善の實を表はすに従ひ、其の信用は次第に回復せられて諸事利便多く、却て素性知られたる土地に在りしの優りたるを示せり。故に余は地方より入り込みたる刑餘者は、相當監督の途あらば、其の郷里に復還せしむるを以て、最も適當なる保護方法と爲せり。然れども茲に注意を要する

ものあり、即ち出獄後直ちに復還せしむべきや、又は相當保護を加へ、改善の實を強固にし、然る後復還せしむべきやの問題之れなり。余は勿論後者を執るものにして、前者は是認せざるのみならず、大に其効果を疑ふものなり。云ふ迄でもなく、犯罪者を出したる家庭又は其の近親故舊は、克く刑餘者の監督保護に任じ得べきものある可きにあらず。何となれば、犯罪は復雜なる長年月の原因を積んで表はるゝものにして、親族故舊の立場より云へば、既に長年間幾度となく彼等に諫告訓誡を試みしも其の効果なく、或は又幾度か金品を騙取強請せられたる、辛き經驗を有するを以て、假令復還爲したりとも俄かに彼等を信じて迎へ得べきものにあらず。加之斯かる犯罪者を出だせる近親等には、偏狹頑迷なるもの多きが故に、之等をして直に温情友愛を以て、刑餘者を迎遇せしめんとするは、到底不可能事にして、余の疑ひを存するも亦た實に此の點にあり。例へば若年者等の旅行先き又は奉公先き等に於て輕微なる犯罪を爲したるが如きは、郷人も亦た一時の出來心として之れを許容すべく、且之等は郷黨の保護に托して不可なからんも、再犯防遏の要あるが如き刑餘者に對しては、未だ以て郷黨の監督保護のみに委す可きにはあらず。

世に所謂偶發罪なるものは、此の種の刑餘者には、殆んど絶無なるものなり。蓋し法律上の論點より見れば、或は偶發罪ならんも、他人の金品を窃取するの性情は、輕々しく偶發的に起るものにあらざるを以て、保護の方法より云ふときは、元より習慣性のもものとして處置せざる可からず、窃盜行爲を業とし、恬として耻ぢざるが如き良心の鈍磨は、決して人性の自然に非ず。必ず習慣によりて作成せられたる惡質に原因するものにして、之れが改良は、單純なる手段方法の能くする所にあらざるを以て、之等に對しては亦た累犯出獄者と同様に處置するを適當と云ふべし。之れに關しては、余も收容の際眞に偶發罪と認めたる者にして、若干年の後に至り、等しく犯罪素因を有せることを發見したる事例少からず。又嫌疑審問の結果證據不充分にて釋放せられたる者を保護せしことも數回あれども、同じく夫等の犯罪素因を供へたるを認めたり。故に出獄人保護は、單純なる意味を以て之を郷里に復還せしめ、親族故舊或は郷村吏員をして保護監督せしむるのみを以て足れりとせず。必ず強固なる保護機關の保護を要すべきは余の確認して疑はざる所なり。

余の意見としては全国各地に必ず出獄人保護所を設備し保護の要ありと認めたる出獄者は、出獄に際して直ちに之れを同所に托し、或る期間誘導教化して改善の實強固なるを認めたる後、徐ろに親戚故舊との關係を融和し、保護者は和解者となり、保證人となりて、其の郷里に復還せしむるを最も妥當とするものにして、茲に至れば、本人も相應の身仕度を整へ、貯金を爲し得るの餘有るを以て、勇ましく郷里に復歸するを得べく、従つて親族も之れを歓迎し、且つ主管者の勞をも感謝すべきを以て、兩々相俟つて、益す其の後の誘導教化に宜しく、且つ彼等の迎妻構家等に關しても、近親をして盡力せしむる等、保護の終了を完全ならしむるに與つて力あるものなり。

第三節 構家

東京出生の者、東京定住の者、又他地方の監獄の放免者にても東京に居住すべき關係を有せる者、其の他被保護人資格の條下第三章第二節(1)に説述したるが如き者、或は前述せる郷里復還に適せざる者、及び全然郷里に便るべき親族故舊を有せ

ざる者等は、何れも東京に於て構家せしめたり。而して構家にも一戸を借り受けて戸主と爲すあり、同居又は間借りと爲すことあり、其の收得金の多寡及び職業の種類によりて各適當なる方法を取れり。

單獨に構家せしむる場合、最も注意を要するは、出獄人同志の同居なり、未だ妻無き者は、二人乃至三人の出獄人同志にて、共同生活を企圖すること殊に多かりしも、彼等は互に舊惡を知れるが故に、惡事を企てんとするの謀議成立し易く、假令共犯に至らざるも、其内の一人不良に陥り、怪しき舉動を爲し、怪しき品物を持ち込むが如きことあるも、之れを黙過し、犯罪の成立を助くる恐れあるを以て、余は斷然之れを許さず。蓋し猜疑心深き彼等は、假令如斯き不良の行動に陥らざるにせよ、互に快く温和を以て共同生活を永續し能ふものにはあらず、必ず遠和紛擾を醸成し、保護誘掖上障害少からざるを以てなり。

第四節 迎妻

(1) 結婚の成立

迎妻は就業及び收得金の確定、衣服夜具及び調度品の用

意、借家敷金の準備等、全く成立するを機として、之れを行はしむるものにして、妻は主管者より彼等の就業せる工場、又は其の仲間に依頼して周旋媒介せしめたるもの多し。而して婦人の里方は、主管者の證言を確信して嫁せしむるものにして、主管者は即ち直接の媒酌人且つ親元たり。

男女出獄人を結婚せしむるは、前項に述べたる出獄人の共同生活に於ける危険と同じく、又之れを避けざる可からず。然らざれば、妻は夫の前行を知悉し共に非行を忌避せざる傾向あるが故に、必ずや犯罪を醸成するに至るべし。要するに其の妻は、犯罪に關せる談話を忌避するの念慮を有するものにあらざれば、勢ひ前科者の出入をも嫌忌せざるに至る可く、前科者の出入は即ち共犯の原因となるものなり。又妻は前科者ならざるも、夫の前行を嫌忌せず、更に進んで監視引受人たるを否まざるが如きものは、寧ろ後日夫に犯行を促せる形跡を存し、前表に示すが如く、出獄後若干時日を経過せる構家迎妻者にして再犯に陥りし者は、皆な此の類の者なるを認めたり。凡て前科者を忌避せざるが如き婦人は、結婚當時貯金衣類等を見込みて來りたる者多く、貯金を使ひ盡して生計困難に陥れば、去て再び來らず、

甚しきに至りては、夫の不在中私かに家具をも掠奪し去りたる者あり。

(2) 家庭の安固

配偶者が夫の舊非を知らざれば、夫は益す之れを知らしめざらんとして、愈よ身を謹み、業を勵みて、悪友の出入等は堅く之れを避け、専ら家庭の整備を計るが故に、結婚は彼等の改善上著しき効果を呈するものなり。最も夫たる被保護人の資格に就きては、當所の保護を受けたるものなることは明かなれども、一般に階級低き人々なれば、彼等が當所に在りし原因に關しては、深く之れを推問すること無く、只だ余が證言を頼むのみを以て相談を結了したる者多し。

然れども時としては、媒介者を介し、或は直接當所に來りて、其の過去に關し巨細に推問したる者無きに非ず。之等に對しては一々事實を示すと共に、又改心の現狀を語りて證言を爲し、主管者の保證責任を明かにして相談を結了せり。

夫の過去を知らざる妻及び其生家は、余と彼れとの關係を推認して、基督教會の知己と爲し、余より教を受けたる事とのみ思へるものあり。而して被保護人中には、其の舊行を隠さんとする外聞の爲め、余を目して親類なりと吹聴せるものあるが如く、思ひ掛け無き人より質問を受けたること度々あり。然れども余は寧ろ之

れを以て愉快とするものにして、元とより彼等の親分たり、兄弟分たるが故に、又親類と呼ばれるも敢て辭す可きにあらずと稱し、家族と共に大笑せしことあり。

自營被保護人の子供等には、余等夫妻を呼ぶに「おぢさん」「おばさん」を以てせしめ、余の子供等に對しては「兄さん」「姉さん」を以てせしむ。故に彼等も、我等に對しては極めて濃密なる親情を有せり。曾て一被保護人の自營獨立して飲食店を營みし者あり。一子を擧げたるが不幸にして妻は病没したるより、更に後妻を迎へ、營業は益す繁昌したるに、幾許も無くして當人は病没せり。此の時遺兒は七歳なりしが、彼れを憐みて慰めたる隣人に對し、「お父さんは死んでも神田におぢさんがあれば少しも困らず」と語りたる由、當時余は之れを聞きて喜悅に堪へざるものありたり。

(3) 妻の選擇要件

余は被保護人の妻を選ぶに當り、第一身體の健全なること、第二醜業婦ならざりし者なること、及び第三比較的年齡若き者なることを以て要件とせり。殊に此の第三は、新らしき家庭に於て一日も早く愛らしき生兒を擧げしめんが爲めなり。今之れに關する一例を述べんに、收容者中、一人犯罪經歷

極めて悪しく、既に長年入監して老齡に達せる者ありしが、其の保護成績は好良にして、魚商を營み、妻を迎へて、家業も逐年繁昌し、相應の蓄財をも爲せり。然るに不幸にして妻は妊娠せず、常に悲しみ居たるに、配偶后數年にして不圖懷胎せしかば、彼れの喜び譬へんに物無く、余も又喜んで種々の注意を加へ居たり。或る日彼れは走せ來つて其分娩を報じて曰く、「神我れに幸せり。神は我が既に老ひたるを憐みて、二兒を與へ給ひ、妻は双生兒を分娩せり。」と茲に於て余も大に意を安んじ、共に感謝の祈禱を捧げたるが、此の双兒は幸ひ健全に成育し、今は五歳となり居れり。斯くの如く子女を擧ぐるに至れば、本人の心狀は益す堅實となり、家庭の情誼愈よ厚きを加へ、義務の觀念は自ら増進するを以て効果は益す良好に進むものなり。而して夫等子女の次第に成長して、物心づくに及び、本人の一大心勞を感じ來ることあり。即ち其の舊非を愛兒に知らしめざらんとするの心慮にして、或は交際者間の事に關し、或は戸籍面のことに關し、種々なる相談を齎らすを常とし、其の爲め余は彼等の親戚間に往來交渉し、或は屢々戸籍役場に出頭する等、勞力を要せしこと甚だ多かりしも、之れ主管者に取りては、最も喜ばしきこと、云はざる可からず

備附貸用品のこと。何時備へたりとも無く余が許には自營出獄人等に貸與す可き衣類器具あり

- 一、黒紋付羽織袴 黒山高帽子
- 一、女物黒紋付着物羽織帯
- 一、赤飯配り用重箱重臺 服紗

其の外彼等が社交上必要なるものにして、不時の用品は何品によらず余等夫妻の所用品を貸與するを常とせり。

第五節 保護期間

(1) 保護終了期

保護期間は如何なる時を以て終了期と爲す可きや、余が従來方針とせる所は無期限にして、年々の新收容者を總員に累計し、總員の異動即ち居住の轉移、市内或は地方死亡、現住不明、逃亡或は再犯等ある毎に、之れを改算して年末の現在成績と爲せり。而して此の方法を以て調査し來れば、年々の統計上現住不明及び再犯の如きは、追次其の數を加ふるものにして、従つて保護の良成績

を減すること著しきの觀あり。然りと雖も、之れを以て直に保護成績の良否と見るは、勿論其の當を得たる者にあらず。成績の眞價は、如何に適當に收容者を保護救済し得たりやの問題に存するものなり。故に右の如き觀察法は、保護終了後、數年を経過し保護事蹟に何等關係なき原因より生じたる犯罪、及び現住不明をも、混同して良成績を減殺し、成績の光輝を没却するものなり。再言すれば出獄人なるが故に社會より排斥せらるゝ等の原因にあらずして、他の原因なる窮乏、疾病或は營業の蹉跌等に由る不良成績を以て、當初の成績價値を刪減するものと云ふべく、成績の眞價に何等關係なきものなればなり。

(2) 三種の保護期間

保護期間及び終了期は以上の如く主管者の方針に依て其の限度を異にせりと雖も、大體に於て三種の區別をなすを得べし。即ち簡單に之を解釋すれば、出獄後先づ就業の衣服を整へて、活路に就かしむることにして、本人の就業せる上は已に自活状態に在るものなるが故に、之れを再犯に陥らしめざるやう、誘導するを以て保護終了と見るも可ならん。或は又進んで就業の適否を案じ、勤怠を督し、矯正感化を以て教導し、貯金、構家、迎妻等新家庭を創成するに

至るまで誘導するを終了と見るも亦た可ならん。或は更に進んで余の方法の如く、彼等の終生を監督誘導するを以て終了とするも亦た其の一なり。

(3) 四期の變遷 千人統計の現在成績に就て再記すれば

良成績	(1) 現在自營者	五五九	百分の六九
	(2) 死亡者	一二六	
	(3) 現住不明者	一八八	
不良成績	(4) 逃亡者	三四	百分の三一
	(5) 再犯者	九三	

此の千人成績を四期に分て調査すれば左の如し。

(い) 第一期出獄に際し、兎に角生活するに足る職業に就かしめ、或は歸國或は親族へ引き渡したるを保護終了と見做し、保護所より逃亡したるを不良成績と見て調査すれば、

良成績百分の九六、六 不良成績百分の三四
(現在就業九六、六、逃亡三四)

(ろ) 第二期收容時より三ヶ年目を保護終了と見て調査すれば、

良成績百分の七八、九 不良成績百分の二一、一
(現在就業七八、九、現住不明一一、四、逃亡三四、再犯六三)

(は) 第三期 收容時より五ヶ年目を保護終了と見て調査すれば

良成績百分の七五、五 不良成績百分の二四、五
(現在就業七五、五、現住不明一四、〇、逃亡三四、再犯七一)

(に) 第四期 收容時より十ヶ年目を保護終了と見て調査すれば、

良成績百分の六八、五 不良成績百分の三一、五
(現在就業六八、五、現住不明一八、八、逃亡三四、再犯九三)

期間 良成績 不良成績

第一期	初年	九六、六	〇三四
第二期	三年目	七八、九	二一、一
第三期	五年目	七五、五	二四、五
第四期	十年目	六八、五	三一、五

(4) 保護期間は三年か

如上の現象により考ふる時は、余が方法の如く、終生を見て年々の變化を統計し、其の成績を表示するは、事業の調査としては、未だ適當と云ふ可からず。余は情實の關聯より如斯き處置を爲し來り、斯かる方針を執れりと雖も、之れを一般事業として考查せば、元より適當なる時期を保護期間と限定し、其の期間を以て一終了期と爲し、其の成績を調査するを適當と思考するものにして、左記の理由により、余は之れを三年と限定するを最も適當と認めたり。此の期間とは即ち保護期間にして寄宿期間に非ず。

收容時の第一年間は 職業の選擇練習及び社會生活に馴致する時代、

收容の二年目は 職業の確定し、營業生計狀態に就き、衣服夜具及び貯金等を準備する時代、

收容の三年目は 生計確定し、構家迎妻し、親族間の和解を爲し、或は郷里に復還する時代、

之れ等の關係あるを以て滿三ヶ年を保護終了期と定め、各保護事業者は之れによりて成績の統計を示し、歩調を一にして益す本事業の研究に努力し、其の効果を舉

げんことを欲するものなり。

第十章 事業經營

第一節 組織

本事業の組織は、團體的、個人的、何れなるも可なるべし。當所は後者に屬し、余の單獨に經營する所にして、同情者中より協議員を定め、事業の方針及び會計に關し協議を乞ふ事とせり。

當所は、個人的經營なるを以て、組織上の規定を設けず、従つて規則書なるもの無し。又被保護人に對する保護上の規定の如きも、其の方法は、千差萬別にして、到底一律の成文を以て統率し能ふものに非ず。寧ろ成文あるが爲め、却つて處置上支障を生ずることあるを以て、是れ亦た設けたること無し。例へば酒に關して禁酒の規定を設けるとせば、飲酒習癖者が一度び之れを犯すに至らば、即ち處分せざる可からず。然らば何を以て之れを罰すべきや、彼れを放逐せんか、放逐せられて行

先きに窮せざるが如きものは初めより當所に來らざるを以て、即ち規則の勵行を重んずれば却つて彼等を再犯の危地に陥らしむるに至るべく、如斯き制禁は到底實際上効果あるものに非ず。元來彼等は天下の法律を犯し來りたる程のものなるが故に、區々たる一規則の如きは、素より其の眼中に無きこと明かにして、寧ろ主管者の言行を以て、其の規則と爲さしむるの勝れるに如かざるなり。

第二節 役員

(1) 主管者 當所には主管者一人の外役員無し。主管者は保護所に居住し、家族をして事業を補佐せしむ。故に事業は狭小、始終小規模のものなれども力及ぶ限り努力するを以て足れりとせり。

(2) 主管者の資格 余は主管者に特種の經驗學識及び智能を要するものとは思量せず。唯だ此の憐む可き同胞に對し衷心の同情を以て之れを改善し、正道に導かんとするの念ある人なれば足れりとするものなり。然れども主管者は常に其の保護者たり、監督者たり、警戒者たり、又教導者たるを以て彼等の模範たる

に恥ぢざるの資格を具備せざる可からざるは勿論の事なり。

世間往々主管者の資格を論ずるに、改心したる出獄人を適當なりとするものあり。之れ所謂溺れたる者にあらざれば溺れたる者を知る能はず。則ち入獄したるものにあらざれば出獄人を保護するに適せず、犯罪を防遏するには犯罪の經驗ある者を以て之れに當らしむべし、との論據より來りたるものなれども、余は絶對に此の説を否定するものなり。抑も主管者の備ふべき資格は、正大なる人格なり、威嚴なり、尊敬すべき温情なり。然るに假令幾許の教育あり、信仰あり、或は獄内の品行優れたるものありたりと云ふも、一度び破廉耻罪を以て獄に下りしが如き者、豈に其の人格に信を措き得べけんや。況んや出獄後未だ何等改心の事蹟を擧げざる所謂口舌の改心者に於てをや。故に之等を主管者とするも、能く彼等は之れに服従するものにあらず、殊に曾ては之れと相伍して囚業獄食を共にし、其前科を知らざる者に於てをや。

(3) 協議員

現在の協議員諸氏左の如し



小河滋次郎
男爵 澁澤榮一
島田三郎
伯爵 土方久元
子爵 岡部長職
子爵 清浦奎吾

伯爵 土方久元殿
男爵 澁澤榮一殿
子爵 清浦奎吾殿
島田三郎殿
子爵 岡部長職殿
法學博士 小河滋次郎殿

第三節 事業維持法

前文述ぶるが如く本事業には何等の規定を置かざれども、單に事業維持のために左の一法を協定し置けり。

東京出獄人保護事業維持法

- 一 原胤昭は東京出獄人保護事業を主管す
- 一 原胤昭は本事業の賛成者六名を定員として協議員を囑託す
- 一 原胤昭は本事業の方針及會計に付ては協議員の協賛を経て施行す
- 一 小河滋次郎子爵岡部長職子爵清浦奎吾島田三郎男爵澁澤榮一伯爵土方久元は原胤昭の囑託により協議員たることを承諾せり。
- 一 協議員は本事業の方針及會計に關する協議に與かり會計を監査す

- 一 協議員は原胤昭の本事業を主管すること能はざる場合又は其他の事故ある時は寄附出金者の意見を聴き相當の處置を爲すことあるべし
- 一 協議員に欠員を生じたる時は原胤昭は協議員の同意を得て補欠をなすものとす
- 一 原胤昭は協議員の檢閲を経て毎年一回事業成績及會計決算の報告を爲すものとす

第四節 諸帳簿

當所に使用せる諸帳簿の様式は、余の獨案に成れるものなるを以て、左に記して諸賢の叱正を乞ひ、以て改良を加へんと欲す。

帳簿様式の繁簡は、處務の遲速に關するものなれば大に攻究を要するなり。殊に本事業は、刻下革新の期に際し中央には統一機關の設立を見るに至りたるにより、今にして適好の様式を一定し、研究の歩調を一にし、以て大に後日の考査資料を得んと欲すればなり。

○被保護人受附簿

受附番 號	受附 月日	寄託者	人名簿 番號	終了 事由	退所 月日	備考	氏 名
1	2	3	4	5	6	7	8

- 1 受附番號 被保護人を收容したる受附番號にして毎年一月一日より十二月卅一日を以て終る。
- 3 寄託者 受附の關係を記すものとす。監獄署、警察署又は自身、或は親類知人の申込み等の如し。
- 4 人名簿番號 被保護人名簿に登録したる番號にして、創業以來の累計番號を用ゆ。
- 5 終了事由 就職、構家、歸國、舊知親戚引渡、他救濟機關へ轉移、逃亡、入監、或は死亡等保護の終結を略記す。
- 6 退所月日 保護終了して當所を退きたる月日を記す。

○被保護人出入簿

單に氏名を記して日々の出入現在數を明かにし、一日の寄宿者幾人其人の誰々なることを知るに便にす。之に添へて用ふるに名札函を備へ置けり。木製の小札を造りて姓名を記し數段の區畫を設けたる函に之を並列す。諸番方の配置札の仕様に同じ。而して部分け札は黒塗りを用ひ

寄宿、假外泊、旅行、入病院、等を白書して直接被保護者の名札を配置し。更に又間接被保護者のため 被雇先きの工場名又は商業職業名を記し、之に名札を添列して勘査に便利ならしむ。

○保護要票 (厚紙に印刷したる二つ折カード)

受附けたる被保護人に就き悉く此の要票を作製す。此の票は出獄人ならざる浮浪者、又は失業者の身分調査にも應用するたに、同住家族の數其他の欄を附け加へ置くものなり。

氏名		前科事由	
(2) 當犯罪事由			
大正 年 月 日 日 放免			
罪質	種類		
刑名	犯數		
宣告	裁判所		
在獄期間通計	犯罪地		
犯由			
保護ヲ求メタル要點		備	
監獄ノ賞表		考	
監獄ノ作業			

(大正 年受附) 保護要票

第 號	大正 年 月 日 受付	退所 月 日	寄宿延日數	食費
氏 名	歲 年 月 日 出生		兵役關係	適齡當年
寄 託 者	寄託者ト本人トノ關係			
收容前居住地	收容前夜宿泊所			
父 母	職業	現住所		
兄 弟	姉 妹			
原 籍	族 籍		身 分	
出 生 地	第 子			
保護扶養者氏名	關係	現住所		
配偶關係				
教育程度		成績		
平素ノ職		習得技能		
東京市ニ來住ノ時日	大正 年 月 日	到着場所		
同住家族ノ數				
同住家族中ノ就職人員及其日ノ所得				
前雇主ノ住所	職業	氏 名		
出京ノ動機	就職希望ノ業			
失業ノ原因	其時日			
家出ノ狀況				
旅費ノ出所				
在京知己ノ有無				
健康狀態		特徵		
體量入塲時	貫 百 目	經過 日	貫 百 目	同上 日
備				
考				

(大正 年)

出獄人 保護第	號	氏名
保護終了		
摘要	大正 年 月 日	第 二 年 至 年 月
保護後期第一年		年末現在成績
自大正 年 月 至 年 月		
		第 三 年 至 年 月
年末現在成績		終期現在成績

出獄人 第 號
保護 第 號 (3)

生 育 時		近 親 族
實父	別レシ年齢	事由
實母	同上	事由
十歳迄ノ家庭		備 考
十五歳迄ノ家庭		
嗜好性癖		
宗 旨		
信 仰		

此の票を五分して各々紙函に入れ調査索引に便利ならしむ。其區別は

- 1 現在寄宿 直接被保護者の分
- 2 就 職 保護所を離れて被雇先きに赴き或は徒弟店員等として奉公し
尙主管者の責任ある監督中の者の分
- 3 事故未決 歸國又は親戚舊知引渡し等にて保護所は出てたるも身分又は
計算等の關係未決の分
- 4 交信必要 保護は終了したるも尙誘掖上交際文信を要するものゝ分
- 5 終 了 保護終了して交信の要なき者の分

○被保護人名簿

保護要票より摘録する保護原簿にして創業よりの累計番號を用ゆ。

保 護 番 號	受 附 番 號	終 了 事 由	退 所 日 月	氏 名

○書 翰 袋

是れは被保護人の來翰及關係書類を入るゝ袋なり。來翰は其要を保護要
票に摘記し本書を此の袋に保存し保護誘掖の調査資料となすものなり。
袋は氏名をいゝは別とし索引に便なるやう本箱の棚に配置す。

要 摘	保 護 番 號	一、八二六	受 附 番 號	二二七
	年	元		
考 備	明 治	四 十 三 年	二 月	收 容
	名	氏	石 川 次 作	

石 川 次 作

縦八寸五分 幅三寸五分 厚五分 西の内紙

○被保護人誓約書 (第六章第四節の(1)参照)

○貯金臺帳

○保管金品送附證書綴込

是れには歸國又は移轉者の貯金物品及死亡者の遺留金品送達に係る書類引渡證書を綴込むものとす

外に

○義捐金簿 ○豫約寄附金收入明細簿

○事業費出納簿 ○支拂證書綴込 ○財産簿

○事務用日誌 ○事務用雜記

等を用ひ居れり。

第五節 經濟

(1) 収入支出 經費は豫約及び隨時の寄附金及び基金利朱雜收入を以て

支辨せり。

十五ヶ年の收支計算

自創立明治三十年一月
至明治四十四年十二月

収入總額

三五、九八二、一二五

内 譯

宮内省御下賜金

一〇〇〇、〇〇〇

寄附金

三〇、七三三、八六五

基金利朱雜收入

四、二四八、二六〇

支出總額

三四、四七三、八二五

内 譯

經常費

二四、四七三、八二五

建造物家具什器費

一〇、〇〇〇、〇〇〇

基金

一、四六〇、〇〇〇

現金 (四十四年末日)

四八、三〇〇

經費一ケ年の平均

一六三一〇〇〇

主管者手當一ケ年平均

三六〇〇〇〇

使用地百八坪は官有地にして貸與許可せられあり。

所有建物は木造建坪六十二坪 三階造りにして總平面坪百二十六坪あり。

(2) 寄附者 經費を寄附せられし重なる方々の氏名左の如し、内月々豫

約して寄附せらるゝ向きの金高は一ケ月一圓以上十圓にして各家各々多少あり。

德大寺 大山 二條 德川(千駄ヶ谷) 島津 毛利 岩倉 近衛 各公爵家

蜂須賀 鍋嶋 中山 細川 德川(飯倉) 四條 前田 各侯爵家

土方 大隈 田中(自白) 津輕 伊東(芝車町) 香川 前田(飯本) 阿部 大村 德

川(三田) 柳澤 廣澤 大木 柳原 松平(元町) 島津(本村) 兒玉 小笠原 各

伯爵家

清浦 花房 曾我 金子 岡部 戸田(向阿) 青山 秋元 山内 三嶋 小笠

原(代々木) 松平(飯倉) 松平(三筋町) 大村 六郷 榎本 曾根 各子爵家

南部 北垣 松平(槍町) 濱尾 千家 菊池 高木 石黒 波多野 澁澤 阪

谷 佐藤 小早川 毛利 三井(麻布) 長松 各男爵家

岩崎 早川 古河 福嶋 三井 莊田 森村 西村 菊池 各家

(3) 御下賜金 明治天皇陛下の御仁慈深く在らせられしは、今更ら言を要

せざる所なれども、去三十七八年征露の役に當り、國家極めて御多端なる折柄なるに係はらせられず。畏くも至微なる本事業に御軫念を掛けさせられ、御内帑の御下賜を辱うしたるは、實に本事業の最大なる光榮にして、余の恐懼措く能はざる所なり。左に御沙汰書を奉掲して永く紀念せんと欲す。

御沙汰書

東京出獄人保護事業主管 原 胤 昭

出獄人保護事業創始以來成績佳良の趣被

聞食

聖上

皇后兩陛下より

第十章 第五節 (2) 寄附者 (3) 御下賜金

恩召を以て金千圓下賜候事

明治三十八年五月十三日

宮内省

(4) 皇族方御獎勵

本事業は又皇族方御一同より御先例に無き特殊の御沙汰を蒙りたる事を謹謝し、左に御覺書を録して紀念とす。

御覺書

原胤昭主管東京出獄人保護事業御獎勵の爲め左記 皇族御一同より金五百圓御寄贈相成候事

大正元年十一月廿八日

小松宮	賀陽宮
伏見宮	久邇宮
有栖川宮	梨本宮
閑院宮	朝香宮

東伏見宮 東久邇宮

華頂宮 北白川宮

山階宮 竹田宮

(5) 無名氏の寄附

或る日客あり、保護事業に關する事の由を以て主管者に面會を乞はれたれば、余は直に之れを引見したるに、老舗の店員とも認むべき人慇懃なる挨拶の後、書翰に添へたる一包の紙幣を取出し、之れを余の前に置けり。其の書翰を披き見るに曰く、

謹啓時下凜寒の候、愈御健勝奉賀候。扱先般山縣氏の名を以て萬朝紙上に載せられ、或る貴下御經營の出獄人保護所の記事を讀みて、小生は貴下御夫婦が多年献身的に親戚友人にも見放されたる寧ろ憐むべき出獄人を引取り、賢良なる御指導と神にも近き温情とを以て兇惡の徒までも克く悔悟善道に導かせられ、直接には憐なる人の子を救ひ、間接には社會公安の爲めに大効を奏せらるゝ至善至美なる御行爲を深く嘆稱仕候。小生は貴下の此有益なる事業が益

す盛大に赴き更らに多くの憐むべき人の子を救済せむ事を衷心希望致し候就ては聊なりとも無用の費を節し、是れを以て御事業の爲めに捧げたく存じながら俗事多端のため心ならずも今日迄延引仕候然るに恰も明十九日は亡母三週の忌日にも相成候に付右供養の爲め金壹千圓使に持せ差上候間御受納可被下候未だ一面識も無之貴下に對して斯かる事を申上るは誠におこがましく候へども母には生前極めて慈愛心深く獨力數多き子女を養育する傍ら餘り裕かならざる米鹽の資を割きて親戚故舊の窮乏は勿論能く隣人を惠まれし程に御座候へば其兒の刻苦して得たる金員が貴下に依りて斯かる高貴なる事業に投せらるゝと聞かば地下に於ても定めし満足さるゝ事と存じ候小生の氏名は名聞を厭ひてわざと記さず終りに臨みて原氏御夫妻の御健康を禱り候早々敬具

一月十八日

無名氏

原 胤 昭 様

同 令 夫 人 様 貴 下

余は厚く其の意を謝し、且つ問ひたり。貴意なれば匿名の儘にて寄附を受領すべしと雖も、余が記憶の爲め願はくば氏名宿所を承り度しと。然れども使者は固辭して曰く。主人は實業家として今や相應の資産を有するものなれども、年尚は若く、之れより大に爲す所あらんと欲せる者、適々此の舉を以て名聲を街はんとするものゝ如く、世間或は誤解を傳へんかを恐るゝこと甚だし、嘗だ亡母の忌日に當り、聊か淨財を喜捨するものとし受領せられたしと。茲に於て余は遂に之れを受領し、使者は詳細に保護所の内部經營の状況等を視察聽取して辭し去りたり。

(6) 隠れたる後援者 余が此の事業を經營するに至りしは、豫かじめ事業を企畫して創めたるに非ずして、保護せらるべきものあつて、之れを保護したるに基因し、爾來年々其の數を増加し、遂に繼續事業となりたるものなり。從て余は自己の及ぶべき範圍に於て、力を盡すに止まり、敢て事業の擴張を圖らず、強て他の援助を求めず。然れども余の識らざる所の朝に野に、我を援助せらるゝ者のありたることを確に知る。一事例を掲げんに、今日の如く社會事業の發達を見ざる十數年以前に在ては、經營上、時代の眼識に先き立つ事ありたるに因て、意外の厄難に

追迫せられたること無きに非らず。保護所建設地に對する附近住民の強硬なる反對に遭遇せしことの如き然り。然るに此際余に取ては、未だ一面の識あらざりし地方官床次氏の在るありて、堅く執て動かす終に其の反對運動を排撃せられたる事の如きは、朝に於ける後援の強大なるものなりし。又經費の如きも、只だ必要を充たすに足るの供給を得るに過ぎずして、自ら寄附金の募集等を爲せしこと無く、即ち慈善音樂會慈善演劇會等の興行は、未だ一回だも開催したること無し。且つ又余は今日まで何れの官廳よりも補助獎勵助成を受けたること絶へて無し。然れども幸にして大方諸君は余が微衷を諒とし、前項に示すが如く、貴顯紳士の翼賛を辱うしたるのみならず。殊に 御内帑 御下賜金の光榮を荷ふに至り、近くは又皇族方御一同よりの御獎勵を蒙り、又は英皇族コーノート殿下の御寄贈を受ける等のことあり。更に又一方には、無名氏の寄附の如き、或は千百知友の幹旋紹介によりて、被保護人就業の便宜を得しが如きあり。加之經費に關しては、若し不足せば何時にても要求に應せんと約せらるゝ後援者あり、實に感激に堪へざる次第なり。當所の經營既に十有餘年を算し、其の間種々の必要によりて、時には經費

の不足を生じたることありしも、此の際前記後援者は、直ちに其の經費を供給せられ以て今日あるに至れり。余が平素意を強うして、極力事に當るを得るは、必竟斯かる有力なる後援あるが故なり。蓋し社會は既に業に斯業其のものゝ重且要を認むるが故にして、實に本事業今日の成績は、全く大方諸賢の賜と云はざる可からず。然れども只だ恐る、直接大任を荷ふ余の不敏なる、未だ以て事績を完うするに至らず、諸賢の芳志に背くもの多し、今や本編の筆を擱くに當り、聊か記して微衷を述べ、謹んで協賛諸氏に謝すと云爾。

出獄人保護の實驗 (完)

己れ共に

囚るゝが如く

囚者を念へ

新約聖書

参 照

〔第一〕 歐米各國免囚保護事業の發達

本編は明治三十年監獄局の未だ内務省に在りし時纂譯せられたるものにして當時若干冊を印刷せられしまゝ後絶へて無かりしを以て今回警保監獄兩局長の御承認を得て余が藏書を合編したるものなり。

(1) 要 領

米・國 出獄者保護事業は實に今を距る凡そ百二十年前(大正二年より算すれば百三十八年前胤昭附記)即ち千七百七十六年北米フィラデルフィアの市民リチャルド・ホワイスタア(氏は有名の富豪にして監獄近傍に其居邸あり日々憐なる出獄者との富者當然の天職なるを信じ自ら巨萬の資を投じて之れを保護會社創設維持の費用に義捐したり)の發意に係る、フィラデルフィヤ

(1) 要領 米國

免囚保護協會を以て其創成の起原とす。彼の有名なるベンジヤミン、フランクリンの如きも亦た其熱心なる會員の一人に屬し、ピシヨツプ、ウ井ルリヤム、ホワイト多年之れが會長として親しく保護の事務に従事したり。爾來監獄改良事業の發達と共に、保護事業の必要及び効果は、米國に於て益す一般社會の確認する所となり、ポストン(一千八百二十四年)ニウヨルク(一千八百四十四年)を始めとして、今日に於てはカリフォルニア、コンネクチカット、イリノイズ、ケンタキ、マリーランド、マサチュセツツ、ニューハンプシニア、オハヨ、ロードアイランド、バージニア等、多少其規模組織の大小異同ありと雖ども、全國到る所保護會社の設けあらざるは無し。而て其會社は、すべて一個人たる有志家の成立に係り、一も官設的臭味を帶ぶるものあるを見ず。經費は一に會員の出金及び特志家の喜捨金を以て之を支辨し、國庫の補助を受けるもの例之へばニウヨーク(毎年五千弗)カリフォルニア、マサチュセツツ及びペンシルバニア(各國毎年二千五百弗宛)の如きは寧ろ取除けに屬し、近年追々會社自ら進んで全く其保護を辭し、若くは大に其保護金額を減少せんとするの方針を取るものゝ如し。

英國

に於ては、夙に監獄改良の鼻祖として有名なるジョン、ホワード(千七百九十年に死す)及び女豪エリサベス、フライ(龍動に於ける豪商の妻にして、監獄女年自ら資を擲て歐洲各國を遍歴し到る所同志を糾合して監獄改良及び免囚保護會社の必要を説き自ら率先して之が創立に關する費用を義捐せり千七百七十年に生れ千八百四十五年)の出づるありて、斯の事業の必要を唱道する所ありしと雖も、免囚保護は、國家機關の管掌に屬すべきものなりとの思想に勢力を占められ、(千七百九十二年百二十三年の法律に由り裁判官を)容易に會社の事業の發生を見るに至らず。從て免囚保護の事業に干與せしめたり)容易に會社の事業の發生を見るに至らず。從て保護事業なるもの僅に名のみにして其實なく、社會は之に對して極めて冷淡なるの狀況なりしが、千八百五十七年に至て、漸く始て免囚保護會社の創立を見るに及び、次で間もなく他に十二個所の同會社成立せられ、其の効果亦頗る見るに足べきものあるを以て、機運此に一變し、終に千八百六十二年七月十九日發布の法律(此法律の規定に由れば私立會社にして政府の認可を得たる條款に由つて免囚保護の事業に従事するものは政府の監督に屬し被保護者一人に付二十磅宛の割合を以て公けの金庫より保護金を)の結果に由り、俄然として一時に多數會社の勃興を見るに至れり。彼の龍動に於ける救恤會社(ウエールズの「ブリン」の保護の下に成立し救恤)の如きも亦千八百六十四年以來、免囚保護を以て其一事業たらしむることを決議せり。

千八百七十七年四月龍動に於て、全國保護會社の聯合協議會を開き、中央機關を立て、會社相互の事業的連絡を計り、且つ議決の結果として、終に千八百八十七年に於て千八百六十二年七月十九日發布の法律改正を見るに至れり。(此法律に由れば、國庫補助の固定總額を四千磅として被保護者の割合に應じて之を各會社に配賦するものとす)斯の如く英國に於ては近年着々として此の事業發達し、外にしては政府の保護を受け、内にしては多數の會員を有し、外觀上頗ぶる完備せるが如くなり、雖ども、其成績の如何に就て、親く予の見聞する所を以て之を言へば、事々多くは豫期に違ひ、寧ろ非常に不良なるを免かれざるものゝ如し。而て其由て來る所を考ふるに、(第一)多くの會社が出獄人に對する狀況を察するに、動もすれば輒ち役所的に傾き、個人としての同情慈愛の感化力を彼に加へず、從て會社は彼れ出獄者の委任を繋ぐ能はざること。(第二)徒らに外觀を装ひ、誠心實意以て沈着に此事業の目的を達せんと欲するの氣風に乏しきこと。(第三)出獄者個人的に相應したる適當の正業を紹介するの注意に缺くること。(第四)役所的の規模なるが故に、役員給料事務の費用等に多額の經費を支出し、勢ひ肝腎の保護費に向つて缺乏を感ずるを免かれ能はざること等、蓋し其重もな

るもなりと信ず。現時英國に於ては、總計百五個所の保護會社を有し、此他蘇蘭に六個所あり、愛蘭に至ては僅に二個所を有するのみ。(尤も愛蘭には保護會社に對する國庫補助の法律を適用せず)龍動に三個の會社あり、國王保護の下にある「ロヤールンサイチ」なるもの規模最も大にして出獄男子を保護するを以て目的とす。國庫補助の年額三千磅あり、毎年保護費として平均一萬五千磅餘を支出せり。他の二會社は何れも出獄女子を收養するを以て目的とす。

歐洲に於て始めて會社保護事業に着手したるものを

丁・抹

とす。即ち一千七百九十七年フューテン島に起したる免囚保護會社

(規模頗る小なりしを以て其成績も亦甚だ微々たりしを免れず)を以て第一とし、次て千八百四十二年時の王クリスチアン第八世の奨勵に由て首府コッペンハーゲンに一會社起り、成績頗る見るべきものあるを致せり。爾來其規模に從て組織したる會社各地方に創立せられ、現今にては其重もなるもの凡そ五個にして、前記二個所の外尙ほホルゼンス、ウ井ホルグ及びウ井リスレーリンに於て各々一社あり。而て各々國庫の補助年額千四百三十フランを有し、特志家の贈與寄附を得るもの亦た頗る多額なりと雖ども、

大部分の財源は、會員及刑事裁判所の出金並に市町村及び貯金會社の補助金に由て之を仰ぐ。

白耳義

に於ける監獄制度の完備は、殆ど宇内に冠たりと稱す。従て免囚保護事業に就ても、夙に政府は銳意以て之を勸奨保護する所あり。千八百三十五年の勅令に於ては、政府は私設會社と協同して職務的に免囚保護の管掌に任すべきことを規定し、千八百四十五年に至ては、政府は會社に向て毎年三萬フランの國庫補助金を下附することを約し、千八百四十七年に於ては、政府は大に各地方の宗教管長を鼓勵して其卒先以て保護事業に盡力せんことを要求し、終に翌四十八年に至て、勅令を發し免囚保護の周到敏活を計るが爲めに、各地方に保護委員を設け、(地方の富豪名望家を網羅す)王命を以て之に任じ、免囚の請願に由て之に相當の協議助力を與へ、正業を授け家屋を給し、再犯を豫防することを以て其職務たらしむ。斯くの如く政府が熱心以て之を勸奨したるの結果は、各地到る所に保護會社の成立を見るに至りたりと雖ども、實際の効果は頗る微々として振はざるものゝ如く、今日の實況を以て之を見れば、政府の苦心したる經營は、すべて失敗を以て終りたりと謂ふも

可なり。是れ蓋し白耳義に於ては、政府當局者が熱心の餘り先づ此事業に着手するの初歩を誤り、純然たる私人的慈善事業に屬すべきものに對し、政府濫りに國家的直接に、之れに容喙干渉したるが爲めに、會社の規模漸く官臭に化し、出獄者の會社を見ること、恰も一般の官署の如く、また異形の監獄の如く、それをして却て自ら會社の保護を避んと欲するに至らしめたるを以てなり。是に於て乎、則ち保護會社なるものは、劃然國家機關の管掌を離れ、獨立以て自ら組織操縦するに非ざれば、成立維持及び發達する能ざるの理一般の確認する所となるに至れり。

佛國

に於ては、ペーランデ及びヂユカールの盡力に由り、千八百四十二年頃より漸く保護機關の整備を見るに至り、政府も亦た頻りに之を保護奨励し、千八百七十五年九月發布の法令に由り、保護會社を以て公益に關する施設物と認め、尙ほ之に法人たる權利を附與せり。千八百七十七年に於て、始めて國庫補助金として、政府より二萬フランを支出し、後年四萬フランに増加し、次て千八百八十五年八月發布の法律を以て補助金額の割合を確定し、千八百八十八年に至ては十二萬フランの補助金支出を見るに及べり、現今に於ては佛蘭西全國を通じて、凡そ七十五前後

の保護會社あり。中、巴里市内にあるもの六社にして、セーヌ縣幼年出獄者保護會社は幼年出獄者を收養保護するを以て目的とし、其成績頗る顯著なり。其他婦女、幼年婦女、新教徒、イスレル教徒等の出獄者保護を以て目的とする各個獨立の會社あり。就中規模の最も大なるを免囚保護會社とす、千八百七十一年の創設に係り、國庫補助金二千フランあり、寄宿舎二棟を有し、一棟は男子に供し、一棟は女子に供す、寄宿最長期限を八日とし、(婦女は此限にあり)成べく迅速に他に糊口の道を得せしめんことを力む。毎年平均千三百人の出獄者に向つて保護を加へ、中一時寄宿舎に收養するもの八百人内外なり、平均七萬二千フランの收入に對し、凡そ六萬八千フランを支出す。會社の財産に屬するもの凡そ十萬フランありと云ふ。

獨逸

に於ける保護事業の組織及び發達は、聯邦に由り多少の異同運速ありと雖ども、其最も進歩周到せるものを普國及びバーデンとす。普國に於ては、千八百二十六年始てライン洲に保護會社創設せられ、翌二十七年新たに又伯林に起れり。(二社共に英國女豪フラノ力與て多きに居る)何れも皆純然たる私立會社の組織にして、政府は毫も之れに干涉すること無く、唯だ之を歓迎し、若くは之れに向て相當の助力を加ふる

に過ぎず。尤も時の皇太子(後ち國王となり、即位以來殊に監獄事業に向ふて同情を有し、自ら英國に巡幸して親しく治獄の實況を視察し、歸後其模範を採て銳意普國監獄の改良を斷行せしむる所あり)深く此事業に同情を表し、自ら率先して會社に庇護を加ふる所ありたる等の事情に由り、王室と保護會社との關係は、今日に至るも尙ほ甚だ密接にして、從て保護事業の組織は、各地到る所に發達整頓し、各洲一として保護會社の設けあらざるはなし。現今伯林に於ては二個の重なる會社あり。一は皇帝庇護の名の下に男子を保護し、一は皇后庇護の名の下に婦女を收養す。曩きに皇室より一時賜金として二千五百マルク贈與を受け、今は毎年皇室より三百マルク、皇族より若干、市廳より六百マルクの補助あるの外、會員の出金特志家の義捐贈與等また巨額なるを以て、經濟に餘祐あり、着々保護の範圍を擴張しつゝあるものゝ如く、成績亦從て顯著なるを見る。殊に近年各地宗教々會の自ら奮て此事業に對し、熱心盡力する所あるを以て、寒村僻邑に至るも、尙ほ適當なる協議者助力者となつて、出獄人を教導保護する者あるに到り、政府は勿論社會一般に、其普及の結果に満足を表するものゝ如し。

其他現今に於ては、瑞西、和蘭、伊太利、奧斯土利、西班牙、魯西亞等、到る所に保護會社の

設けあらざるはなく、殊に瑞西和蘭の如き、此事業の最も整備せるものあるを見る、宜しく本書に就て其の詳を知るべし。

保護會社の組織起原

(2) 北亞米利加 英吉利 丁抹

保護事業は 北米を以て嚆矢 とし、十八世期の末葉に迫んでは和蘭のウイラン十四世英國のジョン、ホワード等の士相踵いで出で、歐洲及北米ペンシルバニアに於て刑罰の執行を爲し來れる所以のものは、獨り懲忿のみを以て目的を達すべきものにあらざるのみならず、感化なる醫藥に依り其病源を絶滅し、健康完備の人たらしめざるべからざるを主張したるの結果、漸く保護の感念を生ずるに至れり。抑も刑罰に加味せる道義心の發揚の目的を達せんとせば、先づ獄則の改善を爲すは論を俟たずと雖も、最も力を盡すべきは、既に監獄内に在て、即ち刑罰執行中之に向て道義心を注入し、且出獄後常に必要なる保護を加へざるべからず。

慈善家リチャルド、ホワイスタ氏は、フィラデルフィア監獄隣接の地に住し、日々監獄より放免せらるゝ者の容貌及精神の見るに忍びざるものあるに感動し、同胞を悲境より救済するの手段として、特種の會を組織し、協同の力を以て、千七百七十六年二月七日フィラデルフィアに出獄人保護會を設立し、フィラデルフィア出獄人保護會と名づけたり。英軍占領の間は、保護會は解散したるも、千七百八十七年以後再設し、フィラデルフィア出獄人保護會と稱したり。ベンヤーン・ミン・フランクリン氏の如きも、之が會員にして、會長は數年間新教僧正ウイリヤム・ホワイト氏就職せり。

獨立戰爭以後米國に於ては、監獄改良論非常なる勢力を有し、フィラデルフィアの模範に倣ひ、ボストン（千八百二十四年）及ニウヨーク（千八百四十四年）に出獄人保護會を設立し、兩者共に地名を冠し、ボストン保護會ニウヨーク保護會と名稱を付し、創立當時より監獄の改良のみならず、免囚保護に對し著しき効果を奏し、千八百四十五年及千八百四十六年に於ては、當時現存せる保護會會議を開き會議の問題及決議を印刷と爲し之を公にせり。

南北戦争の間は、人心皆革命の方向に傾斜し、出獄人保護の如き平和的事業は全く其隻影だに留めざる有様なりしも、ニウヨーク保護會員にして、監獄改良熱心家なるワインズ（保護會書記神學士）及ダイトノ兩氏は、合衆國及加奈陀獄制調査の任務を帯び、視察の事項を報告し、同時に改良の意見を表白せり。

幼年囚及出獄人保護制度に關する兩氏の報告は、極めて緻密なるものにして、派遣會員は、犯罪防遏上欠くべからざる改革斷行の資料と知識とを得たり。其後幾何もなく（千八百七十年）ニウヨーク監獄會議開設の計畫を爲せり、既に千八百七十年十月シンシナチに於て開會するを得たるが如きは、ドクトル、ワインズ氏の力なりと謂ふべし。會長は後合衆國大統領に選出せられたるルーテルホルド、ビヘーイエス氏なりし。決議の最も著しき者は、全北米合衆國を監獄改良團體に加盟せしめ、合衆國監獄會なるものを組織し、速に萬國監獄會議を開設せんと議是なり。決議の結果により、千八百七十二年第一の萬國監獄會議を、龍動に開設するを得たるが如き、實に驚くべきの進行なりし。合衆國監獄會は、定期會議を開き（最近の會議は千八百八十五年十月デトロイトに於て開會、來會者二千人）事業に

關する討議を爲し、及監獄改良の意見を、政府に注入せんことを力めたり。而て此目的を達せんが爲め、ワシントンに於ては、刑事統計局なる中央機關を設け、各種の調査を爲し、其結果は之を社會に公にし、萬國監獄へも亦參考として提出したり。北米各州に於てフィラデルフィア保護會に模倣し、設立せられたる保護會は、漸次其數を増獲し、已に三十を超ゆるに至れり。其目的に至ては、或は罪囚を訪問するあり、或は出獄後の保護を爲し、又は監獄の改良を促す等にして、カリホルニア、コンチカット、イリノイス、ゲンタツキ、マリランド、マサツチュセツツ、ニウハンプシヤ、ニウヨーク、オハヨ、ロードアイランド、及バージニア州の保護會も亦之に屬したり。

以上列記したるものは、何れも私人の唱道に依り、成立したるものにして、事業範圍全州に及ぼすもの、或は一地方に限りたるものありし、會の經費は、會員及其他の寄附金を以て支辨するの規定なるも、除外例として、國庫補助を受くることあり。ニウヨークの保護會は、一ヶ年五千弗、マサツチュセツツ及ペンシルバニアの保護會は、一ヶ年二千五百弗の補助を受けたり。近時に至ては、補助金は全部廢止せら

れ、若くは著しく削減せられたるものあり。或州に於ては、出獄人に旅費衣服等を惠與し直接の保護を爲すあり（十弗以内）保護會の設なき州の如きは、比較的低廉の工錢を給するに過ぎざるものありし。出獄人保護事業の區域廣大にして、實績の著名なるものは、千八百六十八年に創立したるマリランド州、バルチモアの保護會を以て第一とす。本會は獨り保護事業のみならず、各地方保護會と協力し、監獄制度の改良及之が實行を努めたり。最近の報告に依れば、千八百八十四年より八十五年に至る五百八十九人の囚人に對し、靴衣服及職業器具を與へ、二百十六人を郷貫若くは職工場に送付し、四百二十七人を寄宿給養し、及百十七ヶ所に紹介せり。収入は三萬弗なりし、犯罪の減少は、大飲嚴禁令に依り著しき効果を見たり。此の如く、北米合衆國各州に於て保護會の設立を爲したるも、事業の成績及被保護人の情態に就ては、未だ完全なる統計的報告を得ざるは遺憾とする所なり。成年出獄人の保護の外、幼年囚に對しては、往時より充分なる保護を加へたりし。千八百十二年ニウヨークに於て犯罪防遏の手段として、居住なきものゝ寄宿工場を設立せんとしたる計畫、成效を見るに至らざりしに依り、後ち幼年囚感化場

を設け、無職者及浮浪人にして犯罪に陥り易き者を、監視就業せしめ、監獄に向て幼年囚別異の方法嚴重ならんことを要求せり。

米國は千八百二十五年始めてニウヨークに就役場を設け、次で翌年ボストンにも亦設立し、千八百二十七年にはフィラデルフィアにも設けられたるが如く、數年間にして一大進歩を見たり。幼年者保護事業は直接に政府の手に於て成らざりしも、已に創立の初めに於て、殆んど全經費を支辨するに足るべき囚徒補助を受け、七十年の終りに至ては、北米各州に於て組織大なるもの五十以上に上り、其小なるものに至ては、殆んど數ふるに違あらざりし。而して毎年の收容人員は、凡そ一萬二千人（内二千人女）に下らず、千八百四十七年以後はマサツチユセツツの例に倣ひ感化學校の性質と爲したり。

英國 に於ては、ジョン・ホワード及エリサベス、フライ二氏、熱心に監獄改良に盡力せられたり。

ジョン・ホワードは、一商估の子にして、氏は其郷國に於ける監獄の欠點を改良するのみならず、歐洲全國の獄制を改良し、監獄最終の目的は、罪囚感化改悛に在ること

とを主張し、同意の士を叫合せり。氏は素と財産家にして、此美舉を容易ならしめたるや、亦氏の財産にあり。氏の計畫は、ペンシルバニアに於て非常なる歓迎を受けたるは、已に述べたるが如くにして、各國を歴巡し、至る處に於て政府に交渉し、悉く傾聴せられざりしとは、雖も、罪囚の保護は、耶蘇の義務なりとの主意は、漸次同情の範圍を擴張するを得たり。

監獄改良事業に於て、ホワード氏と共に著名なるは、エリサベス、フライ女史にして、龍動紳商の夫人なり。女史は主として婦人の保護を爲さんことを企圖したり。女史は、龍動監獄を參觀し、慘狀忍ぶべからざるものあるに感激し、身を監獄の改良に投じ、龍動に特別の團體を組織し、千八百十六年には、亦女史の斡旋に依り、婦人會を設立せり。婦人會の目的は、女囚に衣服、職業を授け、言語動作を監督し、純然たる良民に復歸せしむるにあり。女史は、殆んど三十年の長日月、恰も一日の如く、盡瘁し、慈善の美果を獲たりし、女史はホワード氏の如く、自國に於て得たる實驗を各國に普及せんことを力め、コッペンハーゲン、伯林、及瑞西各州を歴遊し、行爲と言語とに依り、熱心に之を唱道し、一面其の實行を怠たらざりし。

英國に於る保護組合事業は、此等の各自個人的の給附あるに干らず、價値ある進歩を爲すを得ず。所罰終了後の放免囚徒を保護するは、單に國家の義務たるのみならず、又社會の義務に屬するの原則は、既に承認せられ、千七百九十二年に於ては、規則を發し、裁判官をして、扶助の義務ある地方團體に、放免囚を轉送する權能を附與せり。千八百二十三年に於ては、法律を以て囚徒を監視するの任ある裁判官をして、勉勵なる囚徒の出獄後、職業を見出す可き場所を指示し、此處に住所を撰定す可き旨を命ずるの權能を與へたり。

千八百五十七年始めて定役を終りたる囚徒の保護組合の建設ありし、爾來僅にして組合の數十二を算ふるに至れり。千八百六十二年七月十九日放免囚保護條例修正案の發布せらるゝに及て、更に一大進歩を來せり。該法律に依れば、保護組合は、先づ其定款の認可を受け、認可會社の社名を得、國家の監督の下に服従し、被保護人一名に付二ポンドを組合會計より保護す可き旨を規定せり。國家は扶助金の支出を監督す。千八百七十七年の法律は、更に監獄より囚徒の本國に至る迄押送する費用は、國庫の負擔となす旨を定めたり。

英蘭に於る保護組合事業を進歩せしむる目的を以て、感化院及保護同盟を組成し、凡ての人類の危難を保護し、且之を和ぐるを以て其目的とし、幼者及無宿の者を養育し、并に感化保護組合雜誌を發行するを以て、其任務と爲したりと雖、千八百六十四年に於ては、更に放免囚をも保護す可きことを決議せり。

此同盟の目的は、同一なる組織及規則を制定して、既に成立し若くは將來成立す可き保護組合をして、互に補助し各自實驗を交換せんとするにあり。各組合の首席には、職務に熟達し信用あり且高給なる代理人を置き、猶未だ獄中に滞在する囚徒に對し、典獄及教誨師の補助を以て、保護を開始し、保護をなす可き者を撰定し、勞役を授け若くは衣食其他の救助をなす。各組合は、先づ私人の義捐を以て其費用に充て、次に組合の管理に屬する放免囚の工錢及前記の國庫補助金を以て之に充つ。

感化保護同盟の創設により生じたる一大進歩は、千八百七十七年四月十日を期して、龍動に於て現存せる保護組合の委員を招集し、會議を開き、從來各自獨立して活動せる各組合を統一して、中央制を組織し、直ちに撰定す可き常設委員をして共

同事務の進歩を計らしめんことを決議せり。

常設委員の助力に由り、千八百八十七年遂に千八百六十二年七月十九日の法律を變更し、國庫補助金四千「パウンド」を、各被保護人の割合に應じ、各組合に分與することとせり。但し同金額は私書を以て證明し、且各割合の保護金額は、「二パウンド」を超えることを得ずと。

千八百八十五年六月十日ウエストミンスターニ於て、放免囚保護會委員及監獄會委員出席して、各組合委員會を開會せり。モロー、ブラウン氏は、報告委員として、英蘭に於る保護組合増加の状況を報告せり、同會は亦保護制度の増進を計り、各獄舎に於て、保護組合の存在及出獄後、保護會社の供給す可き補助あることを知らしめんが爲めに、其旨を揭示し、且女囚の教育は、特に注意す可きことを決議せり。

各地方保護組合間に、相互に扶助を爲さんとの建議は容易に之を提出するを得たりと雖、遂に確定するに至らず、反之養育院に於て、放免囚に對し宿舎及勞役を授與するの制度は、千八百六十五年以來ウエークフィールドに於て、并に千八百八十四年以來、ライセスターに於て實施したるに拘らず甚しき反對を蒙りたり。

保護組合は、其警察官廳放免囚及被監視人の勞役供給に對し、補助を爲す可き法律上の義務を執行するに當り、千八百五十三年八月二十日法律保護組合の協力を要求したるにより著しく發達したり。

前記の組織は、保護組合の創立以來採用したる處なりと雖、豫期の効果を生ずることを得ず。定論に従へば、多數組合は、嚴格なる監督の下に行動し、放免囚に對し適當なる職業を媒介することを得ず、且屢ば事務の費用多く且代理人の報酬高きに過ぎ、組合の目的の爲に使用す可き資力に欠乏を來すよりして、放免囚の信用を得るに至らざるに起因すと。

英蘭には、放免囚保護會社の數六十三にして、或るものは、大監獄の放免囚を保護し、或るものは、單に小監獄の放免囚を保護す。此他同一の目的を以て、行動する組合の數四十二あり。就中ロンドンホワード協會の如き、監獄改良に助力し、幼者の感化及酒狂の治癒を以て其任とし、年報を發して其實情を報告す。英蘭に於る小市及小縣に於ては、五十六の監獄あるに拘らず、僅に六の保護組合あるのみ。愛蘭に於ては、保護組合の組織及補助金に干する法律其効を有せず、保護組合も亦僅に

二あるのみ。特に注意す可きは、龍動に於る三ヶの保護組合にして、一は放免男囚を保護し、千八百五十八年の帝王の保護の下に建設し、王室保護組合と稱す。他の二は、女囚を保護するものにして、ウエストミンスター紀念養育院及新教徒保護附屬養育院と稱す。王室保護組合は、千八百八十四年約三千「パウンド」の補助金を受け、組合の目的の爲め一萬四百九十四「パウンド」を消費せり。

英蘭に於る組合中サレト伯領組合は、千八百二十四年創設し、千八百三十九年一大改革をなせり。此組合は、國家の補助を受け千八百八十七年に於て、被保護囚九百六十九人、收入七百五十一「パウンド」支出六百五十三「パウンド」なりとす。此他スト、スッセツクス(千八百六十九年建設)ノーサンプトンシャイヤ(千八百七十七年建設)チエスシャイヤ(千八百七十九年建設)等の組合は、英蘭組合中の主なるものとす。

蘇蘭に於ては、エデンボロー及ダンデー組合等を主とす。

愛蘭に於ては、放免女囚保護を目的とするハダリン組合(千八百七十六年以來)及千八百七十六年以來女囚及酒癖ある女囚保護を目的とするベルファスト組合あ

り。
保護者なき幼者若くは惡癖ある幼者を保護せんとする計畫は其効を奏し、千七百八十八年に於て、此目的の爲に、リーズ侯は、家族主義に基き一の營造物を組成し、千八百四十八年グラッドストンの指嚆の下に、レッドヒルに於て、幼年犯罪者感化學校を建設し、五十年以來強制教育制度の完成に努力せり。

千八百六十六年及千八百六十八年大英國及愛蘭に施行す可き法律を以て、幼年犯罪者に對し、感化學校及棄兒に對し、工業學校を組織し、其制度及國家の監督をして一定ならしむ。

此種の學校は現時其數恰も三百に達せり。

近時改良及強制教育制度の設定に與て力あるものは、メリリー、カーペンター嬢なりとす。嬢は千八百三十九年より千八百七十七年に至る間、英蘭監獄制度の改革に助力し、エリサベス、プライの如く、本國に於るのみならず、猶同一の目的の爲に、獨瑞、北米合衆國に遊説し、其印度滯留中は、女子教育の爲めに其全力を盡せり。

千八百八十七年、ホワード協會の報告によれば、二十六年間に改良監に入院した

る者の數は、千八百八十五年の終りに於ては、四百八十人より二萬二百五十人に達し、平均一人一年の費用は十八「バウンド」乃至二十「バウンド」なりとす。

幼年犯罪者の改良方法に付き、タラック氏は新案を提出し、此等の幼年囚をば殖民地に於る感化院に輸送し、僻地に於て之が教育をなすの便なることを主張し、カナダ政府に交渉して、三百四十八名の幼兒を、殖民地に送致して之を實驗したるに、甚だ効驗あり。ホワード協會も亦幼年囚をば本國に於て僻地に送りたるに、其身體上及精神上に於て同一の良果を得たりと。

丁抹王國 に於ては、千七百九十七年四月二十四日、フイエーチン島に於て、ローデンゼー懲役監放免囚保護の爲め組合を建設せり。こは歐洲に於る組合の始祖たりしと雖も、其繼續甚だ短きを以て別に重大なる影響を及さず。

クリスチャン八世の世、エリサベス、プライの主張に基き、丁抹監獄改良に熱心なる樞密顧問及ダヒッド博士の賛成を得て、皇帝に請願し、コーペンハーゲンに於て、放免囚保護組合建設を企て、遂に千八百四十二年六月二十五日其許可を得たり。

此と同種の組合は、其他フイエーチン島(千八百五十八年)、ホルゼン(千八百五十九年)

ビボルグ(千八百六十年)及フリッツレーゼリール(千八百六十年)に建設せられたり。此等の五組合は、單に放免の際及放免後囚徒を保護するのみ。

コーベンハーゲン組合は、其初め女囚をも拘禁するクリスチャンハーベン懲治監獄のみを保護せりと雖も、千八百六十五年以來一の制度を組成し一時放免女囚を滞在せしむ。

千八百七十二年多少擴張の必要を生じ、千八百七十七年特別養育院の制度を設け幼年放免女囚に職業を授く。

其後組合は、コーベンハーゲン警察拘留所又は初犯者として通常拘留所を出監したるものに對し、保護を與ふることとせり。千八百七十九年年報によるに被保護放免囚女三十六人、男六十一人、養育院總經費は、六千九百五十六フラン、組合財産四千フラン、一年總收入約七千フランなりとす。

フイエーチン組合は、其初めラーデンゼー懲治監獄放免囚の保護を事とし、ラーデンゼー懲治監獄の廢止以來、フイエーチンに住所を有する總ての丁抹放免囚を保護し、其後フイエーチン小監獄より出獄せる囚徒をも保護す。組合の總收入は一年

約四千フランなりとす。

ホルゼン組合は、六年以上の定役に服したる放免男囚及ホルゼン監獄に於て所刑者として刑を受たる者を保護し、其總收入は一年約九千フランなりとす。

ビボルク組合は、其初め單にビボルク監獄放免囚を保護したりしと雖も、千八百七十五年ビボルク監獄廢止以後に於て、其出獄せる監獄に拘らずユートランド住民を保護することとせり。組合財産は、約二萬フラン、總收入は一年約九千フランなりとす。

フリッツレーゼリール組合は、六年以下の刑期を分房獄に於て終了したるものを保護し、其組合員は、七十三の團體及三百七十九の私人より成り、總收入七千フラン及財産二萬フラン以上を有す。

此等五組合の收入は、組合員の出捐、地方團體の補助金、寄附及遺贈、コーベンハーケン刑事裁判所の出捐、及千八百七十二年以来國庫より受る補助金、年額千四百三十フランより成る。

千八百八十一年に於ては、五組合は、六百七十八人を保護し、一萬七千二百六十五

「クラウン」を支出せり。

全組合の共同して活動するは、甚だ必要なるものにして、且近時組合の共同行爲を容易にするの必要あるを以て、千八百八十一年ビホルクに於て并千八百八十五年コーベンハーケンニに於て、各組合より委員を派遣し種々の決議を爲せり。

スカンデナビヤ監獄協會は、ストックホルム會議以來成立し、アルムクイスト博士を以て議長に撰定し、コーベンハーゲン及クリスチアニヤに於て開會せり。其機關は、ノルデスキス雜誌にしてスチユツクケンベルヒ博士此が主筆となり、コーベンハーゲンに於て發行し監獄問題を論評す。

幼年犯罪者の改良の爲に設備せる教育監中フラツケブジェルグ監は、千八百三十五年建設に係り、ランデルッブガルトに於るザツカールは千八百六十七年以來事務を行へり。

純然たる私立に係るものは、ゼーランドに於るハルスチンスミンデー監にして、男女の幼年囚を收容す。千八百七十六年以來流浪せる婦女を收容するマグダレネー・ジエムあり。千八百七十七年以來異常の幼女を改良するを目的とする組合

成立を見るに至れり。

(3) 獨逸

獨逸國に於ても、各國と齊く力を出獄人保護に注ぎ、専心之が發達を期し團體を組織し、英國の先例に倣ひ着々監獄の改良を圖らんとせり。

エファンゲリツク教の僧侶テアドール、ブリドテルの如きは、其最も熱心なるものにして、氏はエリサベス、フライ女史との交際に依り、大に感憤し、千八百二十六年ライン、ウエストフアーレン監獄協會を起し、之に依り、第一の獨逸保護會社を設立したり。氏はカトリツク教多數を占むるガイゼルウエルト町に於けるエフハンゲツク教會の牧師にして、本職の餘暇之と近接せるデュツセルドルフ監獄に於て、特志家として教誨教育に従事し、數年を出でざるに、早く己に充分の効を奏し、再犯の數を減ずるを得たるに依り、大に監獄教誨の必要を認識し、國家の事業として、普國は、勿論獨逸全國の監獄に、教誨教育の制度を施行するに至れり。カイゼルウエルトに出獄婦女保護會社を設けたるが如き、亦氏の力なりと謂ふべし。氏は自ら

委員を組織し之に監督を委任附托し、専ら其の成績を擧げんことを努むるに至れり。

伯林に於ては、千八百二十七年フリードナル氏と同主義の有志家の手に依て、保護會社設立せられ、良好の結果を得たり。斯の如く、卒先して設立せられたる兩保護會社は、他の聯邦諸國に於ては、比較的遲緩の進歩を爲したりしも、熱心と忍耐とに依り、其効力を證するの好果を得たるを以て、十年間に於て、獨り保護會の組織に於て、活潑の進歩を見たるのみならず、學者及寺院の間に於ても、出獄人保護事業は、社會の秩序及風俗を維持する上に、至大の關係を有するものなることを認識せられ、各聯邦政府の之を歓迎獎勵するに至れり。

各聯邦に於ける保護會の組織は、其成立分子及目的の異なるに従ひ、全く其軌を一にせず、本世紀の後半期に至る迄、尙ほ其跡を見たる如く、各聯邦の特性及遺習の等しからざりしが如き、之れが理由なるべく、即ち或るものは、私立にして、全然國庫の補助を拒絶し、或るものは、國庫の補助なくして成立する能はず、或は全部特志家の寄附に成るもの、又は國王若くは王族、自ら新設保護會の長となり、爲に自然發達

したるもの、若くは高僧會長となり保護獎勵を爲したるが如き是なり。

組織に至ても亦或は自治制を標準とせるあり、或は官衙的組織を參酌したるあり。又會の目的の如きも、或は小地方より延て全州全國に及ぶものあり、或は出獄人保護の意義を、最も狹義に解するものあり、或は之を以て監獄の改良犯罪防遏の目的と爲し廣義に解するものあるが如し。獨逸の保護制度は、斯の如く其組織區々なりしを以て、愈々各會の組織を統一ならしむるの必要を生ずるに至れり。

獨逸保護會は、以上述ぶる如く區々なりと雖も、模範的及完全なる組織を有し、數十年來、良好なる事業の成績を現はしたるもの亦少しとせず。

各獨逸保護會に對し、中央機關の必要は、己に業に認識せられ、又其組織を企圖せしことなきにあらざるも、今日に至る迄、未だ其成立を見ざりし。千八百八十六年マイン、フランクフルトニ於ける最近の司獄官會議に於て、終に問題となり、會長は獨逸全國の保護會に向て、千八百八十九年ブレイス、ガウに於けるフライブルグに開設する保護會々議に列席を促し、之を會議の問題として提出し、希望を達せんと決議せり。

監獄制度學理的の研究及實驗的調査の爲めには獨逸國に於ては、左の會を利用す。

北獨逸司獄官協會 ノルトライン・ヴェストファレン・プロヴィンツ・エグゼクティブ・ベツィルク

千八百六十一年創立

北西獨逸監獄協會 ノルトライン・ヴェストファレン・プロヴィンツ・エグゼクティブ・ベツィルク

千八百七十六年創立

北獨逸司獄官協會の機關としては、監獄學雜誌北西獨逸協會の機關としては協會雜誌あり。

獨逸帝國に於ける保護事業の爲めには、間接なりと雖も、最近十ケ年間に設けられたる勞役所は、之に對して好機を與へたり。第一に之が設立をウエストフールンに爲したるものは、有名且熱心なる内國布教協會々員ウイルヘルムドルフの僧侶ポードルシュウインなりし、而て帝國各州及各聯邦に現在せる勞役所は何れも之を模範としたるものなり。是れが目的たる無職業者及出獄人を、一時寄宿就業せしめ、又時宜に依り職業を媒介するにあり。今日に至る迄、罪囚保護に依て得たる實驗に依れば、出獄人の永く一定の職業を有せず、浮浪せるもの、危難救済上、其効少なからざるなり。

(4) バーデン

バーデンに於ては、千八百三十年有名なる刑法學者にして且熱心なる監獄改良家なるミッテルマイエル氏の首唱に依り、全國至る處に保護會社を設立せんとしたるも、出獄人及在監者の家族に對し、保護を施さざるのみならず、政府も亦刑罰執行上、在監人の教育監獄衛生等、欠くべからざる方法手段を盡さざりしに依り終に徒勞に歸したりし。

千八百五十三年政府監督の下に出獄人のみを保護するの目的を以て、基礎簡單なる地方保護會を設立せんとし、就中慈善事業に熱心なる大公フリードリッヒ國王の企業として、好果を收めたり。然るに千八百六十年の始に於て、激甚なる政治的革命及之に附帶せる政黨の紛争、並に獨逸統一の戰亂等に依り、何人も心を其方向に傾注し、保護事業の如きは、全く國民の頭腦を離れカールスルーへ及プルッヒザール保護會社を除くの外、悉く事業を休止したりし。

(5) 普魯西

(4) バーデン (5) 普魯西

普魯西王國に於ては、各洲各種の保護機關備はらざるなく、悉く王國政府及寺院の手に依て設けられたり。

普國保護事業大體の沿革の如きは、各洲に於ける保護會歴史に徴し、知悉することを得るなり。

普國に於ては、此事業の發達を謀らんが爲め、内務司法兩大臣の連署を以て、出獄人保護規則を訓令せり。

訓令

犯罪の防禦は、刑罰執行のみを以て其目的を達すべからず、故に再犯を杜絶せんが爲め、出獄人をして、良民社會に復歸せしむるの途を設くるは、最緊要務たり。以上の理由に依り、本世紀の始めより、個人、會社、寺院は、出獄人保護に勉め、政府も亦是れが獎勵を怠らざりしと雖も、未だ充分なる効果を收めず、保護事業の結果は、勞力と費用とを償ふに足らざりし。斯の如く好結果を得ざりし原因は、主として保護事業組織の不完全なると、保護機關と監獄署及警察署との間に、共同の運動を欠きたるに在り。此欠點を補修せんが爲め、寺院教育衛生事務主管の大

臣と協議を遂げ、出獄人保護施行に關し、別紙規程を設け、特に給與工錢の額を保護の目的を以て従前より増加し、且つ従來工錢を、直接に出監者に下附したるの情弊を、矯正せんことに注意せり。

王國知事控訴院長及地方裁判所長は、各部内の監獄署及警察署に令し、此趣旨に依り保護事業の實を擧げらるべし。

於伯林千八百九十五年六月十三日

内務大臣 ケルチル

司法大臣 ショーンステット

出獄人保護規則

第一條 保護の目的は、出監の當時、出獄人に職業及居住を與へ、再犯以前に於て、不規律の生活を防禦し、適當の時機に於て、其家族に引き取らしむるにあり。

第二條 出獄人にして、保護を必要と認むる者には、可成保護を施すを要すと雖も、保護の爲め、出獄人を強制す可らず、幼年犯者に對しては、保護上特別の注意あるを要す。

第三條 保護を司るものは左の如し。

一 寺院

二 保護會社

兩社とも、出監者に對して可成職業を與へ、警察署と密接の連絡を保つを要す。現行の規程に由り、囚人の出監を警察署に届出たるときは、出獄人は、被保護人となり、且つ何某の保護を受けつゝある旨を報告せざる可らず、寺院の保護は、其家族所屬の寺院組合を適當なりとす。

典獄教誨師は、適當と認むる場合に於て、自ら保護を爲すことを得。

第四條 一般に寺院の保護機關と稱するものは、エハンゲリック教會に於ては、寺院組合委員長及住職、カトリック教に於ては、教會長及之が助手たる會員を謂ふ。

第五條 被保護人を、何れの保護機關に附托すべきかは、典獄は、高等司獄官吏就中、教誨師の意見を徴し、之を定む、司獄官會議の組織ある場所に於ては、其意見に依る。

第六條 典獄は、保護機關と常に交通を爲し、長刑期のものに付ては、放免六週間前に、出監時迄の工錢金額を定め報告するを要す。此場合に於ては、保護會は、放免者に給與せらる可き工錢の金額を告知し、之を保護會若しくは警察署に送附すべきや否やを確むべし。

此手續を履行せんが爲めに、放免者の希望を聞き、可成便宜を與ふるを要す。

第七條 出監の際、囚人に下附すべき工錢を、保護の爲に支出するを要する時と雖も、負債の消却教育場の辨償にして、本人若しくは其家族の請ひたるものに對しては、本人の意志に反し要求することを得ず。工錢の所有權は、囚人に下附し使用を許可したるとき生ずるものとす。

工錢は、出監者最近居住地に至る迄の旅費、衣服の調製、居住、食物、職業器具、購入等の爲に要する支出若しくは家族に對し、適當なる保護を爲す場合の外、使用することを許さず。

一時に工錢を出獄人に下附するは、得策に非らず。多額の金員なるときは、使用の目的正否如何を確めたる後に至て之を許可するを要す。

第八條 出監者にして保護の必要なものには、典獄は、出監に際し工錢を本人に下附若くは本人歸着地の警察署に送附することを得。

出監者被保護人となりたるときは、典獄は工錢を保護會若くは本人の歸着する地の警察署に送附す可し。

工錢使用を願出たる時は、保護會社は、本人より警察署へ規程の届出を爲したる旨の書面を徴したる後に非ざれば、之を許可するを得ず。

典獄は、工錢最も少額にして數日間の旅費食費を償ふに足るべき時、又は本人の性情正確にして浪費するの虞なき時は、出獄の際其全部を本人に下附することを得。

第九條 出監者若し保護を必要とするにも拘はらず、之を忌避したる時は、監獄署は、旅費及一兩日間の食費を控除し、工錢の残額を差押へ、半額を還附し、半額は放免地の警察署に送附し、第七條の規定に依り處分するものとす。

第十條 出獄人若し保護會社より工錢使用に付て發したる命令を承認せざるか、若くは犯罪の行爲あるか、又は保護を忌避したる時は、事實を調査し、現存の工錢

は之を警察署に送附す。警察署は第七條の規定に由り處分するものとす。

出獄人工錢使用の許可を警察より受けることを忌避したるときは、其残額は、出監者の家族に給與する場合の外、決算の上監獄署に送還するものとす。

(6) ブランデンブルヒ洲

伯林罪囚改善會は、ルードルフ少佐及樞密司法參事官シュマルツ氏の發起に依り、千八百二十七年設立せられ、千八百二十八年七月二十七日閣令に基き社則の認可を経て會社たるの權利を得たり。之が會長としては、當時の皇太子殿下后も國王たりしフリードリッヒ第四世陛下就職せられたり。

本會の目的は、監獄及感化院組織の改良并に教育作業及教誨に依り、罪囚の改悛を計り、出獄人に職業を授け生計を助け、絶へず其行狀を監視するにありき。而して東部各洲は、會社設立を唱道するも亦其目的の一なりし。此事業は、最初は迅速の進歩を爲したるも、中道にして困難に遭遇し、千八百三十二年全く休止するに至れり、然れども伯林に於ては、伯爵グレーベン大佐及控訴院評定官グラッハ氏有力

なる地方團體を組織し、此團體は監獄の改良を以て目的となすものにして、既に千八百三十七年に於て伯林スタットフォイグタイに、成年及幼年者の別異を爲し、成年に就て亦三種の收容場を設けたり。千八百五十一年新刑法施行の後、識別の能力なきものとして、免訴の申渡を受けたる十八歳未満の幼年者の收容上、著しき効益を有したり。即ち總て警視廳の手に依て逮捕せられたる幼年者は、一ヶ月の費用三ターレル半の契約を以て、會社に引受け之を入場せしむるが如き、若くは閣令の明文に依り、家族に附托したるが如き是なり。

此他宮廷宣教師ブルトマレ氏、獨立の出獄人保護會社を設立し、會社權を得たるも、負債の結果遂に閉社し、千八百二十八年に創立せる會社の管掌に屬したり。

本會社は、千八百四十一年に於て幼年出獄人保護の爲め、特に其設備を爲せり。千八百五十八年に於ては、サントフイエンツエントウス會社は、カトリック宗出獄人の爲めに、地方保護會を組織し、工藝場宣教師フッセの主唱に依り成立したる婦人會の如く、出獄婦女を保護し本社と密接の連絡を保有せり。

監獄の改良年一年に政府の注目する處となり、監獄に於ける設備完成を告ぐる

に従ひ、保護會社の事業は、出獄後の保護のみに制限することを得るに至れり。

出獄人保護は、特別の四會社の手に於て施行せられたり。即ち一は新教成年男子其他のものは、カトリック宗幼年出獄人及女囚を保護するものとす。會社は主として、伯林市監獄より放免せられたるもののみを保護するに止まりし。然るに千八百八十四年乃至千八百八十五年に於ては、本事業は、伯林市民の非常なる増加と、特種の變革に依り、充分なる資金の供給を得たるとに因り、從來の規模を大に擴張するを得たり。即ち獨逸及普國皇太子崩御せられたるフリドリッヒ帝の慈恵に依り、プイクトリヤ資金より先づ千八百八十四年に對し二千五百馬克の御下賜あり。次て伯林市會は、六百馬克の補助を千二百馬克に増額したること是なり。各會社何れも保護事業の範圍内に於て及指定せられたる費額を以て、各獨立に業を執りたるも、授產會社なる新組織の成立し、有給役員を配置せられたる以來大に事務を減少するを得たり。

授產會社は、出獄人の請求に依り職業を證明し、傭主を紹介し、又は傭主の請に依り職工を紹介し、無業者を役場に引致し、居住なきものに住所を指定し、必要食物の

切符を給與し、職業器具、衣服等の購入、及理由なくして職業を停止せられたるもの、又は飲酒怠惰等に因り職業を失はんとする者に代り、警察及検事局との交渉を爲すものなり。

授産會社の事業をして、有効ならしめんが爲めには、會社は、居住なき者及出獄婦女の寄宿舎并に在伯林救養場及勞役所を充用するの契約を爲したり。

千八百八十四年及五年の年報に依れば、會社の計畫せる事業の範圍、及會社事業の目的は實に稀有のものなりし。

保護會社長若くは各支部及授産會社は、毎月會員を召集して會議を開く、會員以外の者と雖も傍聽を許可せり。

年報に依れば、千八百八十五年に於て授産會社に助力を出願したる出獄人二千九百九十八人(内二百七十八人幼年者)にして、内採用したるもの二千二百七十四人。千八百八十六年に於ては二千八百八十二人(内二百七十八人幼年者)にして、何れも職業を渴望したり、而て採用したるもの二千二百五十人。

千八百八十六年の収入は、前記會員寄附額の外三千四百三十八馬克五十片、支出

一萬三千八百四十三馬克五十六片、被保護人費一萬百七十七馬克五片、會員の數四百二十人、會社の財産三萬九千九百十馬克九十片。

伯林に於ては、此他尙ほ出獄婦女の保護會、千八百四十一年に設立せられたり。

ブランデンブルグに於ては、千八百三十年の半より保護會存立し、會員百名の寄附を以て費用を支辨し、千八百六十七年に於ては、出獄人及無賴女子の勞役所を設置し、二十五の寢臺を備へたり。

フランクフルト、アンデル、オーデルに於ては、千八百六十三年出獄人保護事業に着手し、千八百七十五年以後不良少年の保護をなせり、千八百八十五年に於ける収入は、千八百八十二馬克九十五片(内百六十六馬克、會員寄附)ゾネベルグ監獄署よりの補助二百馬克、支出三百七十七馬克五十五片、男出獄人四十一人及び配偶者拘禁中の女十二人を保護せり。ポツツダムの保護會社は、伯林保護會社の刺戟に依り、千八百二十九年設立せられ、伯林の支社として合併したりしも、後ち獨立して出獄人及被拘禁者家族の保護を爲せり。

千八百八十五年に於ける會員の數は、六十五人にして、會社の財産は二千二百馬

克なりし、収入は三百二十馬克、内二百三十二馬克會員寄附、支出百三十四馬克五十七片。

後ち政府は、出獄人保護事業に對し、必要なる保護令を發したるも、事業其物に對しては、何等の效果も現はざりしに依り、千八百八十二年大公領司法省は、更に方按を立て國民全般の賛成を得たり。新方按は各區裁判所々在地に、出獄人保護會社を設立し、各會社共會計其他總て獨立に業務を營み、同盟會と連絡するに在り、而て其の同盟會は、中央監督の任務に當るものにして、十二名の委員及事務員より組織し、之をカールスルーへに置くの計畫なりし。

各會社齊一の規則并に千八百八十三年の春期に於て、中央監督機關設置後は、保護事業は満足なる進歩を爲し、千八百八十五年全國通計五十九ヶ所の區裁判所所在地に各一ヶ所の保護會社の設立を見たり。

地方保護會社長は、毎年末男囚、止むを得ざる場合に於て女囚、及被拘禁者の家族に施したる保護事業の狀況會計に關する報告を、中央監督部に提出し、中央監督部は、此報告を編纂し、年報を調製し、之を公表するものとせり。

中央監督部は、前記統計に基き保護事業實施上の方針を定め、地方保護會社を督勵し、教育に關しては、務めて統一の保護法を爲さしむるの義務を有し、幼年出獄人保護、及各地方に於ける職業の設備、及之を監獄署へ報告するの件は、特に注意を要すべきこと、爲し、保護同盟會は、千八百八十五年以後大公フリードリッヒ陛下の監督に屬したり。

地方保護會の費用は、會員の寄附及郡市町村の自由補助を以て支辨す、中央監督部に下附せらるゝ政府の補助は、聯邦議會の承認を経たる歳出中、囚人の賞與、出獄人保護の科目七千馬克乃至八千馬克より生ずる年々の剩餘、及死亡囚の工錢とす。大公領司法省會計官吏は、委員會の一員となり、臨時支出の場合に於ては、許否の議に參與するものとす。中央監督部の經費は、左の場合に限り、資本少額の地方保護會に向て其の補助金として流用支出することを得。

移住若くは教員職員備入契約等に依り一時に巨額の支出を要するとき

千八百八十三年より千八百八十七年に至る保護會員の數は、六千八百四十六人より六千五百九十六人に減じ、從て寄附金も八千五百五十二馬克五十二片より七

千五百九十一馬克三十二片に減少したるも、會社の財産は八千六百十馬克八十二片より三萬二千五百三十五馬克十五片に、被保護人の數は、二百二十五人より四百八十一人(内十八歳以下の幼年者六十人及女十九人)に増加し、支出も亦二千七十馬克八十片より五千四百三十馬克十三片に増加せり、中央監督部の支出も之と同一の狀況なりし、被保護人の族籍に付ては區別を爲さざりし。

出獄婦女の保護は、大公領女皇ルイス陛下の會長たるパーン婦人會及其支部に於て爲すものとす。中央監督部は年々二百馬克を補助し以て多額の支出を緩和處辨する所あらしむ。

千八百八十三年中央監督部はアンケンブクに授産場を設立せんが爲め、無期限無利子を以て一萬馬克を貸付し、之を無職業の出獄人寄宿に使用するの權利を得たり、各保護會社も亦同一の條件を以て、授産場へ年々巨額を補助するに至れり。カールスルーヘノシャイベンハルト出獄婦女勞役場は、廿五の寢臺を有し千八百八十六年後カールスルーヘに於けるパーデン婦人會第四部の監督の下に事業を開始せり。創業費は、中央監督部より五千五百馬克の補助を受け此他年々の收

入は千二百馬克なりし。

不良少年感化院及其監督は、中央監督部の委員に屬せしと雖も、未だ着手するに至らざりし。

被保護人を相互に送附するの條約は、パーデン中央監督部及千八百八十三年の創立に係る公領ヘッセン出獄人感化保護會中央委員、千八百八十四年の創立に係るウエルテンベルヒ出獄人保護會中央委員、及千八百八十六年の創立に係るパーセル市出獄男子并に強制勞役者及保護會との間に締結せられ、後之れに加盟したるもの左の如し。

伯林、ブレイメン、プレスラウ(シュレシア地方保護會を除く)、フランクフルト、フランクフルトアムマイン、フランクフルトアムデルオーデル、ゲルリッツ、ドッツダム、ジクマールリンゲン及カツセル(郡)保護會中央機關舊公領ナッサウ(ウイスターデン)、ハンノーフェル、大公領ヘッセン(ダルムスタット)、ミッテルフランケン(アンスバッハ)、上バイエル(ミュンヘン)、上フランケン(バイロイト)、ボムメルン(ステッチ)、ラインウエスファレン監獄協會、デュセルドルフ、サクセン、洲及公

領アンハルト(ハルレー、アンデルゼーテ)シユレスウイ、ホルスタイン(キール)下エルザス(ストラースブルヒ)及ウエルテンベルヒ王國シユワーベンノイブルグ(アウクスブルヒ)

然れども瑞西の保護會社にして前顯同盟に加はりたるものは、アツベルツエの保護會シヤッハウセン、サントカルレン、トウルガウ、クラウビユルデン、チユッユリヒ、ゾロドウルン洲警察署及ラ、ソチエート、ノイハーテロイ保護會社なりし。

此の如き各社の同盟は、警察との連絡を保ち、出獄人各自の希望に依り、其郷貫に於て保護を受くる等尠なからざる便益を得るに至れり。

今地方保護會中會員の多數なると事業範圍の宏大なるものとに就て、其最なるものを擧ぐれば左の如し。

フライベルク、カールスルーヘ、マンハイム、レールラッハオッフ、エンブルヒ及ボルツハイム

以上列記せるもの、内フライベルグ、カールスルーヘ、マンハイムの保護會社は、出獄人寄宿所に充用し得るものにして、エフアングリク教内國布教會に於て之

を設立したるものなり。

(7) ザクセン

エルフルト監獄協會は、千八百七十八年の創立にして、其目的は、在監人の家族及或種類の出獄人を保護せんとするにあり。

千八百八十七年報に依れば、會員の數二百二十六名保護したるもの四十人にして、六百十九馬克七十五片の保護費を支出せり、収入は二千六百八十一馬克六十九片、内エルフルト市の寄附三百馬克、支出千四百四十二馬克三十七片、會社の財産五千九百三十一馬克九十六片なりし。

マクデブルヒ出獄人保護會の創立は、千八百七十七年にして、該市に於けるエフアングリク教會の創設したるものなり。本會社に於ては、宗教、年齢、民級の別を問はず、出獄者總てを保護せり、千八百八十六年に於ては四十五人の出獄人を保護せり、會員の數は二百四十九人なり。

メルゼブルヒ郡の保護所は、王國政府の建設に係る、該郡の警察署は保護すべき

出獄人の氏名を確實なる教會長に通知し、教會長は精神的及物質的保護を爲すの義務を有するの制なりし、事業統一を期し且財源を求めんが爲め地方團體をツウルガウ市に設置せり。

最近設立のザクセン及公領アンハルト洲監獄協會は、千八百八十四年ハルレ、ア
ンデルゼーチに在り、之が創立に力を竭したるは、王國寺院議員及内國布教委員に
して、其目的は出獄人及被拘禁者の家族保護に在りて、宗教の差異如何を問はざる
なり協會は、此他支會を組織し、會員寄附金の三分一を中央機關に納附せしめ、十二
名の常任委員事務を處理し、王國知事、検事長及王國各省は、其長として委員を派遣
するの權能を有せり。

千八百八十四年の年報に依れば、支社十二、會員百二十人、收入五百九十六馬克三
十八片、支出百五馬克三十一片なりし、年々の總會に於ては全般に關する問題を討
議す。

中央及支社に於て保護を爲したる人員に就ては、最近の調査に係るものなきに
依り之を省略す、支社の内著名のものは、千八百七十四年の創立に係るハルレー市

及ギビーヘンスタインの監獄協會にして、千八百八十八年に於ける會員の數は、百
七十、前二ヶ年間に保護したる出獄人の數百九十七人にして、六百七十五馬克六十
二片を支出し、社産は三千五百六十九馬克五十二片なりし。

(8) ウユルテンベルヒ

ウユルテンベルヒに於ては、已に久しき以前より出獄人保護の設備完成し居り
たり。

千八百卅一年ゲミュンドの僧侶イエゲルの主唱に依り、スツットガルトに保護
會社を設立し、全王國に普及せしむるの目的を以て、本社をスツットガルトに置き、
各所に支社を創立するの計畫を爲せり、千八百七十一年に於て、ウユルテンベルヒ
王國出獄人保護會は、法人たるの權利を得たり。

千八百七十二二年政府の檢定認許を経たる規定に従ひ、スツットガルトに十二名
より組織せる中央委員會を設け、六十四郡に各一ヶ所の支社を設立し、出獄婦女の
保護所を附屬せしめたり、其著名なるものを擧ぐれば、エスリンゲン、ハイルズロン、

ルードウイヒスブルグ、スツットガルスタット、スツットガルトアムト、ロットワイ
ル、エヒレゲンなり。

會社の目的は、ウエルテンベルヒ國監獄の男女出獄人を感化し、良民に復歸し正
業の途に就かしむるにあり。

保護を受けんとする者は、監獄署より中央委員會、若くは監獄所在地の支社へ送
附す、支社は社長の下に各獨立に業務に従事すと雖ども、金錢支出に至ては、一人の
被保護人に對し十グルデン乃至三十グルデンを超過することを得ざる規定にし
て、年末に於ける殘額は、之を中央委員會に送附し計算書を添附す。

千八百八十五年乃至八十六年の年報に依れば、會員の數前には三千四百七十三
人なりしに三千八百二十三人に増加し、(トウットリッゲンに於ては支社の設けあ
り)會社の財産七萬二千三百九十五馬克十片(内國庫補助千七百十五馬克支出五千
六百八十乃至六千八百四十七馬克八十六片)。

二ヶ年間に於ける報告に依れば、男八十二人、女九十人の出獄人を保護せし内、前
期三百六十二名に對し三十六人は二十一歳未満の幼年者なりし、ラーベルウール

パッハ出獄女子保護會社に對しては、千八百八十三年無利子を以て五千馬克の貸
附を許可せり、若又事業を擴張し、北部に第二保護會を設立せんと計畫を有する
場合に於ては、會社は尙ほ補助を爲す見込みなりし。而て中央委員會は、前顯建造物
の幾分を保護の爲めに使用するの權利を有す、千八百八十三年十一月十五日より
千八百八十七年二月廿八日に至る迄、ドルナホーフ勞役場に於ては五十五人の出
獄人を寄宿せしめ、其一部は他に安固の地位を得たるが如き其一例なり。

千八百八十四年バーデン國保護會社本部相互に出獄人を保護するの規約を締
結したることは、既にバーデンの部に掲げたる所なり。

犯罪的幼年者感化教育事業に付ては、各獨逸聯邦に在て既に個人的事業として、
若くは會社の組織を設け、其設立の爲めには、或は私財を投し、或は有力者の補助
を求むる等務めざる所なし、之が模範としては、ヨハン、ダニール、フハルク氏の本世
期の初めに於てワイマールに設立したるルーテルホーフ、及千八百三十三年に於
てヨハン、ハインフ、ヒウヒッヘルン氏のハンブルグ、ホルンに創立せる養育院な
りとす。千八百四十六年のベスタロッチー降誕祭に當て獨逸の諸都府に數多の